

## 阿智村地域防災計画 附属資料編

1. 法令関係	資料頁	条文	風水害対策編	震災対策編
阿智村災害対策本部条例	P101	全文	P24	
阿智村地震災害警戒本部条例	P102	全文		
阿智村防災会議条例	P103	全文	P24	
災害対策基本法	P104	第16条	P24、P203	P20
	P104	第29条		P119
	P105	第30条		P119
	P105	第42条	P1	P1
	P106	第60条	P198	P133、134
	P106	第61条	P198	P133、134
	P107	第63条		P137
	P107	第68条		P119
災害対策基本法施行令	P108	第18条	P162	P120
消防法	P111	第4条	P35	P29、74、75
	P111	第8条	P35	P29、74、75
	P112	第23条	P203	P137
	P112	第28条	P203	
消防組織法	P113	第44条	P160	
警察官職務執行法	P115	第4条	P198	P134
自衛隊法	P116	第83条	P170、203	P135、137
	P116	第94条	P198	P135、137
水防法	P118	第21条	P203	P137
	P118	第29条	P198	P133
	P118	第5条		P125
地すべり等防止法	P119	第25条	P198	P134
大規模地震対策特別措置法	P120	第6条		P1、P168
	P120	第16条		P170
東南海・南海地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法	P121	第6条		P1

2. 協定・要綱関係	資料頁	条文	風水害対策編	震災対策編
長野県消防相互応援協定書	P201	全文	P27	P116
長野県消防相互応援協定実施細則	P205	全文		
三遠南信災害時相互応援協定	P209	全文	P28、163	P116、121
長野県合同災害支援チームによる被災県等への支援に関する協定書	P213	全文	P28	
長野県合同災害支援チームによる被災県等への支援に係る基本方針	P214	全文		
災害救助法又は国民保護法が発動された場合における応急米穀の取扱いに関する協定	P218	全文	P62	
長野県市町村災害時相互応援協定書	P220	全文	P26、75、145、163	P62、P116、P121
長野県市町村災害時相互応援協定実施細則	P225	全文		
長野県水道協議会水道施設災害相互応援要綱	P228	全文	P75	P62
災害時の医療救護についての協定書	P232	全文	P163	P121、123
医療救護活動実施細目	P234			
災害時における飯伊15市町村と飯田郵便局並びに飯田市・下伊那特定郵便局との応援協定書	P236	全文	P163	P121、123
災害時における住民生活の早期安定を図るための協定書	P238	全文	P163	P121、123
大規模災害時等における相互応援に関する応援協定(尾張旭市)	P243	全文	P28、163	P121、123
災害時相互応援協定書(豊山町)	P245	全文	P28、163	P121、123
災害時における応急生活物資供給等に関する協定書(阿智村商工会)	P247	全文	P28、163	P121、123
災害時におけるLPガスに係る協力に関する協定書(長野LP協会飯伊支部)	P250	全文	P28、163	P121、123
災害時の情報交換に関する協定書(国土交通省中部地方整備局)	P253	全文	P28、163	P121、123

3. 報告様式関係	資料頁		風水害対策編	震災対策編
様式第1号(概況速報)	P301		P135、136	P106、133
様式第2号(人的及び住家の被害)	P302		P135、136	
様式第2-1号(避難準備情報・避難勧告・避難指示等・避難状況報告)	P303		P135、136	
様式第3号(社会福祉施設被害)	P304		P135、136	
様式第5-1号～5-3号(農業関係被害)	P305		P135、137	
様式第6-1～6-7号(林業関係被害)	P307		P135、137	
様式第7の1～7の6号(土木関係被害)	P315		P135、138	
様式第8号(都市施設被害)	P321		P135、138	
様式第9号～9-2号(水道施設被害)	P323		P135、138	
様式10号～10-2号(廃棄物処理施設被害)	P325		P135、138	
様式11号～11-2号(感染症関係)	P327		P135、139	
様式12号(医療施設被害)	P329		P135、139	
様式13号～13-2号(商工関係被害)	P330		P135、139	
様式14号～14-2号(観光施設被害)	P332		P135、139	
様式15号～15-2号(教育関係施設被害)	P334		P135、140	
様式17号(市町村有財産被害)	P336		P135、141	
様式18号(公益事業関係被害)	P337		P135、141	
様式19号～19-2号(火災)	P338		P135、141	
様式21号(被害状況総合)	P340		P135、142	
県及び近隣市町村への応援要請	P344		P159	
指定行政機関に対する派遣申請	P345			
自衛隊派遣要請	P346		P172	
消防防災航空隊出動要請	P347		P165	
緊急通行車両事前届書	P348		P49、191	
緊急通行車両確認申出書	P349		P49	
被災証明申請書	P350			
被災証明書	P351			

4. その他	資料頁		風水害対策編	震災対策編
職員防災(初動)マニュアル	P401		P23、106、143	
阿智村防災マップ	P416		P84	P71
各種指定場所等 (緊急避難場所・指定避難所・福祉避難所・救護所 )	P423		P32、43、53、 85	P25、47、125
各種指定場所等 (ヘリポート・物資輸送拠点・備蓄場所 等)	P424		P33、48、60、 66、183、213、 214、224、226	
市町村消防計画の基準	P425	全文	P34	P28
消防力の整備指針	P431	全文	P34	P28
消防水利の基準	P457	全文	P35	P29
阿智村通信関係一覧表	P460		P22、79	
緊急通行車両等事前登録済車両一覧表	P461		P33、49	
阿智村自主防災組織	P462		P37、110	
阿智村浄水場別給水能力表	P463		P64、75、239	
阿智村ため池一覧表	P464		P93、259	
阿智村内の社会福祉施設一覧表	P465		P42	
阿智村文化財一覧表	P466			
土石流緊急連絡体制	P468		P46、86	P71
河内川 阿智村 伍和地区の警戒避難体制について	P469		P46、86	
栗代川 阿智村(浪合)矢越地区の警戒避難体制について	P472		P46、86	
緊急輸送路	P475			
避難勧告等の発令基準	P476		P202	
要援護者防災・避難マニュアル策定指針(県)	P479		P205	P48
避難所マニュアル策定指針(県)	P479		P205	
飯田広域消防計画	整備中			P189

○阿智村災害対策本部条例（昭和38年3月18日条例第2号）

---

○阿智村災害対策本部条例

昭和38年3月18日条例第2号

改正

平成17年12月20日条例第96号

阿智村災害対策本部条例

（目的）

第1条 この条例は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第23条第7項の規定に基づき、阿智村災害対策本部に関し必要な事項を定めることを目的とする。

（組織）

第2条 災害対策本部長は、災害対策本部の事務を総括し、所部の職員を指揮監督する。

2 災害対策副本部長は、災害対策本部長を助け、災害対策本部長に事故がある時はその職務を代理する。

3 災害対策本部員は、災害対策本部長の命を受け、災害対策本部の事務に従事する。

（部）

第3条 災害対策本部長は必要と認める時は、災害対策本部に部を置くことができる。

2 部に属すべき災害対策本部員は、災害対策本部長が指名する。

3 部に部長をおき災害対策本部長の指名する災害対策本部員がこれに当る。

4 部長は部の事務を掌理する。

（雑則）

第4条 前各条に定めるもののほか、災害対策本部に関し必要な事項は、災害対策本部長が定める。

附 則

この条例は、昭和38年4月1日から施行する。

附 則（平成17年12月20日条例第96号）

この条例は、公布の日から施行する。

○阿智村地震災害警戒本部条例（昭和54年12月22日条例第21号）

○阿智村地震災害警戒本部条例

昭和54年12月22日条例第21号

改正

平成17年12月20日条例第97号

阿智村地震災害警戒本部条例

（目的）

第1条 この条例は、大規模地震対策特別措置法（昭和53年法律第73号。以下「法」という。）第18条第4項の規定に基づき、阿智村地震災害警戒本部（以下「警戒本部」という。）の組織等に関し必要な事項を定めることを目的とする。

（組織）

第2条 地震災害警戒本部長（以下「本部長」という。）は、警戒本部の事務を総括し、所部の職員を指揮監督する。

2 警戒本部に、地震災害警戒副本部長（以下「副本部長」という。）、地震災害警戒本部員（以下「本部員」という。）その他の職員を置くことができる。

3 副本部長は、本部員のうちから村長が任命する。

4 副本部長は、本部長を助け、本部長に事故ある時は、その職務を代理する。

5 本部員は、次に掲げる者をもって充てる。

（1）長野県警察の警察官のうちから村長が任命する者

（2）阿智村教育委員会の教育長

（3）阿智村を構成団体とする南信州広域連合の消防長又は当該連合の消防吏員その他の職員のうちから村長が任命する者

（4）村長がその部内の職員のうちから指名する者

（5）阿智村の区域において業務を行なう法第2条第7号に規定する指定公共機関又は同条第8号に規定する指定地方公共機関の役員又は職員のうちから村長が任命する者

6 本部員は、本部長の命を受け、警戒本部の事務に従事する。

7 副本部長及び本部員以外の警戒本部の職員（以下「本部職員」という。）は、村の職員のうちから、村長が任命する。

8 本部職員は、警戒本部の所掌事務について、本部員を補佐する。

（班）

第3条 本部長は、必要と認めるときは、警戒本部に班を置くことができる。

2 前項の班に属すべき本部員及び本部職員は、本部長が指名する。

3 第1項の班に班長を置き、本部長が指名する本部員がこれに当る。

4 前項の班長に事故があるときは、第1項の班に属する本部職員のうちから前項の班長があらかじめ指名する者がその職務を代理する。

（補則）

第4条 前3条に定めるもののほか、警戒本部の組織等に関し必要な事項は、本部長が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成17年12月20日条例第97号）

この条例は、公布の日から施行する。

○阿智村防災会議条例（昭和38年3月18日条例第1号）

○阿智村防災会議条例

昭和38年3月18日条例第1号

改正

平成12年3月23日条例第28号

平成21年3月10日条例第9号

阿智村防災会議条例

（目的）

第1条 この条例は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第16条第6項の規定に基づき阿智村防災会議（以下「防災会議」という。）の所掌事務及び組織を定めることを目的とする。

（所掌事務）

第2条 防災会議は、つぎの各号に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 阿智村地域防災計画を作成し、及びその実施を推進すること。
- (2) 村の地域に係る災害が発生した場合において当該災害に関する情報を収集すること。
- (3) 前各号に掲げるものの外、法律又はこれに基づく政令によりその権限に属する事務（会長及び委員）

第3条 防災会議は会長及び委員をもつて組織する。

- 2 会長は村長をもつて充てる。
- 3 会長は会務を総理する。
- 4 会長に事故がある時は、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。
- 5 委員はつぎの各号に掲げる者をもつて充てる。
  - (1) 長野県知事の部内の職員のうちから村長が任命するもの
  - (2) 長野県警察の警察官のうちから村長が任命するもの
  - (3) 村長がその部内の職員のうちから指名するもの
  - (4) 阿智村を構成団体とする南信州広域連合の消防長又は当該連合の消防吏員その他の職員のうちから村長が任命するもの
  - (5) 教育長
  - (6) 消防団長
  - (7) 村内公共機関の職員のうちから村長が任命するもの
- 6 委員の定数は15人以内とする。
- 7 第5項第6号の委員の任期は2年とする。ただし、補欠の委員の任期はその前任者の残任期間とする。
- 8 委員は再任されることができる。

（専門委員）

第4条 防災会議に専門の事項を調査させるため、専門委員をおくことができる。

- 2 専門委員は関係地方行政機関の職員、長野県の職員、村の職員及び学識経験のある者のうちから村長が任命する。
- 3 専門委員は当該専門の事項に関する調査が終了した時は解任されるものとする。

（議事等）

第5条 前各条に定めるものの外、防災会議の議事、その他防災会議の運営に関し必要な事項は、会長が防災会議にはかつて定める。

附 則

この条例は、昭和38年4月1日から施行する。

附 則（平成12年3月23日条例第28号）

この条例は、平成12年4月1日から施行する。

附 則（平成21年3月10日条例第9号）

この条例は、公布の日から施行する。

## 災害基本法 抜粋

### (市町村防災会議)

第16条 市町村に、当該市町村の地域に係る地域防災計画を作成し、及びその実施を推進するほか、市町村長の諮問に応じて当該市町村の地域に係る防災に関する重要事項を審議するため、市町村防災会議を置く。

- 2 前項に規定するもののほか、市町村は、協議により規約を定め、共同して市町村防災会議を設置することができる。
- 3 市町村は、前項の規定により市町村防災会議を共同して設置したときその他市町村防災会議を設置することが不適当又は困難であるときは、第一項の規定にかかわらず、設置しないことができる。
- 4 市町村は、前項の規定により市町村防災会議を設置しないこととしたとき（第二項の規定により市町村防災会議を共同して設置したときを除く。）は、速やかにその旨を都道府県知事に報告しなければならない。
- 5 都道府県知事は、前項の規定による報告を受けた時は、都道府県防災会議の意見を聞くものとし、必要があると認める時は、当該市町村に対し、必要な助言又は勧告をすることができる。
- 6 市町村防災会議の組織及び所掌事務は、都道府県防災会議の組織及び所掌事務の例に準じて、当該市町村の条例（第二項の規定により設置された市町村防災会議にあっては、規約）で定める。

### (職員の派遣の要請)

第29条 都道府県知事又は都道府県の委員会若しくは委員（以下「都道府県知事等」という。）は、災害応急対策又は災害復旧のため必要があるときは、政令で定めるところにより、指定行政機関の長、指定地方行政機関の長又は指定公共機関（独立行政法人通則法第二条第二項に規定する特定独立行政法人に限る。以下この節において同じ。）に対し、当該指定行政機関、指定地方行政機関又は指定公共機関の職員の派遣を要請することができる。

- 2 市町村長又は市町村の委員会若しくは委員（以下「市町村長等」という。）は、災害応急対策又は災害復旧のため必要があるときは、政令で定めるところにより、指定地方行政機関の長又は指定公共機関（その業務の内容その他の事情を勘案して市町村の地域に係る災害応急対策又は災害復旧に特に寄与するものとしてそれぞれ地域を限って内閣総理大臣が指定するものに限る。次条において「指定公共機関」という。）に対し、当該指定地方行政機関又は指定公共機関の職員の派遣を要請することができる。
- 3 都道府県又は市町村の委員会又は委員は前二項の規定により職員の派遣を要請



しようとするときは、あらかじめ、当該都道府県の知事又は当該市町村の市町村長に協議しなければならない。

(職員の派遣のあっせん)

第30条 都道府県知事等又は市町村長等は、災害応急対策又は災害復旧のため必要があるときは、政令で定めるところにより、内閣総理大臣又は都道府県知事に対し、それぞれ、指定行政機関、指定地方行政機関若しくは指定公共機関又は指定地方行政機関若しくは特定公共機関の職員の派遣についてあっせんを求めることができる。

2 都道府県知事等又は市町村長等は、災害応急対策又は災害復旧のため必要があるときは、政令で定めるところにより、内閣総理大臣又は都道府県知事に対し、それぞれ、地方自治法第二百五十二条の十七の規定による職員の派遣について、又は同条の規定による職員の派遣若しくは地方独立行政法人法第九十一条第一項の規定による職員（指定地方公共機関である同法第二条第二項に規定する特定地方独立行政法人（次条において「特定地方公共機関」という。）の職員に限る。）の派遣についてあっせんを求めることができる。

3 前条第三項の規定は、前二項の規定によりあっせんを求めようとする場合について準用する。

(市町村地域防災計画)

第42条 市町村防災会議（市町村防災会議を設置しない市町村にあつては、当該市町村長。以下この条において同じ。）は、防災基本計画に基づき、当該市町村の地域に係る市町村地域防災計画を作成し、および毎年市町村地域防災計画に検討を加え、必要があると認めるときは、これを修正しなければならない。この場合において、当該市町村防災計画は、防災業務計画又は当該市町村を包括する都道府県の都道府県地域防災計画に抵触するものであってはならない。

2 市町村地域防災計画は、おおむね次に掲げる事項について定めるものとする。

一 当該市町村の地域に係る防災に関し、当該市町村及び当該市町村の区域内の公共団体その他防災上重要な施設の管理者(次項において「当該市町村等」という。)の処理すべき事務又は業務の大綱

二 当該市町村の地域に係る防災施設の新設又は改良、防災のための調査研究、教育及び訓練その他の災害予防、情報の収集及び伝達、災害に関する予報又は警報の発令及び伝達、非難、消火、水防、救難、衛生その他の災害応急対策並びに災害復旧に関する事項別の計画

三 当該市町村の地域に係る災害に関する前号に掲げる措置に要する労務、施設、

- 設備、物資、資金等の整備、備蓄、調達、配分、輸送、通信等に関する計画
- 3 市町村防災会議は、市町村地域防災計画を定めるに当たっては、災害が発生した場合において当該市町村等が円滑に他の者の応援を受け、又は他の者を応援することができるよう配慮するものとする。
  - 4 市町村防災会議は、第一項の規定により市町村地域防災計画を作成し、又は修正した時は、速やかにこれと同権知事に報告するとともに、その要旨を公表しなければならない。
  - 5 都道府県知事は、前項の規定により市町村地域防災計画について報告を受けたときは、都道府県募債会議の意見を聴くものとし、必要があると認めるときは、当該市町村防災会議に対し、必要な助言又は勧告をすることができる。
  - 6 第二十一条の規定は、市町村長が第一項の規定により市町村地域防災計画を作成し、又は修正する場合について準用する。

(市町村長の避難の指示等)

第60条 災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、人の生命又は身体を災害から保護し、その他災害の拡大を防止するため特に必要があると認められるときは、市町村長は、必要と認める地域の居住者、滞在者その他の者に対し、避難のための立退きを勧告し、および急を要すると認めるときは、これらのものに対し、避難のための立退きを指示することができる。

- 2 前項の規定により避難のための立退きを勧告し、又は支持する場合において、必要があると認めるときは、市町村長は、その立退き先を指示することができる。
- 3 市町村長は、第一項の規定により避難のための立退きを勧告し、若しくは指示し、又は立退き先を指示したときは、すみやかに、その旨を都道府県知事に報告しなければならない。
- 4 市町村長は、避難の必要がなくなったときは、直ちに、その旨を公示しなければならない。前項の規定は、この場合について準用する。
- 5 都道府県知事は、当該都道府県の地域に係る災害が発生した場合において、当該災害の発生により市町村がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなったときは、当該市町村の市町村長が第一項、第二項及び前項前段の規定により実施すべき措置の全部又は一部を当該市町村長に代わって実施しなければならない。
- 6 都道府県知事は、前項の規定により市町村長の事務の代行を開始し、又は終了したときは、その旨を公示しなければならない。
- 7 第五項の規定による都道府県知事の代行に関し必要な事項は、政令で定める。

(警察管等の避難の指示)

第61条 前条第一項の場合において、市町村長が同項に規定する避難のための立退きを指示することができないと認めるとき、又は、市町村長から要求があったときは、

警察官又は海上保安官は、必要と認める地域の居住者、滞在者その他の者に対し、避難のための立退きを指示することができる。前条第二項の規定は、この場合について準用する。

- 2 警察官又は海上保安官は、前項の規定により避難のための立退きを指示したときは、直ちに、その旨を市町村長に通知しなければならない。
- 3 前条第三項及び第四項の規定は、前項の通知を受けた市町村長について準用する。

(市町村長の警戒区域設定権等)

第63条 災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、人の生命又は身体に対する危険を防止するため特に必要があると認めるときは、市町村長は、警戒区域を設定し、災害応急対策に従事する者以外の者に対して当該区域への立入りを制限し、若しくは禁止し、又は当該区域からの退去を命ずることができる。

- 2 前項の場合において、市町村長若しくはその委任を受けて同項に規定する市町村長の職権を行なう市町村の職員が現場にいないとき、又はこれらの者から要求があったときは、警察官又は海上保安官は、同項に規定する市町村長の職権を行なうことができる。この場合において、同項に規定する市町村長の職権を行なったときは、警察官又は海上保安官は、直ちに、その旨を市町村長に通知しなければならない。
- 3 第一項の規定は、市町村長その他同項に規定する市町村長の職権を行うことができる者がその場にいない場合に限り、自衛隊法（昭和二十九年法律第百六十五号）第八十三条第二項の規定により派遣を命ぜられた同法第八条に規定する部隊等の自衛官（以下「災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官」という。）の職務の執行について準用する。この場合において、第一項に規定する措置をとったときは、当該災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官は、直ちに、その旨を市町村長に通知しなければならない。
- 4 第六十一条の規定は、第一項の規定により警戒区域を設定しようとする場合について準用する。

(都道府県知事等に対する応援の要求等)

第68条 市町村長等は、当該市町村の地域に係る災害が発生した場合において、災害応急対策を実施するため必要があると認められるときは、都道府県知事等に対し、応援を求め、又は災害応急対策の実施を要請することができる。この場合において、応援を求められ、又は災害応急対策の実施を要請された都道府県知事等は、正当な理由がない限り、応援又は災害応急対策の実施を拒んではならない。

(派遣職員の職員の給与等)

第18条 派遣職員は、一般職の職員の給与に関する法律（昭和25年法律第95号）第12条第1項の通勤手当、同法第12条の2第1項及び第3項の単身赴任手当、同法第13条第1項の特殊勤務手当、同法第16条第1項の超過勤務手当、同法第17条の休日給、同法第18条の夜勤手当、同法第19条の2第1項及び第2項の宿直手当、同法第19条の3第1項の管理職員特別勤務手当並びに国家公務員等の旅費に関する法律（昭和25年法律第114号）第3条第1項の旅費又は国若しくは指定公共機関の職員に対して支給されるべきこれらに相当するものの支給を受けることができない。

2 派遣職員は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第204条第1項の給料、同条第2項の扶養手当、地域手当、住居手当、初任給調整手当、特地勤務手当（これに準ずる手当を含む。）、管理職手当、期末手当、勤勉手当、寒冷地手当及び退職手当、地方公務員法第43条第1項の共済制度による給付並びに同法第45条第1項の公務災害補償又は派遣を受けた都道府県若しくは市町村の職員に対して支給されるべきこれらに相当するものの支給を受けることができない。

3 派遣職員に対する次に掲げる規定（指定公共機関からの派遣職員にあっては、第6号及び第7号に掲げる規定）の適用については、派遣を受けた都道府県又は市町村の職員としての勤務を国又は指定公共機関の職員としての勤務とみなす。

一 一般職の職員の給与に関する法律第8条第5項から第7項まで（防衛省の職員の給与等に関する法律（昭和27年法律第266号）第5条第2項において準用する場合を含む。）、第15条及び第19条の7第1項

二 人事院規則9-7（棒給等の支給）第7条

三 防衛省の職員の給与等に関する法律第11条第2項、第16条第2項、第17条第1項、第18条第3項及び第18条の2第1項

四 防衛省の職員の給与等に関する法律施行令（昭和27年政令第368号）第8条の3第4項

五 国家公務員の寒冷地手当に関する法律（昭和24年法律第200号）第1条及び第5条

六 国家公務員退職手当法（昭和28年法律第182号）第2条第1項、第6条の4第1項及び第7条第4項

七 国家公務員共済組合法（昭和33年法律第128号）第2条第1項

4 派遣職員に対する次に掲げる規定（指定公共機関からの派遣職員にあっては、第1号、第3号及び第5号に掲げる規定）の適用については、派遣を受けた都道府県又は市町村の公務を国又は指定公共機関の公務とみなす。

一 国家公務員災害補償法（昭和26年法律第191号）第10条、第12条、第12

条の2第1項、第13条第1項及び第8項、第15条、第18条並びに第22条第1項及び第2項

二 防衛省の職員の給与等に関する法律第27条第1項において準用する前号に掲げる規定

三 国家公務員退職手当法第五条第1項

四 防衛省の職員の給与等に関する法律第28条第3項

五 国家公務員共済組合法第82条第2項、第85条第2項（同条第3項において準用する場合を含む。）及び第89条第2項

- 5 派遣職員の国家公務員災害補償法第4条第1項（防衛省の職員の給与等に関する法律第27条第1項において準用する場合を含む。）の給与及び国家公務員共済組合法第2条第1項第5号の報酬については、派遣を受けた都道府県又は市町村が法令の規定により当該派遣職員に対し支給した通勤手当、単身赴任手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当及び管理職員特別勤務手当又はこれらに相当するものを、国が法令の規定により当該派遣職員に対し支給し、又は指定公共機関が当該派遣職員に対し支給した通勤手当、単身赴任手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当及び管理職員特別勤務手当又はこれらに相当するものとみなす。
- 6 派遣職員の地方自治法第204条第2項のへき地手当（これに準ずる手当を含む。）、時間外勤務手当、夜間勤務手当、休日勤務手当及び農林漁業普及指導手当又は派遣を受けた都道府県若しくは市町村の職員に対して支給されるこれらに相当するものの支給額の算定の基礎となる給与については、国が法令の規定により当該派遣職員に対し支給し、又は指定公共機関が当該派遣職員に対し支給する棒給（棒給の調整額を含む。）、扶養手当及び地域手当又はこれらに相当するものを、派遣を受けた都道府県若しくは市町村が法令の規定により当該派遣職員に対し支給すべき給料、扶養手当及び地域手当又はこれらに相当するものとみなす。
- 7 派遣職員に対する一般職の職員の給与に関する法律第11条の3から第11条の7までの地域手当、同法第13条の2第1項の特地勤務手当、同法第14条第1項及び第2項の特地勤務手当に準ずる手当並びに国家公務員の寒冷地手当に関する法律第1条の寒冷地手当又はこれらに相当するものの支給については、国の職員としての勤務に係る地域の支給地域の区分又は官署の級別区分に応じ、これを行なうものとする。
- 8 国又は指定公共機関が派遣職員に対して支給した一般職の職員の給与に関する法律第5条第1項の俸給、同法第10条の2第1項の俸給の特別調整額、同法第10条の3第1項の本府省業務調整手当、同法第10条第1項及び第2項の初任給調整手当、同法第10条の5第1項の専門スタッフ職調整手当、同法第11条第1項の扶養手当、同法第11条の3から第11条の7までの地域手当、同法第11条の8第1項及び第3項の広域異動手当、同法第11条の9第1項の研究員調整手当、同法

第 11 条の 10 第 1 項の住居手当、同法第 13 条の 2 第 1 項の特地勤務手当、同法第 14 条第 1 項及び第 2 項の特地勤務手当に準ずる手当、同法第 19 条の 4 第 1 項の期末勤勉手当並びに同法第 19 条の 7 第 1 項の勤勉手当の支給額、国家公務員の寒冷地手当に関する法律第 1 条の寒冷地手当の支給額並びに国家公務員災害補償法第 9 条各号に規定する公務災害補償に要する費用又はこれらに相当するもの並びに国又は指定公共機関が負担した国家公務員共済組合法第 99 条第 2 項第 1 号から第 3 号までに規定する負担金のうち派遣職員に係る額については、派遣を受けた都道府県又は市町村がこれを負担するものとする。

## 消防法 抜粋

第4条 消防長又は消防署長は、火災予防のために必要があるときは、関係者に対して資料の提出を命じ、若しくは報告を求め、又は当該消防職員（消防本部を置かない市町村においては、当該市町村の消防事務に従事する職員又は常勤の消防団員。第五条の三第二項を除き、以下同じ。）にあらゆる仕事場、工場若しくは公衆の出入する場所その他の関係のある場所に立ち入って、消防対象物の位置、構造、設備及び管理の状況を検査させ、若しくは関係のある者に質問させることができる。ただし、個人の住居は、関係者の承諾を得た場合又は火災発生のおそれが著しく大であるため、特に緊急の必要がある場合でなければ、立ち入らせてはならない。

2 消防職員は、前項の規定により関係のある場所に立ち入る場合においては、市町村長の定める証票を携帯し、関係のある者の請求があるときは、これを示さなければならぬ。

3 消防職員は、第一項の規定により関係のある場所に立ち入る場合においては、関係者の業務をみだりに妨害してはならない。

4 消防職員は、第一項の規定により関係のある場所に立ち入って検査又は質問を行なった場合に知り得た関係者の秘密をみだりに他に漏らしてはならない。

第8条 学校、病院、工場、事業場、興行場、百貨店（これに準ずるものとして政令で定める大規模な小売店舗を含む。以下同じ。）、複合用途防火対象物（防火対象物で政令で定める2以上の用途に供されるものをいう。以下同じ。）その他多数の者が出入し、勤務し、又は居住する防火対象物で政令で定めるものの管理について権限を有する者は、政令で定める資格を有する者のうちから防火管理者を定め、当該防火対象物について消防計画の作成、当該消防計画に基づく消火、通報及び避難の訓練の実施、消防の用に供する設備、消防用水又は消火活動上必要な施設の点検及び整備、下記の使用又は取扱いに関する監督、避難又は防火上必要な構造及び設備の維持管理並びに収容人員の管理その他防火管理上必要な業務を行なわせなければならない。

2 前項の権限を有する者は、同項の規定により防火管理者を定めたときは、遅滞なくその旨を所轄消防長又は消防署長に届け出なければならない。これを解任した時も、同様とする。

3 消防長又は消防署長、第1項の防火管理者が定められていないと認める場合には、同項の権限を有するものに対し、同項の規定により防火管理者を定めるべきことを命ずることができる。

4 消防長又は消防署長は、第1項の規定により同項の防火対象物について同項

の防火管理者の行うべき防火管理上必要な業務が法令の規定又は同項の消防計画に従って行われていないと認める場合には、同項の権限を有する者に対し、当該業務が当該法令の規定又は消防計画に従って行われるように必要な措置を講ずべきことを命ずることができる。

5 第5条第3項及び第4項の規定は、前2項の規定による命令について準用する。

第23条 市町村長は、火災の警戒上特に必要があると認めるときは、期間を限って、一定区域内におけるたき火又は喫煙の制限をすることができる。

第28条 火災の現場においては、消防吏員又は消防団員は、消防警戒区域を設定して、総務省令で定める者以外の者に対してその区域からの退去を命じ、又はその区域への出入を禁止し若しくは制限することができる。

2 消防吏員又は消防団員が火災の現場にいないとき又は消防吏員又は消防団員の要求があったときは、警察官は、前項に規定する消防吏員又は消防団員の職権を行うことができる。

3 火災現場の上席消防員の指揮により消防警戒区域を設定する場合には、現場に在る警察官は、これに援助を与える義務がある。



(非常事態における消防庁長官等の措置要求等)

第44条 消防長官は、地震、台風、水火災等の非常事態の場合において、これらの災害が発生した市町村（以下この条において「災害発生市町村」という。）の消防の応援又は支援（以下「消防の応援等」という。）に関し、当該災害発生市町村の属する都道府県の知事から要請があり、かつ、必要があると認められるときは、当該都道府県以外の都道府県の知事に対し、当該災害発生市町村の消防の応援等のため必要な措置をとることを求めることができる。

2 消防庁長官は、前項に規定する場合において、当該災害の規模等に照らし緊急を要し、同項の要請を待ついとまがないと認められるときは、同項の要請を待たないで、緊急に消防の応援等を必要とするとして認められる災害発生市町村のため、当該災害発生市町村の属する都道府県以外の都道府県の知事に対し、当該必要な措置をとることを求めることができる。この場合において、消防庁長官は、当該災害発生市町村の属する都道府県の知事に対し、速やかにその旨を通知するものとする。

3 都道府県知事は、前2項の規定による消防庁長官の求めに応じ当該必要な措置をとる場合において、必要があると認めるときは、その区域なの市町村の長に対し、消防機関（第9条に規定する機関をいう。以下同じ。）の職員の応援出動等の措置をとることを求めることができる。

4 消防庁長官は、第1項又は第2項の場合において、人命の救助等のために特に緊急を要し、かつ、広域的に消防機関の職員の応援出動等の措置を的確かつ迅速にとる必要があると認められるときは、緊急に当該応援出動等の措置を必要とするとして認められる災害発生市町村のため、当該災害発生市町村以外の市町村の長に対し、当該応援出動等の措置をとることを自ら求めることができる。この場合において、消防庁長官は、第1項の場合にあっては当該応援出動等の措置を求めた市町村の属する都道府県の知事に対し、第2項の場合にあっては当該都道府県の知事及び当該災害発生市町村の属する都道府県の知事に対し、速やかにその旨を通知するものとする。

5 消防庁長官は、第1項、第2項又は前項に規定する場合において、大規模地震対策特別措置法第3条第1項に規定する地震防災対策強化地域に係る著しい地震災害その他の大規模な災害で2以上の都道府県に及ぶもの又は毒性物質の発散その他の政令で定める原因により生ずる特殊な災害に対処するために特別の必要があると認められるときは、当該特別の必要があると認められる災害発生市町村のため、当該災害発生市町村の属する都道府県以外の都道府県の知事又は当該都道府県内の市町村の長に対し、次条第1項に規定する緊急消防援助隊の出動のため必要な措置をとることを指示することができる。この場合において、消防庁長官

は、当該災害発生市町村の属する都道府県の知事及び当該出動のため必要な措置をとることを指示した市町村の属する都道府県の知事に対し、速やかにその旨を通知するものとする。

6 都道府県知事は、前項の規定による消防庁長官の指示に基づき、その区域内の市町村の長に対し、次条第1項に規定する緊急消防援助隊の出動の措置をとることを指示することができる。

7 前各項の規定は、大規模地震対策特別措置法第2条第13条の警戒宣言が発せられた場合に準用する。

(避難等の措置)

第4条 警察官は、人の生命若しくは身体に危険を及ぼし、又は財産に重大な損害を及ぼす虞のある天災、事変、工作物の損壊、交通事故、危険物の爆発、狂犬、奔馬の類等の出現、極端な雑踏等危険な事態がある場合においては、その場に居合わせた者、その事物の管理者その他関係者に必要な警告を発し、及び特に急を要するばあいにおいては、危害を受ける虞のある者に対し、その場の危害を避けしめるために必要な限度でこれを引き留め、若しくは避難させ、又はその場に居合わせた者、その事物の管理者その他関係者に対し、危害防止のため通常必要と認められる措置をとることを命じ、又は自らその措置をとることができる。

2 前項の規定により警察官がとった処置については、順序を経て所属の公安委員会にこれを報告しなければならない。この場合において、公安委員会は他の公の機関に対し、その後の処置について必要と認める協力を求めるため適当な措置をとらなければならない。

(災害派遣)

第83条 都道府県知事その他政令で定める者は、天災地変その他の災害に際して、人命又は財産の保護のため必要があると認める場合には、部隊等の派遣を防衛大臣又はその指定するものに要請することができる。

2 防衛大臣又はその指定する者は、前項の要請があり、事態やむを得ないと認める場合には、部隊等を救援のため派遣することができる。ただし、天災地変その他の災害に際し、その事態に照らし特に緊急を要し、前項の要請を待ついとまがないと認められるときは、同項の要請を待たないで、部隊等を派遣することができる。

3 庁舎、営舎その他の防衛省の施設又はこれらの近傍に火災その他の災害が発生した場合においては、部隊等の長は、部隊等を派遣することができる。

4 第1項の要請の手続は、政令で定める。

5 第1項から第3項までの規定は、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律第2条第4項に規定する武力攻撃災害及び同法第183条において準用する同法第14条第1項に規定する緊急対処事態における災害については、適用しない。

(災害派遣時等の権限)

第94条 警察官職務執行法第4条並びに第6条第1項、第3項及び第4項の規定は、警察官がその場にいない場合に限り、第83条第2項、第83条第2項、第83条の2又は第83条の3の規定により派遣を命ぜられた部隊等の自衛官の職務の執行について準用する。この場合において、同法第4条第2項中「公安委員会」とあるのは、「防衛大臣の指定する者」と読み替えるものとする。

(災害派遣時等の権限)

第94条 警察官職務執行法第4条並びに第6条第1項、第3項及び第4項の規定は、警察

官がその場にいない場合に限り、第 83 条第 2 項、第 83 条の 2 又は第 83 条の 3 の規定により派遣を命ぜられた部隊等の自衛官の職務の執行について準用する。この場合において、同法第 4 条第 2 項中「公安委員会」とあるのは、「防衛大臣の指定する者」と読み替えるものとする。

2 海上保安庁法第 16 条の規定は、第 83 条第 2 項、第 83 条の 2 又は第 83 条の 3 の規定により派遣を命ぜられた海上自衛隊の三等海曹以上の自衛官の職務の執行について準用する。

## 水防法 抜粋

### (水防の機関)

第5条 水防管理団体は、水防事務を処理するため、水防団を置くことができる。

- 2 前条の規定により指定された水防管理団体（以下「指定管理団体」という。）は、その区域内にある消防機関が水防事務を十分に処理することができないと認める場合においては、水防団を置かなければならない。
- 3 水防団及び消防機関は、水防に関しては水防管理者の所轄の下に行動する。

### (警戒区域)

第21条 水防上緊急の必要がある場所においては、水防団長、水防団員又は消防機関に属する者は、警戒区域を設定し、水防関係者以外の者に対して、その区域への立入りを禁止し、若しくは制限し、又はその区域からの退去を命ずることができる。

- 2 前項の場所においては、水防団長、水防団員若しくは消防機関に属する者がいないとき、又はこれらの者の要求があったときは、警察官は、同項に規定する者の職権を行なうことができる。

### (立退きの指示)

第29条 洪水、津波又は高潮によって氾濫による著しい危険が切迫していると認められるときは、都道府県知事、その命を受けた都道府県の職員又は水防管理者は必要と認める区域の居住者、滞在者その他の者に対し、避難のため立ち退くべきことを指示することができる。水防管理者が指示をする場合においては、当該区域を管轄する警察署長にその旨を通知しなければならない。

(立退の指示)

第25条 都道府県知事又はその命じた職員は、地すべりにより著しい危険が切迫していると認められるときは、必要と認める区域内の居住者に対し避難のために立ち退くべきことを指示することができる。この場合においては、都道府県知事又はその命じた職員は、直ちに、当該区域を管轄する警察署長にその旨を通知しなければならない。

(地震防災強化計画)

- 第6条 第3条第1項の規定による強化地域の指定があったときは、指定行政機関の長（指定行政機関が内閣府設置法(平成11年法律第89号)第49条第1項若しくは第2項若しくは国家行政組織法(昭和23年法律第120号)第3条第2項の委員会若しくは災害対策基本法第2条第3項ロに掲げる機関又は同号二に掲げる機関のうち合議制のものである場合にあっては第11条第6項第3号及び第13条第1項を除き当該指定行政機関をいい、指定行政機関の長から事務の委任があった場合にあっては当該事務については当該委任を受けた指定行政機関の長をいう。以下同じ)及び指定公共機関(指定公共機関から委任された業務については、当該委任を受けた指定地方公共機関。以下同じ。)は災害対策基本法第2条第9号に規定する防災業務計画において、次に掲げる事項を定めなければならない。
- 一 地震防災応急対策に係る措置に関する事項
  - 二 避難地、避難路、消防用施設その他当該大規模な地震に関し地震防災上緊急に整備すべき施設等で政令で定めるものの整備に関する事項
  - 三 当該大規模な地震に係る防災訓練に関する事項その他当該大規模な地震防災上重要な対策に関する事項で政令で定めるもの
- 2 前項に規定する指定があったときは、災害対策基本法第21条に規定する地方防災会議等(市町村防災会議を設置しない市町村にあっては、当該市町村の市町村長)は同法第2条第10号に規定する地域防災計画において、石油コンビナート等災害防止法第27条第1項に規定する石油コンビナート等防災本部(第28条第2項において「石油コンビナート等防災本部」という。)及び同法第30条第1項に規定する防災本部の協議会は同法第31条第1項に規定する石油コンビナート等防災計画において、前項第1号に掲げる事項を定めるものとするほか、同項第2号及び第3号に掲げる事項を定めるよう努めなければならない。
- 3 地震防災強化計画は、地震防災基本計画を基本とするものとする。

(都道府県地震災害警戒本部及び市町村地震災害警戒本部の設置)

- 第16条 警戒宣言が発せられたときは、強化地域に係る都道府県知事又は市町村長は、都道府県地震災害警戒本部(以下「都道府県警戒本部」という。)又は市町村地震災害警戒本部(以下「市町村家会本部」という。)を設置するものとする。



(推進計画)

第6条 第3条第1項の規定による推進地域の指定があったときは、災害対策基本法第2条第3号に規定する指定行政機関の長（指定行政機関が内閣府設置法（平成11年法律第89号）第49条第1項若しくは第2項若しくは国家行政組織法（昭和23年法律第120号）第3条第2項の委員会又は災害対策基本法第2条第3号ロに掲げる機関若しくは同号ニに掲げる機関のうち合議制のものである場合にあっては当該指定行政機関をいい、指定行政機関の長から事務の委任があった場合にあっては当該事務については当該委任を受けた同条第4号に規定する指定地方行政機関の長をいう。）及び同条第5号に規定する指定公共機関（指定公共機関から委任された業務については、当該委任を受けた同条第6号に規定する指定地方公共機関）は同条第9号に規定する防災業務計画において、同法第21条に規定する地方防災会議等（市町村防災会議を設置しない市町村にあっては、当該市町村の市町村長）は同法第2条第10号に規定する地域防災計画において、石油コンビナート等災害防止法第27条第1項に規定する石油コンビナート等防災本部及び同法第30条第1項に規定する防災本部の協議会は同法31条第1項に規定する石油コンビナート等防災計画において、次の事項を定めなければならない。

- 一 避難地、避難路、消防用施設その他東南海・南海地震に関し地震防災上緊急に整備すべき施設等でさだめるものの整備に関する事項
  - 二 東南海・南海地震に伴い発生する津波からの防護及び円滑な避難の確保に関する事項、東南海・南海地震に係る防災訓練に関する事項その他東南海・南海地震に係る地震防災上重要な対策に関する事項で政令で定めるもの
- 2 推進計画は、基本計画を基本とするものとする。

## 長野県消防相互応援協定実施細則

( 主旨 )

第 1 この実施細則は、長野県消防相互応援協定書 ( 平成 8 年 2 月 14 日締結。以下「協定」という。 ) 第 12 条の規定に基づき、消防の相互の応援の実施について必要な事項を定めるものとする。

( 代表消防機関の選定等 )

第 2 協定第 4 条第 2 項に規定する地域代表消防機関及び総括代表消防機関は、次のとおりとする。

(1) 地域代表消防機関 協定別表に掲げる各地域の長野県消防長会副会長が属する消防本部とする。ただし、総括代表消防機関を兼ねることができる。

(2) 総括代表消防機関 長野県消防長会長が属する消防本部とする。

2 地域代表消防機関及び総括代表消防機関が行う連絡調整は、次に掲げる事項とするものとする。

(1) 応援部隊の編成計画の作成及び調整に関すること。

(2) 各消防機関の応援可能資機材等に関すること。

(3) 応援要請及び情報伝達等に関すること。

(4) 応援部隊の技術の向上及び訓練計画に関すること。

(5) その他必要な事項

3 地域代表消防機関又は総括代表消防機関の管轄地域において災害が発生した場合は、地域代表消防機関が属する地域内の消防本部又は他の地域の消防本部が、地域代表消防機関を代行し、総括代表消防機関の代行は地域代表消防機関が行うものとする。

( 応援要請の事項 )

第 3 応援要請の市町村等の長は、次に掲げる事項を電話その他の方法により連絡し、後日応援要請書 ( 様式第 1 号 ) を送付するものとする。

(1) 災害の種別、発生場所及び状況

(2) 応援隊の種別、隊数及び資機材等

(3) 応援隊の集結場所

(4) 応援隊の活動範囲及び任務

(5) 使用無線周波数

(6) 安全管理上の注意事項

(7) その他必要と思われる事項

2 協定第6条第1項に規定する応援要請を迅速かつ的確に行うため、長野県緊急消防援助隊応援出動計画の規定を準用し、連絡するものとする。

( 応援隊の派遣 )

第4 協定第7条第2項に基づき応援隊を派遣する市町村等は、次に掲げる事項について電話その他の方法で通知し、後日応援通知書(様式第2号)を送付するものとする。

- (1) 派遣人員
- (2) 派遣車両
- (3) 資機材等の種別及び数量
- (4) 出発時刻及び到着予定時刻
- (5) 指揮責任者

2 応援隊あつては、応援要請に迅速に対応するため原則として当直隊が出動するものとする。

( 応援隊等の名称 )

第5 協定第8条に基づき活動する応援隊の総称は、県内相互応援隊とする。

2 第2要請により出動した場合の、指揮隊長の名称は、北信、東信、中信、南信各指揮隊長とし、第3要請により出動した場合の指揮隊長は、長野県隊長とする。

( 応援隊の誘導等 )

第6 要請側の消防長は、必要に応じて応援隊到着予定地に誘導員を配置して応援隊の誘導に努めるとともに、応援活動上必要な資機材等を貸与するものとする。

( 応援隊の報告 )

第7 応援隊の長は、現場に到着したときは、要請側の現場最高指揮者から次の事項について情報の提供を受け活動するものとする。

- (1) 災害の状況及び進入経路
- (2) 活動方針、任務及び使用無線周波数
- (3) その他必要事項

2 応援側の市町村等の長は、応援活動終了後、要請側の市町村等の長に対して応援活動の内容を応援活動報告書(様式第3号)により報告するものとする。

3 要請側の消防長は、応援活動終了後速やかに総括代表消防機関及び応援側の消防長に対して、災害等の概要を災害等状況報告書(様式第4号)により報告するものとする。

( 応援隊の指揮及び編成 )

第8 複数の応援隊を派遣する場合の指揮及び部隊編成は、地域代表消防機関又は総括代表消防機関が行うものとする。

2 前項の規定に関わらず、地域代表消防機関又は総括代表消防機関の管轄地域において災害が発生した場合は、第2第3項の規定を準用するものとする。

3 前2項の規定により部隊編成された応援隊の最高指揮者は、要請側の現場指揮者の指示を受け、応援隊を指揮するものとする。

( 総括代表消防機関等への連絡 )

第9 応援隊の派遣要請があった場合及び自主応援した場合は、関係する地域代表消防機関へ連絡するものとする。

2 地域代表消防機関は、前項の連絡があった場合、総括代表消防機関へ速やかにその旨を連絡するものとする。

( 応援要請の解除 )

第10 要請の解除をした場合は、応援要請解除通知書(様式第5号)により通知するとともに地域代表消防機関に連絡するものとする。

( 会議等 )

第11 協会事項の円滑な推進を図るため、協議会及び地域連絡会議を必要に応じて開催するものとする。

( 協議会 )

第12 協議会は、県内の市町村等の消防長をもって構成し、総括代表消防機関の消防長が招集するものとする。

( 地域連絡会議 )

第13 地域連絡会議は、県内4ブロックごとに地域内の市町村等の消防長をもって構成し、地域代表消防機関の消防長が招集するものとする。

( その他会議 )

第14 総括代表機関の消防長は、必要に応じて会議を招集することができるものとする。

( 協議事項 )

第15 会議の協議事項は、次のとおりとする。

- (1) 長野県消防相互応援に関する事。
- (2) 警防技術及び訓練に関する事。
- (3) 市町村の消防現況、消防事象、特殊災害等の資料の交換に関する事。
- (4) 消防用資機材の備蓄状況及び開発研究に関する事。
- (5) その他必要な事項

( 協議 )

第16 この実施細則に定めない事項又はこの実施細則について変更の必要若しくは、疑義等が生じたときは、その都度消防長が協議して定めるものとする。

附則

- 1 この実施細則は、平成 8 年 2 月 14 日から施行する。
- 2 この実施細則の成立は、市町村等の消防長の同意書をもって証する。

附則（平成 18 年 9 月 1 日一部改正同意）

この実施細則は、公布の日から施行し、平成 18 年 9 月 1 日から適用する。

# 長野県消防相互応援協定書

## 第1章 総則

### (目的)

第1条 この協定は、消防組織法(昭和22年法律第226号。以下「法」という。)第39条の規定に基づき、長野県内の消防本部を置く市町村の区域内で災害が発生し、又は発生するおそれのある場合に市町村等(消防事務を他の市に委託している町村にあってはその受託している市、消防事務に関する一部事務組合を組織している市町村にあってはその一部事務組合、広域連合を組織している市町村にあってはその広域連合をいう。以下同じ。)がそれぞれの消防力を活用して相互の応援をすることにより、被害を最小限に防止することを目的とする。

### (対象とする災害)

第2条 この協定の対象とする災害は、法第1条に規定する水火災又は地震等の災害で、市町村等の応援を必要とするものとする。

### (地域区分)

第3条 この協定による相互の応援を円滑に実施するため、市町村等を別表に掲げる地域に区分する。

### (代表消防機関の設置及び任務)

第4条 この協定による相互の応援を円滑に実施するため、別表に掲げる地域ごとに地域代表消防機関を置き、更に地域代表消防機関を統括するための総括代表消防機関を置くものとする。

2 地域代表消防機関及び総括代表消防機関の選定は、各消防長の協議により行うものとする。

3 地域代表消防機関の任務は、次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 総括代表消防機関及び当該地域内市町村等との連絡調整及び情報交換に関すること。

(2) 当該地域内の応援可能な消防隊等の把握に関すること。

(3) 応援の要請時における当該地域内の応援可能な消防隊等の調整に関すること。

4 総括代表消防機関の任務は、次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 長野県及び地域代表消防機関との連絡調整及び情報交換に関すること。

(2) 長野県内の応援可能な消防隊等の把握に関すること。

(3) 応援の要請時における長野県内の応援可能な消防隊等の調整に関すること。

(4) 緊急消防援助隊を受援した場合、関係機関との連絡調整及び情報交換に関する

こと。

## 第2章 相互応援

### ( 応援の種別 )

第5条 この協定による応援の種別は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 消防応援 消防隊による応援
- (2) 救助応援 救助隊による応援
- (3) 救急応援 救急隊による応援
- (4) その他の応援上記以外の応援

### ( 応援要請 )

第6条 応援の要請は、災害が発生し、又は発生するおそれのある市町村等(以下「要請側」という。)の長から電話その他の方法により、災害の規模等に応じて、次の各号の区分により応援する市町村等(以下「応援側」という。)の長に対して行い、事後速やかに要請書を提出するものとする。

- (1) 第1要請 当該市町村等が隣接する市町村等に対して行う応援要請
  - (2) 第2要請 当該市町村等が属する別表の地域内の他の市町村等に対して行う応援要請(第1要請を除く。)
  - (3) 第3要請 当該市町村等が属する別表の地域外の市町村等に対して行う応援要請(第1要請を除く。)
- 2 応援要請は、第1要請、第2要請、第3要請の順に行うものとする。ただし、要請側の長が特に必要と認める場合は、この限りでない。
- 3 第2要請にあつては要請側の地域代表消防機関を、第3要請にあつては要請側の地域代表消防機関、総括代表消防機関及び応援側の地域代表消防機関を経由して行うものとする。
- 4 自衛隊に対して応援要請したときは、要請側の消防長は、地域代表消防機関及び総括代表消防機関へ通報するものとする。

### ( 応援隊の派遣 )

第7条 前条の規定により応援要請を受けた応援側の長は、特別の事情がない限り応援隊を派遣しなければならない。

- 2 応援側の長は、応援隊を派遣するときは、要請側の長に対してその旨を通知するものとする。この場合において、前条第3項の規定により経由することとされている各代表消防機関を経由した応援要請にあつては、当該代表消防機関を経由して通知するものとする。
- 3 市町村等の長は、災害が発生している市町村等に対して、自主的に応援出動す

ることができる。ただし、この場合は災害発生の市町村等の長に連絡するするとともに、地域代表消防機関に通報するものとする。

( 応援隊の指揮 )

第8条 応援隊は、要請側の長の指揮の下に活動するものとする。この場合において、被災地で消防活動を行うその他の応援隊と緊密に連携するものとする。

### 第3章 経費負担

( 応援経費等の負担 )

第9条 この協定に基づく経費等の負担については、次の各号に定めるところによる。

(1) 応援側の負担する経費等

- ア 応援出動した隊員の旅費及び諸手当
- イ 応援出動した隊員の公務災害補償費及び消防職員等賞じゅつ金
- ウ 応援出動した際に破損した機械器具等の修理に要した経費
- エ 消防活動に要した消火剤
- オ 燃料及び給食等に要する経費
- カ 前アからオに掲げるもののほか応援出動に要した経費

(2) 要請側の負担する経費等

応援隊による消防法(昭和23年法律第186号)第29条第3項の規定による損失補償費及び同法第36条の3第1項の規定による損害補償費

( 損害賠償 )

第10条 応援隊の応援に伴い発生した事故の処理に要する次の各号に掲げる費用は、要請側の負担とする。ただし、応援側の重大な過失により発生した損害賠償に要する費用については、応援側の負担とする。

- (1) 土地、建物、工作物等に対する損害賠償金
- (2) 一般人の死傷に伴う損害賠償金

2 前項に定める要請側の負担額は、応援側が加入する保険により支払われる金額を控除した額とする。

### 第4章 協議

( 協議 )

第11条 この協定に定めのない事項又はこの協定について変更の必要若しくは疑義が生じたときは、市町村等の長が協議して定めるものとする。

( 補則 )

第12条 この協定の実施に関し必要な事項は、市町村等の消防長が協議して定める。



附則

( 施行期日 )

1 この協定は、平成8年2月14日から施行する。

( 長野県広域消防相互応援協定の廃止 )

2 法第21条の規定により、県内を10ブロックに編成して昭和41年に各ブロック毎に締結した長野県広域消防相互応援協定は、廃止する。

この協定の締結を証するため、本書18通を作成し、市町村等の長が記名押印の上、各自1通を保有する。

附則 ( 平成12年7月1日一部改正同意 )

この協定は、公布の日から施行し、平成12年7月1日から適用する。

附則 ( 平成13年7月1日一部改正同意 )

この協定は、公布の日から施行し、平成13年7月1日から適用する。

附則 ( 平成15年11月1日一部改正同意 )

この協定は、公布の日から施行し、平成15年11月1日から適用する。

附則 ( 平成18年9月1日一部改正同意 )

この協定は、公布の日から施行し、平成18年9月1日から適用する。

別表

区 分	市 町 村 等
北信地域	長野市 須坂市 千曲坂城消防組合 岳北広域行政組合 岳南広域消防組合
東信地域	上田地域広域連合 佐久広域連合
中信地域	松本広域連合 北アルプス広域連合 木曾広域連合
南信地域	諏訪広域連合 伊那消防組合 伊南行政組合 南信州広域連合

### 三遠南信災害時相互応援協定

愛知県東三河、静岡県遠州及び長野県南信州（以下「三遠南信」という。）に位置する各市町村（以下「都市」という。）に、災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）第 2 条第 1 号に規定する災害が発生した場合の相互の応援について、次のとおり協定を締結する。

#### （目的）

第 1 条 この協定は、三遠南信地域内に災害が発生したとき、各都市相互の応援による応急措置等を円滑に遂行するため、必要な事項について定める。

#### （組織）

第 2 条 この協定による相互応援を円滑に実施するため、各都市を別表に掲げる 6 ブロックに区分し、ブロックごとに代表都市（以下「ブロック代表都市」という。）を置く。

2 この協定を円滑に運営するため、ブロック代表都市会議を設置する。

3 ブロック代表都市を総括するため、総代都市を置く。

4 総代都市を補佐するため、副総代都市を置く。

5 総代都市及び副総代都市の選出は、ブロック代表都市の互選により行う。

6 総代都市及び副総代都市の任期は 2 年とする。

7 この協定の実施に必要な連絡調整を行うため、総代都市の属する都市に事務局を置く。

#### （応援の要請）

第 3 条 災害が発生し、応援を受けようとする都市（以下「被災都市」という。）は、自ブロック代表都市を通じて総代都市に応援を要請する。ただし、自ブロック代表都市も被災している場合は総代都市に、総代都市も被災している場合は副総代都市に応援を要請することができる。

2 応援を求められた総代都市又は副総代都市は、被災都市及びブロック代表都市と緊密な連絡をとり、各都市に応援を要請する。

3 応援を要請しようとする被災都市は、次に掲げる事項を明らかにし、電話等により応援を要請することができる。この場合において、被災都市は、必要事項を記載した文書を後日、速やかに送付しなければならない。

- (1) 被災の状況
- (2) 物資、資機材等の応援要請の場合にあつては、必要とする物資等の品名、数量等
- (3) 人員応援要請の場合にあつては、必要とする職員の職種及び人数並びに業務内容
- (4) 応援場所及び応援場所への経路
- (5) 応援の期間
- (6) 前各号に掲げるもののほか、必要な事項

(応援の自主的活動)

第4条 各都市は、必要があると認めるときは、総代都市の要請前に応援を開始することができる。

ただし、応援を開始したときは、当該応援の内容を自ブロック代表都市を通じて総代都市に報告しなければならない。

2 災害のうち地震災害が発生した場合は、被災都市以外の都市は各都市の判断で次に掲げる体制をとることができる。この場合において、前項ただし書の規定を準用する。

- (1) 被災都市で震度6弱を観測した場合 応援の準備体制
- (2) 被災都市で震度6強以上を観測した場合 応援の実施体制

(応援の内容)

第5条 各都市が行う応援活動は、おおむね次のとおりとする。

- (1) 被災者の救出・救護、応急復旧等に必要な職員の派遣
- (2) 救出、医療、防疫、施設の応急復旧等に必要な資機材（車両を含む。）及び物資の提供又は貸与
- (3) 食料、飲料水、生活必需品等の救援物資及びその供給に必要な資機材（車両を含む。）の

提供

(4) 児童生徒その他被災者の一時受入れ

(5) 前各号に掲げるもののほか、特に要請のあった事項

(応援の経費負担)

第 6 条 応援に要した経費は、原則として被災都市の負担とする。ただし、被災都市が当該費用を支弁することが困難又は適当でないものについては、被災都市及び応援都市が協議して定める。

(連絡担当部局)

第 7 条 各都市は、あらかじめ相互応援のための連絡担当部局を定め、災害が発生したときは、速やかに情報を相互に交換する。

(平常時における相互協力)

第 8 条 平常時においては、円滑な広域防災相互協力体制を図るため、毎年 1 回地域防災計画その他参考資料を相互に交換し、各都市相互の情報の交換、職員等の交流その他防災に関する相互協力を努める。

(協議)

第 9 条 この協定に定めのない事項及び協定の実施に関し必要な事項は、その都度、ブロック代表都市会議において協議して定める。

(その他)

第 10 条 この協定は、各都市及び各都市の機関が消防組織法（昭和 22 年法律第 226 号）第 21 条第 2 項の規定により別に締結した相互応援に関する協定及び水防に係る応援に関し締結した協定に基づく応援を排除するものではない。

(協定の発効)

第 11 条 この協定は、平成 17 年 11 月 4 日から効力を生ずるものとする。

この協定の締結を証するため、本書 35 通を作成し、各都市記名押印の上それぞれその通を保有する。

平成 17 年 11 月 4 日

(別表)

ブロック名	代表都市	構成都市
豊橋田原	豊橋市	豊橋市・田原市
宝飯	豊川市	豊川市・蒲郡市
新城設楽	新城市	新城市・設楽町・東栄町・豊根村
西遠	浜松市	浜松市・湖西市
中遠	磐田市	磐田市・袋井市・森町
飯伊	飯田市	飯田市・松川町・高森町・阿南町・阿智村・ 平谷村・根羽村・下條村・売木村・天龍村・ 泰阜村・喬木村・豊丘村・大鹿村

# 長野県合同災害支援チームによる被災県等への支援に係る基本方針

## 第1 総則

### 1 目的

この方針は、長野県外で大規模な災害が発生した場合、被災した都道府県・市区町村（以下「被災県等」という。）に対し、長野県（以下「県」という。）と長野県内の市町村（以下「市町村」という。）が一体となって、迅速かつ的確な支援を行うために設置する長野県合同災害支援チームの活動に関し、必要な事項を定めるものとする。

### 2 用語の意義

#### (1) 代表市町村

長野県市町村災害時相互応援協定に定める代表市町村をいう。

#### (2) ブロック

長野県市町村災害時相互応援協定に定めるブロックをいう。

#### (3) 先遣隊

大規模災害が発生した際に、被災状況を把握するため、被災県等へ派遣する長野県職員と市町村職員（代表市町村職員もしくはブロックを代表する市町村職員をいう。以下同じ。）による合同チームをいう。

#### (4) 現地支援本部

被災県等において支援二ーズの把握、支援に関する調整及び支援の実施を行う組織をいう。

#### (5) 後方支援本部

支援に際し、長野県庁等において被災県、現地支援本部及び市町村との連絡、調整を行う組織をいう。

#### (6) 調整会議

支援方針、現地支援本部及び後方支援本部の体制等について調整を行う組織をいう。

## 第2 被災県等への支援

### 1 支援を行う被災県等

次に掲げる協定に基づき支援を行うこととなった被災県等とする。

- (1) 「全国都道府県における災害時等の広域応援に関する協定」（全国知事会）
- (2) 「災害時等の応援に関する協定」（中部圏知事会）
- (3) 「震災時等の相互応援に関する協定」（関東地方知事会）
- (4) 「災害時の相互応援に関する協定」（新潟県）

(5) 県が新たに締結する災害時応援協定

## 2 支援の内容

主に、次の支援を行う。

(1) 被災県等への職員派遣及び物資の提供

(2) 被災者の受入及び施設の提供

① 県内医療機関での傷病者の受入

② 県内での避難所、応急仮設住宅等の提供

(3) その他被災県等との協議の中で必要と認めた支援

## 3 支援の実施又は終了の決定

(1) 被災県等に対する支援を実施する場合又は支援を終了する場合は、県危機管理監が県知事、市長会長及び町村会長の事前の承認を得るものとする。ただし、支援の実施に当たり、緊急を要する場合にあっては、事後の承認をもって足りるものとする。

(2) 前項の承認後、県は、市町村に対して、県知事、市長会長及び町村会長の連名により、支援の決定又は終了を通知するものとする。

## 第3 支援体制の整備

### 1 先遣隊の派遣

(1) 被災状況を把握するため、被災県等の災害対策本部に先遣隊を派遣する。

(2) 先遣隊は、県職員2名と市町村職員2名を基本に構成し、隊長は県職員をもってあてる。

(3) 先遣隊を派遣するブロックの順番、先遣隊の装備品など、派遣を円滑に行うために必要な事項については、あらかじめ県と代表市町村との協議で定める。

### 2 現地支援本部の設置

(1) 先遣隊は、被災県等と調整の上、適切な場所に現地支援本部を設置し、運営にあたる。

なお、その場合は先遣隊長を現地支援本部の責任者とする。

(2) 現地支援本部は、次の業務を行う。

① 被災県等との連絡体制の確立

② 被災県等の支援ニーズの把握

③ 被災県等での職員、物資等の受入調整

④ 広域避難を実施する場合の調整

⑤ 被災県等に対する支援の実施

⑥ その他、支援に必要な業務

(3) 現地支援本部に派遣する県職員及び市町村職員の人数は、支援状況に応じて後

方支援本部で決定する。

### 3 後方支援本部の設置

支援を決定した場合は、県及び市町村で構成する後方支援本部を原則として県庁内に設置する。ただし、県危機管理監が特に認めた場合は、県庁外に設置することができる。

(1) 後方支援本部は、県危機管理監、関係する部局の県職員及び各ブロック1名ずつの市町村職員を基本に構成し、設置後の被災県等への支援状況に応じて人数を定める。

(2) 後方支援本部の責任者は県危機管理監をもってあてる。

(3) 後方支援本部の業務

- ① 現地支援本部との連絡体制の確立
- ② 現地支援本部から送られる支援ニーズの把握と支援内容の検討
- ③ 支援内容の県及び市町村への割り振り
- ④ 支援に関する被災県等、現地支援本部及び市町村間の総合調整
- ⑤ 費用精算業務
- ⑥ その他支援に必要な業務

(4) 調整会議

県危機管理監、市長会事務局長、町村会事務局長及び後方支援本部の市町村職員で構成する調整会議を設置し、主に次の事項を協議する。

- ① 支援方針
- ② 現地支援本部及び後方支援本部の体制
- ③ 支援の終了
- ④ その他、支援を円滑に行うために調整が必要な事項

## 第4 県及び市町村において実施する事項

### 1 県が実施する事項

- (1) 本基本方針に係る事項の地域防災計画等への記載
- (2) 県及び市町村の支援可能な職員、物資等の把握
- (3) 支援可能な職員、物資等の確保
- (4) その他支援に必要な事項

### 2 代表市町村が実施する事項

- (1) 本基本方針に係る事項の地域防災計画等への記載
- (2) ブロック内市町村の支援可能な職員、物資等の把握
- (3) 支援可能な職員、物資等の確保
- (4) ブロック内の連絡体制の整備
- (5) その他支援に必要な事項



### 3 代表市町村以外の市町村が実施する事項

- (1) 本基本方針に係る事項の地域防災計画等への記載
- (2) 支援可能な職員、物資等の確保及び代表市町村への情報提供
- (3) その他支援に必要な事項

## 第5 その他

### 1 訓練の実施

他県で実施する防災訓練に合わせ、先遣隊の派遣訓練、現地支援本部及び後方支援本部の設置訓練、情報連絡に関する訓練を実施する。

### 2 姉妹市町村等の災害時応援協定との関係

この方針は、市町村が姉妹市町村等の災害時応援協定により被災市町村を支援することを妨げるものではない。

### 3 本方針を円滑に運用するために必要な事項は、県及び代表市町村で定める。\_\_

## 長野県合同災害支援チームによる被災県等への支援に関する協定

長野県（以下「甲」という。）、長野県市長会（以下「乙」という。）及び長野県町村会（以下「丙」という。）は、大規模災害により被災した都道府県・市区町村（以下「被災県等」という。）への支援について、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、長野県外で大規模な災害が発生した場合に、被災県等に対し、甲、乙及び丙が一体となって迅速かつ的確な支援を行うため必要な事項について定めるものとする。

（支援の実施）

第2条 支援方法及び内容等については、別添「長野県合同災害支援チームによる被災県等への支援に係る基本方針」に基づき実施するものとする。

（その他）

第3条 この協定に関し必要な事項は、別に定める。

2 この協定に定めのない事項は、甲、乙及び丙が協議して定める。

附 則

この協定は、平成24年12月12日から適用する。

平成24年12月12日

甲 住所 長野市大字南長野字幅下692-2  
長野県知事

乙 住所 長野市大字西長野字加茂北143-8  
長野県市長会長

丙 住所 長野市大字西長野字加茂北143-8  
長野県町村会長

## 災害救助法又は国民保護法が発動された場合における応急米穀の取扱いに関する協定書

(別紙)(以下「甲」という。)と長野県知事村井仁(以下「乙」という。)は、災害救助法(昭和22年法律第118号)又は国民保護法(平成16年法律第112号)が発動された場合において、甲が乙に直接売却する応急米穀の売買について次の条項により協定する。

第1条 甲は、乙から応急米穀の買受け要請があった場合は、その数量等を協議の上、現品を引渡すものとする。

第2条 前条における取引価格は、甲及び乙が協議し決定するものとし、原則として災害等発生直前の小売価格を算出基礎とする。

第3条 売買代金の納付については速やかに行うものとする。

第4条 この協定の実施について疑義が生じた場合は、その都度、甲及び乙が誠意ある協議を行うものとする。

第5条 この協定の有効期間は、協定の成立した日からとし、甲、乙何れかの申し出がない場合は継続するものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各々その1通を保有するものとする。

なお、「災害救助法が発動された場合の応急米穀の取扱いに関する協定書」(平成8年7月5日締結)は廃止する。

平成18年12月28日

甲 (別紙のとおり)

印

乙 長野県知事

村井仁

印

## 別紙

会 社 名	代表者名	所 在 地	電 話
アイツクコ-ホレーション株式会社	酒井 正晃	長野県長野市風間2452番地	026-222-7500
株式会社マイパール長野	西田 哲郎	長野県安曇野市堀金烏川2669番地	0263-73-7800
株式会社中島屋降籾米穀	降籾 一路	長野県松本市筑摩1丁目21番5号	0263-26-4501
株式会社米匠	小宮山浩志	長野県長野市松代町東寺尾2971番地	026-278-1110
株式会社ト一ヨ一食品	前田 正臣	和歌山県和歌山市黒田7番地	073-474-3901
株式会社むらせ	原田 哲夫	神奈川県横須賀市米が浜通1丁目6番地	046-827-0088
株式会社神明	藤尾 益也	兵庫県神戸市中央区海岸通6丁目1番10号	078-371-2131
大和産業株式会社	金子秀次郎	愛知県名古屋市区西区新道1丁目14番4号	052-571-1161
株式会社新潟ケンペイ	皆川 修一	新潟県新潟市上大川前通九番町1265番地	025-383-5520
株式会社細山商店	細山 洋	新潟県新潟市大関村古新田9番地	0256-88-6137
株式会社大阪第一食糧	奥ノ 博久	大阪府大阪市浪速区桜川3丁目7番12号	06-6567-2681
伊丹産業株式会社	北嶋 一郎	兵庫県伊丹市中央5丁目5番10号	0727-83-0001

## 長野県市町村災害時相互応援協定実施細則

( 趣旨 )

第 1 条 この実施細則は、「長野県市町村災害時相互応援協定」(以下「協定」という。)の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

( 代表市町村 )

第 2 条 代表市町村は、次に掲げる業務を行うものとする。

- (1) 被災市町村の情報収集と状況把握
- (2) 災害応急措置等に必要な物資、人員、その他要請内容の把握
- (3) 応接要請内容の所属ブロック構成市町村及び他の代表市町村への仕分け
- (4) 輸送ルート、応援物資集積場所等の応援に必要な情報の連絡
- (5) 応援活動等に関する県との連絡調整
- (6) 前各号に掲げるもののほか、災害応急活動を円滑に行うために必要な業務

2 代表市町村が被災等により前項の業務を遂行できない場合は、協定第 2 条第 2 項の規定により、代表市町村の業務を代行する第 2 順位又は第 3 順位の市町村が代表市町村の業務を代行する。

ただし、大半の構成市町村が同時被災し、代行することが困難と認められる場合は、協定別記 2 の応援するブロックの代表市町村がこれを代行するものとする。

( 応援要請の手続 )

第 3 条 応援を受けようとする市町村は、次に掲げる順序により、応援を要請するものとする。

- (1) 要請は原則として所属ブロックの代表市町村に行うものとする。
- (2) 所属ブロックの代表市町村が同時被災しているおそれがある場合は、当該ブロックの第 2 順位の市町村に要請するものとする。

所属ブロックの代表市町村及び第 2 順位の市町村が同時被災しているおそれがある場合は、第 3 順位の市町村に要請するものとし、第 4 順位以下を定めた場合も同様とする。

- (3) 所属ブロックの大半が同時被災しているおそれがある場合は、協定別記 2 の応援するブロックの代表市町村に要請するものとする。

2 被災市町村所属ブロックの代表市町村は、被災市町村の要請内容に当該ブロックの構成市町村のみでは対応できないと認められる場合は、他の代表市町村に要請するものとする。

( 応援実施の手続 )

第4条 被災市町村以外の市町村は、代表市町村から被災市町村への応援を要請された場合被災市町村から直接要請があったものとして、速やかに応援を実施するものとする。

2 被災市町村の属するブロックの代表市町村は、当該ブロック内の構成市町村及び他のブロックの代表市町村と連絡調整し要請事項及び搬入、派遣等に要する時間などの応援計画を被災市町村に伝達するとともに、後日、速やかに応援通知書を送付するものとする。

( 応援物資の受領の通知 )

第5条 被災市町村は、応援通知書に基づく応援物資を受領したときは、応援物資受領書を交付するものとする。

( 応援終了報告 )

第6条 被災市町村から要請を受けた代表市町村又はこれを代行する市町村は、応援が終了したときは、被災市町村に対して、応援終了報告書を送付するものとする。

( 緊急時における自主的活動 )

第7条 協定第5条により自主的に応援活動を実施する場合には、被災市町村との連絡確保に努め、連絡可能となった際は、応援の要否を含め、被災市町村の指示のもとに行動するものとする。

( 経費の負担 )

第8条 応援職員等の派遣に要する経費については、応援市町村が定める規定により算定した当該応援職員等の旅費及び諸手当の額の範囲内とする。

( 情報交換 )

第9条 協定第7条の規定に基づく情報は次のとおりとし、変更の都度、協定市町村に報告するものとする。

- (1) 連絡担当部局及び通信手段一覧表
- (2) 備蓄物資、資機材一覧表
- (3) その他応援に必要な情報

( 補則 )

第10条 この実施細則の実施に関し必要な事項は、別に定める。

2 この実施細則に定めのない事項は、その都度、代表市町村の会議で定めることとする。ただし、当該定めのない事項のうちブロック内のみで決定する事項は、各ブロックの構成市町村の会議において協議して定める。

3 前項ただし書の場合において、ブロック内のみで決定する事項を定めた場合は、他のブロックの代表市町村に、その都度報告することとする。

附 則

( 施行期日 )

1 この実施細則は、平成 8 年 4 月 1 日から施行する。

( 実施細則の改定 )

2 この実施細則の改正は、代表市町村の会議において決定するものとする。

( 実施細則の成立 )

3 この実施細則の成立は、県内全市町村長の同意書をもって証する。

附 則

この実施細則は、平成 24 年 1 月 25 日から施行する。\_\_

## 長野県市町村災害時相互応援協定書

長野県内全市町村は、県内に災害が発生した場合において、地域並びに住民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、災害対策基本法及び互助友愛精神に基づき、被災市町村に対し、その総力を挙げて応援活動を行うものとし、次のとおり協定する。

### (趣旨)

第1条 この協定は、県内の市町村（以下「市町村」という。）において災害対策基本法第2条第1号に規定する災害が発生し、被災市町村独自では十分に被災者の救援等の応急措置が実施できないと認められるとき、市町村相互の応援による応急措置等を円滑に遂行するために、必要な事項について定めるものとする。

なお、常備消防に関する相互の応援については、「長野県消防相互応援協定」に定めるところによるものとする。

### (代表市町村の設置等)

第2条 市町村が行う救援活動等に関する調整及び県との連絡調整等を行うため、別記1に掲げるブロックごとに代表市町村を置くものとする。

2 代表市町村が被災した場合に備え別記1に掲げるブロックごとに代表市町村の業務を代行する第2順位及び第3順位の市町村を定めるものとする。

### (応援の内容)

第3条 市町村が行う応援の内容は、次のとおりとする。

#### (1) 物資等の提供及びあつせん

- ア 食料、飲料水、生活必需品、医薬品その他供給に必要な資機材
- イ 被災者の救出、医療、防疫、施設の応急復旧等に必要な資機材及び物資
- ウ 救援及び救助活動に必要な車両等
- エ ごみ、し尿処理のための車両及び施設
- オ 避難収容施設（避難所、応急仮設住宅等）
- カ 火葬場

#### (2) 人員の派遣

- ア 救護及び応急措置に必要な職員
- イ 消防団員

#### (3) その他

- ア 避難場所等の提供、緊急輸送路の確保等被災市町村との境界付近における必



要な措置

イ ボランティアのあっせん

ウ 児童・生徒の受け入れ

エ 前2号に掲げるもののほか、災害救助法第23条第1項に定める救助

(4) 前3号に掲げるもののほか、特に要請のあった事項

(応援要請の手続)

第4条 応援を受けようとする市町村は、次に掲げる事項を明確にして、無線又は電話等により他の市町村に要請し、後に文書を速やかに送付するものとする。

(1) 被害の状況

(2) 応援を要請する内容

ア 物資・資機材の搬入

物資等の品目・数量、搬入場所、輸送手段、交通情報等

イ 人員の派遣

職種、人数、派遣場所、活動内容、派遣期間、輸送手段、交通情報等

ウ その他、必要な事項

(緊急時における自主的活動)

第5条 代表市町村は、災害発生時において、通信の途絶等により被災状況等の情報が入手できない場合、速やかにその被災状況等について自主的に情報の収集・提供を行うものとする。

2 市町村は、前項の情報収集に基づき、被害が甚大で、かつ、事態が緊急を要すると認められる場合、代表市町村と連絡調整のうえ自主的に応援活動を実施するものとする。

3 前2項の規定にかかわらず、代表市町村は、別記1に掲げる代表市町村の属するブロック内の構成市町村において震度6強以上の地震が観測された場合においては、代表市町村が行う業務に必要な被災状況等についての情報収集及び提供等の業務を行うため、先遣隊を当該市町村に派遣するものとする。

4 代表市町村が被災した場合において前項の規定により先遣隊を派遣することができないときは、別記1に掲げる代表市町村の属するブロックの構成市町村(代表市町村を除く。)が別に定めるところにより、当該派遣を行うものとする。

5 前項に規定する場合において、別記1に掲げるブロックの構成市町村の大半が被災し当該ブロック内から前2項の規定による先遣隊の派遣を行うことができないときは、別記2に掲げる応援するブロックから当該派遣を行うものとする。

- 6 別記2に掲げる応援するブロックから当該派遣することができない場合に備え、代表市町村の会議において協議し、派遣する代表市町村をあらかじめ定めておくこととする。
- 7 前4項に規定する場合以外の場合は、通信の途絶等により被災状況等の情報が入手できない場合等で、代表市町村が必要と認めた場合に派遣するものとする。

#### (経費の負担)

第6条 応援に要した経費は、原則として応援を受けた市町村の負担とする。

- 2 応援職員等が応援に伴い負傷、疾病又は死亡した場合における公務災害補償等に要する経費は、応援市町村の負担とする。
- 3 前2項に定めるもののほか、応援職員等の派遣に要する経費については、被災市町村及び応援市町村が協議して決める。
- 4 応援職員等が応援に伴い第三者に損害を与えた場合、応援を受けた市町村が、賠償の責めに任ずる。

ただし、応援職員等の重大な過失により発生した損害賠償に要する費用については、応援市町村の負担とする。

- 5 前項に定める応援を受けた市町村の負担額は、応援市町村が加入する保険により支払われる金額を控除した額とする。

#### (情報交換)

第7条 市町村は、この協定に基づく応援が円滑に行われるよう、別記1に掲げるブロックごと又は、ブロックをまたいで、備蓄物資の状況、緊急連絡先等の必要な情報等を定期的に相互に交換するものとする。

#### (訓練の参加)

第8条 市町村は、この協定に基づく応援が円滑に行われるよう、別記1に掲げるブロックごと又は、ブロックをまたいで、物資調達、人的支援等の訓練を実施するとともに、他の市町村主催の防災訓練に相互に参加するよう努めるものとする。

#### (防災体制の強化等)

- 第9条 市町村は、この協定に基づく応援が円滑に行われるよう、地域防災計画等の整備等、防災体制の強化を図るものとする。
- 2 市町村は、この協定を実効あるものとしていくため、必要に応じて県への協力を求める等、県との連携を強化することとする。

(補則)

第10条 この協定の実施に関し必要な事項は、別に定める。

2 この協定に定めのない事項は、その都度、代表市町村の会議において協議して定める。

附 則

(施行期日)

1 この協定は、平成8年4月1日から施行する。

(協定の成立)

2 この協定の成立は、県内全市町村長の同意書をもって証する。

附 則

この協定は、平成23年12月16日から施行する。

(別記1)

ブロック名	代表市町村	構成市町村
佐久	佐久市	小諸市・佐久市・小海町・佐久穂町・川上村・南牧村・南相木村・北相木村・軽井沢町・御代田町・立科町
上小	上田市	上田市・東御市・長和町・青木村
諏訪	岡谷市	岡谷市・諏訪市・茅野市・下諏訪町・富士見町・原村
上伊那	伊那市	伊那市・駒ヶ根市・辰野町・箕輪町・飯島町・南箕輪村・中川村・宮田村
飯伊	飯田市	飯田市・松川町・高森町・阿南町・阿智村・平谷村・根羽村・下條村・売木村・天龍村・泰阜村・喬木村・豊丘村・大鹿村
木曾	木曾町	木曾町・上松町・南木曾町・木祖村・王滝村・大桑村
松本	松本市	松本市・塩尻市・安曇野市・麻績村・生坂村・山形村・朝日村・筑北村
大北	大町市	大町市・池田町・松川村・白馬村・小谷村
長野	長野市	長野市・須坂市・千曲市・坂城町・小布施町・高山村・信濃町・飯綱町・小川村
北信	中野市	中野市・飯山市・山ノ内町・木島平村・野沢温泉村・栄村

( 別記 2 )

被災ブロック	応援するブロック
佐 久	上 小
上 小	佐 久
諏 訪	上伊那・木曾
上伊那	諏訪・飯伊
飯 伊	上伊那・木曾
木 曾	飯伊・諏訪
松 本	長 野
大 北	北 信
長 野	松 本
北 信	大 北

( 備考 ) 応援するブロックが複数の場合は、下線の代表市町村が派遣

## 長野県水道協議会水道施設災害等相互応援要綱

(平成23年5月25日現在)

(趣旨)

第1条 この要綱は、長野県水道協議会(以下「協議会」という。)の会員である市町村、水道企業団、一部事務組合及び長野県企業局(以下「会員」という。)が地震等の災害及び渇水(以下「災害等」という。)により被害を受けた場合に、長野県水道協議会長(以下「会長」という。)の要請に基づき、被災会員以外の会員が行う被災会員の住民への応急給水及び水道施設の応急復旧等の応援業務について必要な事項を定めるものとする。

(会長等の責務)

第2条 会長は、会員が災害等により被害を受けた場合に長野県知事から援助の要請があったとき、又は、被害を受けた会員(以下「被災会員」という。)から応援の要請があったときは、応援地区の代表理事と協議して迅速かつ適切な応援を被災会員以外の会員に対し要請するものとする。

- 2 会長は、応援業務の全般について掌握調整し、必要な指示を行うものとする。
- 3 部会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代行するものとする。

(会員の責務)

第3条 災害等が発生した場合において、被災会員以外の会員は、会長が要請する被災会員に対する応援活動に、全面的に協力するものとする。

- 2 災害発生直後で緊急を要する場合は、前項の規程にかかわらず会員の自主的な判断により応援活動を行うことができるものとする。この場合において、会員は速やかに会長に報告するものとする。

(相互応援地区)

第4条 応援活動を迅速かつ適切に実施するために、相互応援地区(以下「応援地区」という。)

を設ける。

- 2 応援地区は、東信、北信、中信、南信の4地区とし、当該地区の会員をもって構成する。
- 3 応援地区の業務は、当該地区の理事4人をもって構成する応援地区会議により運営する。

- 4 前項の理事の互選により1名の代表理事を選出するものとし、代表理事は、応援地区会議を総括し、代表する。
- 5 応援地区会議は、会長の指示を受け、応援地区内の被災会員及び被災会員以外の会員と応援についての連絡協議を行い、迅速かつ適切な応援業務の遂行に努めるものとする。
- 6 応援地区会議は、応援業務の状況について、会長に必要な報告を行い、必要があると認めるときは、他の応援地区からの応援を会長に要請するものとする。
- 7 前項の規程により、会長から応援の要請を受けた他の応援地区は、当該応援地区と連絡協議し、速やかに応援業務の遂行に努めるものとする。

( 応援要請 )

第5条 被災会員は、長野県知事に援助を要請し、長野県知事から会長への援助依頼により、又は次に掲げる事項を明らかにして、所属する応援地区会議を通して会長に応援を要請することにより、協議会からの必要な応援活動を受けるものとする。

- (1) 水道等の被害状況
- (2) 応援の種類 ( 応援給水、応急復旧、機械器具及び資材の提供 )
- (3) 必要な応援内容 ( 応援人員、職種、機械器具及び資材の規格、量等 )
- (4) 応援の期間・場所
- (5) 前号の集合日時及び集合場所
- (6) 応援先の連絡先・責任者

( 応援活動 )

第6条 応援活動は、災害救助法に基づく県の災害対策本部が設置された場合は災害対策本部、その他の場合は被災会員の応急給水計画及び応急復旧計画に基づき、その指示に従って作業に従事するものとする。

- 2 前項の応援活動の内容は、次のとおりとする。
  - (1) 応急給水作業
  - (2) 応急復旧作業
  - (3) 応急給水及び応急復旧用の機械器具及び資材の供出
- 3 前項各号に掲げるもの以外の応援活動については、被災会員から要請があったときに、会長が会員の応援能力の範囲内で配慮するものとする。

( 連絡担当部局等 )

第7条 各会員は、あらかじめ連絡担当部局等を定め、災害が発生したときは、速やか

に必要な情報を収集し、会長及び応援地区会議と連絡できる体制をとるものとする。

( 応急給水作業 )

第8条 応急給水作業の応援期間は、原則として15日以内とする。

- 2 各会員は、その所有する応急給水用具等の提出について、会長等から要請があったときは、応援能力の範囲内で配慮するものとする。

( 応急復旧作業 )

第9条 応急復旧作業の応援期間は、被災会員と会員が被災状況等を勘案し、協議して定める期間とする。

( 応急復旧資材の供出 )

第10条 各会員は、会長から機械器具応援復旧資材の供出について要請のあったときは、応援能力の範囲内で供出するものとする。

( 応援職員の派遣 )

第11条 各会員は、応援活動に従事する職員(以下「応援職員」という。)の派遣について会長から要請のあったときは、応援能力の範囲内で配慮するものとする。

- 2 前項の規程により応援を要請された会員(以下「応援会員」という。)は、職員を派遣するときは、必要な給水用具、作業用器具及び緊急資材のほか、衣類、食糧、日用品等を携行させるものとする。
- 3 応援職員は、応援会員名を表示した腕章等を着用するものとする。
- 4 応援職員が応援活動により負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合における災害補償は、応援会員の負担とする。ただし、被災地において応急治療する場合の医療費は、被災会員の負担とする。
- 5 応援職員が応急作業中に第三者に対し損害を与えた場合は、被災会員がその賠償の責に任じるものとする。ただし、被災会員に対する応援の往復途中に生じたものについては応援会員が、その賠償の責に任じるものとする。

( 応援経費の負担 )

第12条 この要綱による応援活動に要した経費は、法令その他別段の定めがあるもの並びに応援職員に係る人件費等応援会員が平常時負担する経費を除くほか、原則として被災会員が負担するものとする。

( 連絡担当部局等の報告 )

第13条 各会員は、連絡担当部局等並びにその保有応急給水用具、機械工具及び緊急用資材について毎年4月1日現在の状況を、様式第1号から様式第4号までに掲げるところにより、4月15日までに会長に報告するものとする。

2 会長は、前項の報告を取りまとめて一覧表を作成し、これを会員に配布するものとする。

( 会員以外の市町村等への応援等 )

第14条 会員以外の市町村等から応援活動の要請を受けたときは、この要綱に基づく応援活動の例により応援活動を行うことができるものとする。ただし、日本水道協会からの要請に基づく応援職員の派遣に関する場合は、上水部会長(同協会長野県支部長)が行う。

2 日本水道協会への応援の要請に関する場合は、上水部会長(同協会長野県支部長)が行うものとする。

( 防災連絡会議の設置 )

第15条 応援活動の実施に必要な情報の交換及び調査研究を行い、応援活動の円滑な実施を図るため、防災連絡会議を設置するものとする。

2 防災連絡会議は、会長及び理事をもって組織する。

( 補則 )

第16条 この要綱に定めるもののほか必要な事項及びこの要綱により定めにより難しいと認める事項については、会長が別に定める。

附 則

この要綱は、昭和59年11月8日から施行する。

附 則

この要綱は、平成9年1月16日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年6月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年5月25日から施行する\_\_



## 医療救護活動実施細目

平成8年5月31日付をもって締結した「災害時の医療救護についての協定書（以下「協定書」という。）」第12条の規定に基づき、実施細目を次のとおり定める。

### （要請）

第1条 要請は、災害発生場所、日時及び概要を明らかにし、的確且つ迅速に行うものとする。

### （医療救護計画の承認）

第2条 甲は、乙及び丙から提出された医療救護計画を適当と認めるときは、速やかに承認するものとする。

### （医療救護組織）

第3条 医療救護組織は、飯伊地区包括医療協議会救急緊急医療対策委員会に設置した医療救護班及び丙に所属する医療期間により組織する。

2 医療救護班は、医師1名、看護師2名を標準とし、必要がある場合は、保健婦、助産婦等を加えることができる。

### （救護所設置の特例）

第4条 甲は、避難場所及び災害現場等に設置する救護所のほか、必要と認めるときは、甲が指定した収容医療機関に救護所を設置することができる。

2 前項の収容医療機関のほか、甲が必要と認めるときは、その他の医療機関にも救護所を設置することができる。

### （実施報告）

第5条 乙は、協定書第3条の規定に基づき医療救護班等を派遣したときは、医療救護活動終了後、実施報告書（様式第1号）を甲に提出するものとする。

いて医療救護を行う。

2 医療救護班の業務は、次のとおりとする。

- (1) 負傷の程度の判定
- (2) 負傷者の搬送順位及び搬送先の決定
- (3) 救急処置の実施
- (4) 救急活動の記録
- (5) 死体の検案
- (6) その他必要な事項

### （医療救護班等の費用、扶助費の請求）

第6条 乙は、協定書第11条第1項に定める費用弁償等の請求をする場合には、次の各号に定める書類を添付して、甲に提出するものとする。

- (1) 医療救護班派遣に要する経費  
実費弁償請求書（様式第2号）  
医療救護班員名簿（様式第3号）
- (2) 医療救護班が携行し使用した医薬品等  
請求書（様式第4号）  
救助の種目別物資受払状況（様式第5号）  
救護班活動状況（様式第6号）  
収容施設（病院・診療所）医療実施状況（様式第7号）

助産台帳（様式第8号）

（3）医療救護班が、医療救護活動において負傷し、疾病にかかり又は死亡した場合扶助金支給申請書（様式第9号）

（費用等の額）

第7条 協定書第11条第2項に定める費用は、災害救助法施行細則（昭和34年長野県規則第3号）の規定による

（救護所となった医療機関における費用弁償の請求）

第8条 第4条第1項及び第2項に定める医療機関が費用弁償の請求をする場合には、第5条及び第6条に規定する書類を甲に提出するものとする。

（費用等の支払）

第9条 甲は第6条及び第8条に定める費用弁償等について乙から請求を受理した場合は、その受理した日から30日以内に支払うものとする。

本実施細目6通を作成し、甲、乙、丙並びに立会人がそれぞれ記名押印のうえ、各自1通を保有する。

平成8年5月31日

甲	阿智村長	山	内	康	治
乙	飯伊地区包括医療協議会長	代	田		順
丙	飯田下伊那医師会長	唐	澤	弘	文
丙	飯田市医師会長	滝	沢	瑞	穂
丙	飯田下伊那歯科医師会長	松	村	雄	郷
立会人	飯伊広域行政組合長	田	中	秀	典

## 災害時の医療救護についての協定書

阿智村長 山内康治（以下「甲」という。）と、飯伊地区包括医療協議会長 代田順（以下「乙」という。）、飯田下伊那医師会長 唐澤弘文、飯田市医師会長 滝沢瑞穂及び飯田下伊那歯科医師会長 松村雄郷（以下「丙」という。）とは、災害時の医療救護について次のとおり協定を締結する。

### （総則）

第1条 この協定書は阿智村地域防災計画（以下「防災計画」という。）に基づき、甲が行う医療救護に対する乙及び丙の協力に関し、必要な事項を定める。

### （医療救護計画）

第2条 乙及び丙は、医療救護活動の円滑な実施を図るため、医療救護計画を策定し、これを甲に提出するものとする。

2 前項の医療救護計画は、次の各号に掲げる事項について定めるものとする。

- (1) 医療救護班の編制
- (2) 医療救護班の活動計画
- (3) 関係機関との通信連絡計画
- (4) 指揮系統
- (5) 医薬品、医療器材等の備蓄
- (6) 訓練計画
- (7) その他必要な事項

### （医療救護班の派遣）

第3条 甲は、防災計画に基づき、必要に応じて乙に医療救護班の派遣を要請するものとする。

2 乙は、前項の要請を受けたときは、医療救護計画に基づき、医療救護班等を派遣するものとする。

3 緊急やむを得ない事情により、甲の要請を受ける時間のない場合には、乙は、医療救護班等を派遣した後、速やかに甲に報告しその承諾を受ける。

### （医療救護班に対する指揮）

第4条 医療救護活動の総合調整を図るため、甲が行う乙の派遣する医療救護班に対する指揮は、乙を通じて行う。

### （医療救護班の業務）

第5条 乙が派遣する医療救護班は、甲が避難場所及び災害現場等に設置する救護所において医療救護を行う。

2 医療救護班の業務は、次のとおりとする。

- (1) 負傷の程度の判定
- (2) 負傷者の搬送順位及び搬送先の決定
- (3) 救急処置の実施
- (4) 救急活動の記録
- (5) 死体の検案
- (6) その他必要な事項

### （医療救護班等の輸送）

第6条 甲は医療救護活動が円滑に実施できるよう、医療救護班等の輸送について必要な措置をとるものとする。

(医薬品等の供給)

第7条 乙が派遣する医療救護班が使用する医薬品等は、当該医療救護班が携行するもののほか、甲が供給するものとする。

(収容医療機関の決定)

第8条 乙及び丙は、甲が収容医療機関を指定する際には、これに協力するものとする。

(医療費)

第9条 救護所における医療費は無料とする。

2 収容医療機関における医療費は、原則として患者負担とする。

(訓練)

第10条 乙及び丙は、甲から要請があった場合は、甲が実施する訓練に参加するものとする。

(費用弁償等)

第11条 甲の要請に基づき乙が医療救護を実施した場合に要する次の費用は、甲が負担するものとする。

- (1) 医療救護班等の派遣に要する費用
- (2) 医療救護班が携行した医薬品等を使用した場合の実費
- (3) 医療救護班等が医療救護活動において負傷し疾病にかかり又は死亡した場合の扶助費

2 前項に定める費用の額については、別に定める。

(細目)

第12条 この協定を実施するための必要な事項については、別に定める。

(協議)

第13条 前各条に定めのない事項及びこの協定の実施にあたって疑義を生じた場合は、甲、乙及び丙が協議のうえ定める。

(有効期間)

第14条 この協定書の有効期間（以下「協定期間」という。）は、平成8年6月1日から平成9年5月31日までとする。

2 前項の協定期間の満了する1カ月前までに甲、乙又は丙から何らかの申し出がない場合は、期間満了の日の翌日から更に1年間延長され、以後同様とする。

この協定の締結を証するため、本書6通を作成し、甲、乙、丙及び立会人がそれぞれ記名押印のうえ、各自1通を保有する。

平成8年5月31日

甲	阿智村長	山内	康治
乙	飯伊地区包括医療協議会長	代田	順
丙	飯田下伊那医師会長	唐澤	弘文
丙	飯田市医師会長	滝沢	瑞穂
丙	飯田下伊那歯科医師会長	松村	雄郷
立会人	飯伊広域行政組合長	田中	秀典

災害時における飯伊 18 市町村と飯田郵便局並びに  
飯田市・下伊那郡特定郵便局との相互応援協定書

飯伊広域行政組合長 田中秀典（以下「甲」という。）、飯田郵便局長 菅沼進（以下「乙」という。）及び飯田市・下伊那郡地域特定郵便局代表竜江郵便局長 嶋岡史農夫（以下「丙」という。）とは、飯伊地域における災害時において、飯伊地域防災アセスメント及び各市町村地域防災計画に基づいて、飯田市及び下伊那地域の郵便局が相互に他力して必要な応急対策等を円滑に遂行するため、次のとおり協定を締結する。

（用語の定義）

第 1 条 この協定において、「災害」とは災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）第 2 条第 1 号に規定する災害をいう。

（協力の協定）

第 2 条 甲、乙及び丙は、飯伊那地域に災害が発生し、次の事項について必要が生じた場合は、相互に協力要請することができる。

- (1) 乙、及び丙は、災害救助法適用時における郵便、為替貯金及び簡易保険事業に係わる防災関係機関の処置すべき事務または業務として次の業務を実施するものとする。
  - ① 郵便貯金の預金者に対する非常払い戻しに関すること。
  - ② 簡易保険、郵便年金の被災契約者に対する非常貸付に関すること。
  - ③ 被災者に対する簡易保険、郵便年金積立金の融資に関すること。
  - ④ 災害時における郵便はがき無償交付及び郵便の輸送確保に関すること。
  - ⑤ 被災者に対し焼失、紛失した重要書類等の再発行に関すること。
- (2) 甲、乙又は丙が自己のネットワークにより収集した被災住民等の避難先及び被災状況等の情報の相互提供に関すること。
- (3) 甲、乙又は丙が所有し、又は管理する施設及び用地の避難場所、物資集積場所等としての提供に関すること。
- (4) 避難場所における臨時の郵便差出箱の設置に関すること。
- (5) 災害時における各地区自主防災組織等の支援に関すること。
- (6) 被災住民に対する支援に関すること。
- (7) 被災弱者等の捜索に関すること。
- (8) 前各号に掲げるもののほか、必要と認められる協力要請に関すること。

（平常時における相互間地力）

第 3 条 平常時においては、円滑な広域防災相互間の協力体制を図るため、次の事項について努めるものとする。

- (1) 自主防災会組織・住民等との交流。
- (2) 防災訓練への参加。
- (3) 相互の防災計画・防災関係資料等について提供を行い常に情報の交換に努める。
- (4) 前各号に掲げるもののほか、必要と認められる事項。

（経費の負担）

第 4 条 前第 2 条に規定する経費については、法令その他に特段の定めがあるものを除き、それぞれ要請したものが適正な方法で算出した金額を負担するものとする。

(応援協力要請の手続)

第5条 甲、乙及び丙は、電話等により応援協力を要請し、内容について後日応援協力要請書を提供する。

(連絡責任者)

第6条 この協定に関する連続責任者は甲、乙及び丙それぞれ次のとおりとする。

- (1) 「甲」 飯田市総務部交通防災部長
- (2) 「乙」 飯田郵便局総務課長
- (3) 「丙」 飯田知久町郵便局長 (特定郵便局長業務推進連絡会南信南連絡会情報化理事)

(効力の発生)

第7条 この協定は、平成9年9月1日から効力を生じるものとする。

(協議)

第8条 この協定に定めのない事項及び覚書の実施に関し疑義が生じたときは、三者が協議して決定する。

この協定の締結を証するため、本書4通を作成し、甲、乙、丙及び立会人々が署名押印の上、各自その1通を保有する。

平成9年8月25日

「甲」	飯伊広域行政組合長	田 中 秀 典	Ⓢ
「乙」	飯田郵便局長	菅 沼 進	Ⓢ
「丙」	飯田市・下伊那郡地域特定郵便局代表 竜江郵便局長	嶋 岡 史農夫	Ⓢ
立会人	下伊那郡町村会長	近 藤 和 夫	Ⓢ

## 災害時における住民生活の早期安定を図るための協定書

飯伊 18 市町村（以下「甲」という。）および南信州広域連合（以下「乙」という。）とみなみ信州農業共同組合（以下「丙」という。）は、災害時における住民生活の早期安定を図るための協定を次のとおり締結する。

### （目的）

第 1 条 この協定は、災害時において、甲及び乙と丙の一体かつ組織的・機動的な活動のもと、応急生活物資等の調達及び安定供給、緊急資金の融通、共済金の迅速な支払い並びにボランティア活動等を円滑に行い、もって住民生活の早期安定に寄与することを目的とする。

### （防災体制）

第 2 条 丙は、飯田市及び下伊那郡ないでの災害時における被災者支援体制の確立に努め、甲及び乙は丙に対して必要な協力を行うものとする。

② 丙は、他の農業協働組合（以下「JA」という。）との連携を強化し、広域的な支援が受けられる体制の整備に努めることとする。

③ 丙は、JA の活動を通じて、組合員等の防災意識の高揚に努め、甲及び乙は丙に対して必要な協力を行うものとする。

### （情報網の整備と情報の収集・提供）

第 3 条 甲、乙及び丙は、災害が発生した場合それぞれ情報収集に努めるとともに、それぞれ必要な情報を提供するものとする。

② 甲、乙及び丙は、それぞれ情報収集システムを構築するものとする。

### （災害時の対応）

第 4 条 災害時の住民生活の安定を図るため、丙は、甲からの要請を受け、次の活動を行う。

- 1 生活物資・防災資材の調達及び供給
- 2 避難場所・救護所等への施設や土地の提供
- 3 被災者の救出、避難誘導、炊き出し及び高齢者等要介護者への介護活動
- 4 LP ガス等の危険物やガソリンスタンド等の施設に対する保全対策の実施
- 5 被災した組合員等への緊急的な資金融通
- 6 被災した共済加入建物等に係る共済金の迅速な支払い
- 7 被災した農作物等の復旧対策
- 8 上記のほか甲から要請されたこと

### （要請事項の発動）

第 5 条 この協定に定める災害時の要請事項は、原則として甲が災害対策本部を設置し、丙に対して要請を行ったときをもって発動するものとする。

### （要請の内容）

第 6 条 甲が経に要請する災害時の対応内容は、被害の状況に応じ、原則として別表の内容とする。

### （要請手続）

第 7 条 甲のうち要請を求める市町村（以下「要請市町村」という。）が丙に対して行う要請手続きは、文書をもって行う。ただし、緊急を要する時は口頭又は電話等をもって要

請し、事後文書を提出するものとする。

(物資等の運搬)

第8条 物資等の運搬は、丙又は丙が指定するものが行う。また、丙は必要に応じて要請市町村に対して運搬の協力を求めることができる。

(物資等の引き取り)

第9条 物資等の引渡し場所は、要請市町村と丙が協議して決定するものとし、当該場所において丙の納品書等に基づき、要請市町村が確認のうえ、引き取るものとする。

(費用)

第10条 第4条及び第8条の規定により、丙が供給した物資及び運搬の費用については要請市町村が負担するものとする。

② 前項に規定する費用は、災害発生前の価格を基本とし、要請市町村と丙が協議のうえ決定するものとする。

(その他必要な支援)

第11条 別表に定める事項のほか、被災者への支援が必要な場合は、甲丙が協議のうえ決定するものとする。

(法令の遵守)

第12条 この協定の施行にあたっては、農業協同組合法その他の法令を遵守するものとする。

(その他)

第13条 この協定の実施に関し必要な事項及びこの協定に定めのない事項については、甲、乙及び丙で協議し定めるものとする。

この協定の成立を証するため、本協定書を作成し、甲、乙及び丙が記名押印のうえ、それぞれその1通を保有する。

平成12年1月20日

(甲)	飯田市長	田中秀典
	松川町長	大場茂雄
	高森町長	吉川貢
	阿南町長	小林謙一
	清内路村長	原満長
	阿智村長	岡庭一雄
	浪合村長	伊藤義寛



平谷村長	宮澤厚孝
根羽村長	小木曾亮一
下条村長	伊藤喜平
壳木村長	村松直人
天龍村長	秦正和
泰阜村長	松島貞治
喬木村長	賜正和
豊丘村長	吉川達朗
大鹿村長	宮下寛夫
上村長	山崎昭文
南信濃村長	近藤和夫

(乙) 南信州広域連合長 田中秀典

(丙) みなみ信州農業共同組合  
代表理事組合長 木下順一

別表  
災害時の対応

<p>1 生活物資、防災資材の調達・供給 食料品 衣類・寝具 炊事道具・食器 身の回り品・日用品 光熱材料・LP ガス設備 防災資材</p>	<p>食料品 飲料水 パン・菓子 米 お茶葉・コーヒー・紅茶 切り餅 レトルト食品（ご飯・おかず） インスタント食品 牛乳 果物 缶詰 肉・魚</p>
<p>2 避難場所、救護所の施設や土のうの提供</p>	<p>衣類等 軍手 合羽 長靴 作業服 ゴム手袋 下着・靴下</p>
<p>3 被災者の救出・救護活動 炊き出し 要介護者・独居老人の救護</p>	<p>炊事道具・食器 箸 食器 鍋 包丁 卓上コンロ</p>
<p>4 危険物等の保全対策 LP ガス設備の点検 ガソリンスタンドの保全</p>	<p>身の回り・日用品 ティッシュペーパー トイレットペーパー 石鹸 紙おむつ 生理用品 粉ミルク ほ乳びん タオル ゴミ袋</p>
<p>5 緊急資金融資 貯金の維持・保全・支払い 低利資金の対応</p>	<p>光熱電池材料等 電池 懐中電灯 ローソク マッチ・ライター ストーブ 灯油 LP ガス設備</p>
<p>6 共済対応 被害状況の調査 損害査定と共済金支払い 共済契約の維持・保全</p>	<p>防災資材 被覆シート スコップ・じょれん チェーンソー</p>
<p>7 農作物復旧対策 調査販売対策</p>	



## 大規模災害時等における相互応援に関する応援協定

(協定の趣旨)

第1条 尾張旭市及び阿智村（以下「協定自治体」という。）は、協定自治体の区域内において地震等の大規模な災害（災害意対策基本法第2条第1号に規定する災害をいう。）等が発生し、被害を受けた市または村（以下「被災自治体」という。）が独自では十分な応急措置が実施できない場合に、被災自治体の要請にこたえ、当該災害により被害を受けていない自治体が互助の精神に基づき被災自治体に対する応急対策及び復旧対策を円滑に遂行するため、次のとおり協定を締結する。

(応援の種類)

第2条 この協定における応援の種類は、次のとおりとする。

- (1) 食糧、飲料水及び生活必需物資並びにその供給に必要な資機材の提供
- (2) 被災者の救助、医療救護及び防疫に必要な資機材及び物資の提供
- (3) 被災者の一時収容のための施設の提供
- (4) 前各号に掲げるもののほか、特に要請があった事項

(応援の手続き)

第3条 応援を要請しようとする被災自治体は、次の事項を明らかにし、電話、電信等により要請するものとする。この場合において、被災自治体は必要事項を記載した文書を後日、速やかに送付しなければならない。

- (1) 被害の状況
- (2) 前条第1号及び第2号までに掲げる応援を要請する場合にあっては、物資等の品名、数量
- (3) 応援場所及び応援場所への経路
- (4) 応援期間
- (5) 前各号に掲げるもののほか、必要と認める事項

(応援の実施)

第4条 応援を要請された自治体は、法令その他特別に定めがある場合を除くほか、極力これに応じ、応援活動に努めるものとする。

- 2 協定自治体は、前条の規定にかかわらず、協定自治体のいずれかの区域において大規模な災害等が発生したことが明らかな場合、自らの判断に基づき自主応援活動を実施するものとする。
- 3 自主応援活動を開始した場合は、応援の内容を被災自治体に速やかに連絡するものとする。

(応援経費の負担)

第5条 応援に要する経費の負担は、原則として応援要請自治体が負担する。

2 前項の費用負担の具体的な内容は、本協定の趣旨を踏まえ、被災の程度、応援の実態等を考慮し、その都度協議して定めるものとする。

(災害補償等)

第6条 応援活動に従事した職員が、負傷し、疾病にかかり又は死亡した場合における公務災害補償に要する経費は、応援する自治体の負担とする。

2 応援活動に従事した職員が業務上第三者に損害を与えた場合は、その損害が応援業務の従事中に生じたものについては、応援を受けた被災自治体が、被災自治体への往復の途中において生じたものについては応援する自治体が、それぞれ負担するものとする。

(情報等の交換)

第7条 この協定の定めのない事項で協定の実施に関し特に必要が生じた場合は、その都度協議して定めるものとする。

(協議)

第8条 この協定の定めのない事項で、協定の実施に関し特に必要が生じた場合は、その都度協議して定めるものとする。

この協定の成立を証するため、本協定書を2通作成し、協定自治体が記名、押印の上、各1通を保有する。

平成23年2月25日

愛知県尾張旭市長 谷口 幸治

長野県阿智村長 岡庭 一雄

## 災害時相互応援協定書)

愛知県豊山町と長野県阿智村（以下「協定町村」という。）とは、平成24年10月6日に締結された友好都市締結協定の理念に基づき、災害（災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に規定する災害をいう。以下同じ。）時において、応急活動及び復旧活動が迅速かつ円滑に遂行されるよう相互の応援体制に関し、次のとおり協定を締結する。

### （目的）

第1条 この協定は、協定町村のいずれかの区域内において災害が発生した場合に、協定町村が相互に応援することにより、応急活動、復旧活動等を円滑に行うことを目的とする。

### （応援の種類）

第2条 この協定に基づき実施する応援の種類は、次のとおりとする。ただし、応援は、協定町村の過剰な負担にならない範囲内において実施するものとする。

- (1) 食糧、飲料水及び生活必需品並びにそれらを提供するために必要な機材の提供
- (2) 被災者を一時収容するために必要な施設の提供
- (3) 応援に必要な職員の派遣
- (4) 災害支援ボランティアのあっせん
- (5) 前各号に掲げるもののほか、要請のあった事項

### （応援の要請手続）

第3条 応援を要請する場合は、次に掲げる事項を明らかにして、電話等により連絡するとともに、速やかに文書により通知するものとする。

- (1) 被害の状況
- (2) 前条第1号に規定する応援に要する品目、規格、数量等
- (3) 前条第3号に規定する応援に要する職員の職種、人数等
- (4) 応援を受ける場所及び集結場所
- (5) 応援を受ける期間
- (6) 前各号に掲げるもののほか、必要な事項

### （応援の実施）

第4条 協定町村は、応援の要請を受けた場合は、直ちに必要な応援を可能な範囲で実施するものとする。

2 協定町村は、応援の要請がない場合であっても、収集した情報等から緊急に応援出動することが必要であると認められるときは、自主的な判断に基づき必要な応援を実施するものとする。

3 自主的な判断に基づき応援を実施する場合は、応援の内容を協定町村に速やかに連絡するものとする。

4 応援の要請を受けた協定町村が応援を実施できない場合は、要請を行った協定町村にその旨を速やかに通報するものとする。

### （連絡窓口）

第5条 協定町村は、必要な情報等を相互に提供することにより、応援の円滑な運営を図るため、あらかじめ連絡担当部課を定めるものとする。

(指揮権)

第6条 応援を行う協定町村の職員が応援に従事するときは、応援を受ける協定町村の災害対策本部長の指揮に従い行動するものとする。

(応援経費の負担)

第7条 応援に要する経費の負担は、法令その他特別の定めがあるものを除くほか、原則として応援を受ける協定町村の負担とする。

- 2 自主的な判断に基づいて行われた応援に係る経費の負担については、法令その他特別の定めがあるものを除くほか、自主的に応援を行う協定町村の負担とする。
- 3 前2項の規定により難しいときは、その都度協定町村の間で協議して定めるものとする。

(災害補償等)

第8条 応援に派遣した職員が、その業務により負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合における公務災害補償については、応援を行う協定町村が負担するものとする。ただし、応援を受ける協定町村において応急治療する治療費は、応援を受ける協定町村が負担するものとする。

- 2 応援に派遣した職員が、その業務中に第三者に損害を与えた場合は、その損害が応援を受ける協定町村への往復途中において生じたものを除き、応援を受ける協定町村がその賠償の責務を負うものとする。

(平常時における活動)

第9条 協定町村は、この協定に基づく応援が円滑に行われるよう、総合防災訓練の相互交流や地域防災計画その他必要な資料を交換するとともに、関係者の交流を図るものとする。

(その他)

第10条 この協定の実施に関し必要な事項又はこの協定に定めのない事項については、協定町村が協議して定めるものとする。

(効力の発生)

第11条 この協定は、協定を締結した日からその効力を発生するものとする。

この協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、協定町村長が署名の上、各1通を保有する。

平成25年11月18日

愛知県豊山町長 鈴木 幸育

長野県阿智村長 岡庭 一雄

## 災害時における応急生活物資供給等に関する協定書

阿智村（以下「甲」という。）と阿智村商工会（以下「乙」という。）は、阿智村内に地震、風水害その他の原因による災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）における物資等の供給に関し、次のとおり協定を締結する。

### （趣旨）

第1条 この協定は、災害時に、甲と乙が相互に協力して村民生活の早期安定を図るため、物資の調達及び供給等に関して、必要な事項を定めるものとする。

### （協力要請）

第2条 甲は、災害時において、物資を必要とするときは、乙に対して乙に属する会員（店舗）の商品の供給等について協力要請することができる。

### （協力実施）

第3条 乙は、前条の規定により甲から要請を受けたときは、乙に属する会員（店舗）の営業に支障のない限りこれを受諾し、保有商品の優先供給について積極的に協力するものとする。

### （物資）

第4条 甲が乙に要請する物資は、原則として別表のとおりとする。ただし、被害の状況に応じ、甲乙が協議してその他の物資についても指定できるものとする。

### （要請手続き）

第5条 甲は、乙に対し第2条の協力を要請するときは、文書をもって行うものとする。ただし、緊急を要する時は口頭をもって要請し、事後において文書を提出するものとする。

### （物資の運搬）

第6条 物資の運搬は、乙又は乙が指定する者が行うものとする。また、乙は必要に応じて甲に対して運搬の協力を求めることができる。

### （物資の引渡し）

第7条 物資の引渡場所は、甲乙が協議して決定するものとし、当該引渡場所において乙の納品書等に基づき、甲が確認の上引き渡すものとする。



## 災害時における応急生活物資供給等に関する協定書

### (費用の負担)

第8条 第3条および第5条の規定により、乙が供給した商品の対価については甲が負担するものとする。

2 前項に規定する費用は、災害時直前における価格を基準として、運搬の費用を含めて、甲乙が協議して適正に決定するものとする。

### (費用の支払)

第9条 乙は、前条に規定する経費を請求するときは、甲の定めるところによるものとする。

2 甲は、前項の規定による請求があった場合、その内容が適当であると認められたときは、その経費を速やかに乙に支払うものとする。

### (協定期間)

第10条 この協定書の協定期間は、協定締結の日から効力を有するものとし、甲及び乙のいずれからも本協定の改廃について申出がない場合は、その効力を有するものとする。

### (協議)

第11条 この協定に定めのない事項又はこの協定に関し疑義が生じた場合は、甲乙が協議の上定めるものとする。

この協定を証するため、本協定書を2通作成し、甲乙記名押印のうえ、各自1通を保有する。

平成26年 1月10日

甲 長野県下伊那郡阿智村駒場 483  
長野県阿智村  
阿智村長 岡庭 一雄 ⑩

乙 長野県下伊那郡阿智村駒場 1078-5  
阿智村商工会  
会長 藤倉 陽太郎 ⑩

## 災害時における応急生活物資供給等に関する協定書

(別表)

### 主な供給物資

大分類	主な品種
食料関係	おにぎり、パン、カップ麺、缶詰 飲料水、乳児用粉ミルク
寝具関係	毛布、布団、シーツ
衣類関係	肌着、靴下、防寒着
日用品関係	タオル、ティッシュペーパー、トイレットペーパー 石鹸、歯磨きセット、髭剃り、マスク 紙おむつ（乳幼児、大人用）、ウエットティッシュ 雑巾、バケツ、ほうき、塵取り、ごみ袋（種類ごと）、 ポリ袋、ライター、使い捨てカイロ、
事務用品	マジック、ガムテープ、ノート、ボールペン 画用紙、セロハンテープ、カッターナイフ
作業関係	作業用シート、標識ロープ、ヘルメット、スコップ 軍手、なた、のこぎり、雨具、長靴、 工具箱一式（かなづち、釘、ペンチ、針金、ねじ等）
炊事用品関係	使い捨て食器、洗剤、スポンジ、たわし、はし ラップ、カセットコンロ、鍋・やかん、しゃもじ 包丁、まな板、アルミホイル、カセットボンベ 漂白剤、
電気用品関係	石油ストーブ、懐中電灯、乾電池、ラジオ、 携帯電話用充電器、投光機
その他	燃料（ガソリン、軽油、灯油、木炭 等）、

## 災害時におけるL Pガスに係る協力に関する協定書

阿智村（以下「甲」という。）、長野L P協会飯伊支部（以下「乙」という。）及び一般社団法人長野県L Pガス協会（以下「丙」という。）は、災害時における液化石油ガス（液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律（昭和42年法律第149号。以下「法」という。）第2条第1項に規定するものをいう。以下「L Pガス」という。）に係る協力に関して、次のとおり協定を締結する。

### （趣旨）

第1条 この協定は、災害時におけるL Pガスに係る保安の確保並びに公共施設等（応急仮設住宅、避難場所その他甲が設置し、管理し、若しくは所有権その他の権原を有する施設又は場所をいう。以下同じ。）に対するL Pガスの供給に関する協力（以下「協力」という。）について、必要な事項を定めるものとする。

### （協力要請）

第2条 甲は、災害時において必要があると認めるときは、乙に対し、次に掲げる業務について協力を要請することができる。

- (1) 被災地域のL Pガスの一般消費者等（法第2条第2項に規定するものをいう。以下同じ。）に対して法に基づき販売事業者（法第3条第1項に規定する液化石油ガス販売事業者をいう。以下同じ。）が行うべき緊急点検、修繕又は供給
- (2) 供給設備（法第2条第4項に規定するものをいう。以下同じ。）の設置場所以外の場所で発見されたL Pガスを充填するための容器について、所有権その他の権原を有する者が行うべき回収及び保管
- (3) 災害に伴い公共施設等に対しL Pガスが新たに供給されることとなった場合の供給設備に関する工事及びL Pガスの供給
- (4) 販売事業者及び一般事業者等が災害により受けた被害の状況及び当該被害の復旧の状況についての調査
- (5) 前各号に定めるもののほか、一般消費者等に係る安全の確保及びL Pガスの供給のために特に必要な業務

2 乙は、甲から前項の規定による要請を受けた業務の一部について、丙に対し協力を要請することができる。

3 前2項の規定による要請は、原則として文書により行うものとする。ただし、緊急を要する場合は、口頭又は電話により要請を行った上で速やかに文書を送付することをもってこれに代えることができる。

### （協力）

第3条 乙又は丙は、前条の規定による要請を受けたときは、直ちに当該要請に係る協力を可能な範囲内において実施するものとする。

(費用)

第4条 協力に要する費用のうち、次に掲げる費用は、甲が負担するものとする。この場合において、その費用の額は、災害が発生する直前の価格を基準とし、甲及び乙が協議の上決定する。

(1) 第2条第1項第3号に規定する業務に係る協力に要する費用

(2) 前号に掲げるもののほか、協力に伴い乙が供給するLPガスの対価及びその運搬に要する費用

2 乙は前項に規定する費用について、甲に対し書面をもって請求するものとする。この場合において、甲は、その書面の提出を受けた日から起算して原則として30日以内に、乙の指定するところにより支払わなければならない。

3 前2項の規定によるもののほか、協力に要した費用の負担については、乙が負担するものとする。

4 前3項に規定するもののほか、協力に要する経費について必要な事項は、その都度甲及び乙が協議して定める。

(従業者の災害補償)

第5条 乙又は丙の従業者が協力の従事に際し、死亡等（死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかった場合又は当該負傷若しくは疾病の治癒後において障害を有するに至った場合をいう。以下同じ。）に至った場合の補償は、法令及び甲の条例の規定によるもののほか、甲の負担により行うものとする。

2 前項の規定にかかわらず、死亡等に至った場合で、かつ、次の各号のいずれかに該当するときの補償は、法令及び甲の条例の規定によるもののほか、甲はその補償の責務を負わない。

(1) 従業者の故意又は重大な過失による死亡等である場合

(2) 死亡等について、乙、丙若しくはそれらの従業者が加入する保険又は共済制度による給付を受けることができる場合

(3) 前号に掲げるもののほか、死亡等について、第三者による補償又は損害賠償を受けることができる場合

(役割分担)

第6条 甲は、災害時における円滑なLPガスの供給のため、あらかじめ公共施設等に供給設備を設置し、及び防災に必要な資材の整備を行うものとする。

2 甲又は丙は、災害対策上必要と認めるときは、乙に対し報告を求めることができる。

3 乙は、前項の規定による報告を求められた場合は、速やかに報告を行うものとする。

(連絡体制)

第7条 この協定の実施に関する連絡を担当する部署は、次の規定するとおりとする。

(1) 甲にあつては、阿智村役場 総務課

(2) 乙にあつては、乙の事務局

(3) 丙にあつては、丙の事務局

- 2 乙は、災害時における防災の推進を図るため、災害地域対策本部を設置する。
- 3 丙は、災害時における防災の推進を図るため必要があると認めるときは、L P ガス災害対策本部を設置する。
- 4 甲、乙及び丙は、この協定の実施に支障が生じないようにするため、協力の要請の方法その他この協定に定める事項について、常に見直しを行い、改善に努めるものとする。
- 5 甲、乙及び丙は、災害対策上必要と認める連絡について、迅速かつ相互に行うものとする。

(緊急連絡網等)

第8条 乙は、災害時における円滑な協力の実施のため、協力に必要な体制の整備に努めるものとする。

- 2 乙は、協力に必要な体制に係る緊急連絡網をあらかじめ作成し、作成後直ちに甲及び丙に提出するものとする。
- 3 乙は、前項の緊急連絡網について、毎年1回以上見直しを行い、変更が生じたときは、直ちに甲及び丙に提出するものとする。

(防災訓練等への参加)

第9条 乙は、防災訓練その他甲が実施する防災の推進を図るための行事に参加するよう努めるものとする。

(補則)

第10条 この協定に定められた事項の実施に関し、この協定書に定めのない事項又は疑義が生じた事項については、その都度甲、乙及び丙が協議して定める。

この協定の締結を証するため、本協定書3通を作成し、甲、乙及び丙がそれぞれ署名押印の上、各1通を保有する。

平成26年1月15日

甲 阿智村  
村 長 岡 庭 一 雄

乙 長野L P 協会飯伊支部  
支部長 尾 澤 英 治

丙 一般社団法人長野県L P ガス協会  
会 長 小 林 芳 夫

## 災害時の情報交換に関する協定

国土交通省中部地方整備局長（以下「整備局長」という。）と、阿智村長（以下「村長」という。）とは、災害時における各種情報交換に関し、次のとおり協定する。

### （目的）

第1条 この協定は、重大な災害が発生し又は発生のおそれがある場合において、整備局長及び村長が必要とする各種情報交換について定め、もって、適切な災害対処に資することを目的とする。

### （情報交換の実施）

第2条 整備局長及び村長との情報交換の実施は、次の状況において現地情報連絡員（リエゾン）が派遣されている間とする。

- 一 阿智村内に重大な災害が発生し又は発生のおそれがあるとき
- 二 阿智村災害対策本部が設置されたとき
- 三 その他整備局長又は村長が必要と認めたとき

### （情報交換の内容）

第3条 整備局長及び村長の情報交換の内容は、次のとおりとする。

- 一 一般被害状況に関する事
- 二 公共土木施設（道路、河川、急傾斜地、都市施設等）被害状況に関する事
- 三 その他必要な事項

### （現地情報連絡員（リエゾン）の派遣）

第4条 第2条の各号いずれかに該当し、村長から要請があった場合又は整備局長が必要と判断した場合に、整備局長から村長が設置する災害対策本部等に現地情報連絡員（リエゾン）を派遣し情報交換を行うものとする。なお、整備局長及び村長は、相互の連絡窓口を明確にしておき派遣に関して事前に調整を図るものとする。

### （平素の協力）

第5条 整備局長及び村長は、必要に応じ情報交換に関する防災訓練及び防災に関する地図等の資料の整備に協力するものとする。

(協議)

第6条 本協定に疑義が生じたとき又は本協定に定めのない事項については、その都度、整備局長及び村長が協議のうえ、これを定めるものとする。

本協定は2通作成し、整備局長及び村長が各1通を保有する。

平成23年5月18日

名古屋市中区三の丸 二丁目5番1号

国土交通省 中部地方整備局長 富田 英治

長野県下伊那郡阿智村大字駒場483

阿智村長 岡庭 一雄

## 災害時相互応援協定書（案）

愛知県豊山町と長野県阿智村（以下「協定町村」という。）とは、平成~~24~~~~24~~年10月6日に締結された友好都市締結協定の理念に基づき、災害（災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に規定する災害をいう。以下同じ。）時において、応急~~対策活動~~及び復旧~~活動~~~~対策活動~~が迅速かつ円滑に遂行されるよう相互の応援体制に関し、次のとおり協定を締結する。

### （目的）

第1条 この協定は、協定町村のいずれかの区域内において災害が発生した場合に、協定町村が相互に応援することにより、~~災害~~応急~~対策活動~~、~~災害~~復旧~~活動~~~~対策~~等を円滑に行うことを目的とする。

### （応援の種類）

第2条 この協定に基づき実施する応援の種類は、次のとおりとする。ただし、応援は、協定町村の過剰な負担にならない範囲内において実施するものとする。

- (1) ~~食料糧~~、飲料水及び生活必需品並びにそれらを提供するために必要な機材の提供
- (2) 被災者を一時収容するために必要な施設の提供
- (3) 応援に必要な職員の派遣
- (4) 災害支援ボランティアのあっせん
- (5) 前各号に掲げるもののほか、~~特に~~要請のあった事項

### （応援の要請手続）

第3条 応援を要請する場合は、次に掲げる事項を明らかにして、電話等により連絡するとともに、速やかに文書により通知するものとする。

- (1) 被害の状況
- (2) 前条第1号に~~掲げる規定する~~応援に要する品目、規格、数量等
- (3) 前条第3号に~~掲げる規定する~~応援に要する職員の職種、人数等
- (4) 応援を受ける場所及び集結場所
- (5) 応援を受ける期間
- (6) 前各号に~~定める掲げる~~もののほか、必要な事項

### （応援の実施）

第4条 協定町村は、応援の要請を受けた場合は、直ちに必要な応援を可能な範囲で実施するものとする。

2 協定町村は、応援の要請がない場合であっても、収集した情報等から緊急に応援出動することが必要であると認められるときは、自主的な判断に基づき必要な応援を実施するものとする。

3 自主的な判断に基づき応援を実施する場合は、応援の内容を協定町村に速やかに連絡するものとする。

~~3~~4 応援の要請を受けた協定町村が応援を実施できない場合は、要請を行った協定町村にその旨を速やかに通報するものとする。

### （連絡窓口）

第5条 協定町村は、必要な情報等を相互に提供することにより、応援の円滑な運営を図るため、あらかじめ連絡担当部課を定めるものとする。



(指揮権)

第6条 応援を行う協定町村の職員が応援に従事するときは、応援を受ける協定町村の災害対策本部長の指揮に従い行動するものとする。

(応援経費の負担)

第7条 応援に要する経費の負担は、法令その他特別の定めがあるものを除くほか、原則として応援を受ける協定町村の負担とする。

2 自主的な判断に基づいて行われた応援に係る経費の負担については、法令その他特別の定めがあるものを除くほか、自主的に応援を行う協定町村の負担とする。

3 前2項の規定により難いときは、その都度協定町村の間で協議して定めるものとする。

(災害補償等)

第8条 応援に派遣した職員が、その業務により負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合における公務災害補償については、応援を行う協定町村が負担するものとする。ただし、応援を受ける協定町村において応急治療する治療費は、応援を受ける協定町村が負担するものとする。

2 応援に派遣した職員が、その業務中に第三者に損害を与えた場合は、その損害が応援を受ける協定町村への往復途中において生じたものを除き、応援を受ける協定町村がその賠償の責務を負うものとする。

(平常時における活動等)

第9条 協定町村は、この協定に基づく応援が円滑に行われるよう、総合防災訓練の相互交流や地域防災計画その他必要な資料を交換するとともに、関係者の交流を図るものとする。

(その他)

第10条 この協定の実施に関し必要な事項又はこの協定に定めのない事項については、協定町村が協議して定めるものとする。

(効力の発生)

第11条 この協定は、協定を締結した日からその効力を発生するものとする。

この協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、協定町村長が記名署名押印の上、各1通を保有する。

平成25年 月 日

愛知県豊山町長

長野県阿智村長

愛知県西春日井郡豊山町大字豊場字新栄260番地

愛知県豊山町長

長野県下伊那郡阿智村駒場483番地

長野県阿智村長

## 被害状況報告等の様式

### 1 様式第1号（概況速報） （表1）

	概 況 速 報		
災 害 の 名 称		災 害 発 生 日 時	
報 告 の 時 限		発 受 信 時 刻	
発 信 者	( )	受 信 者	( )

被 害 の 種 別	被 害 状 況	
	被 害 地 域 ま た は 場 所	災 害 の 状 況
人 的 ・ 住 家 関 係		
農 業 関 係		
林 業 関 係		
公 共 土 木 施 設 関 係		
鉄道 } 通信 } 施設関係 電力 } 水道 } そ の 他		
応急対策等の活動 状況 消防職員・消防団員 の出動状況等		

2 様式第2号 (人的及び住家の被害)  
(表2)

阿 智 村

人的及び住家の被害状況報告(発生・中間・確定)										
災害の名称			災害発生の日時			月 日 時				
災害発生の場所										
災害報告の時限			月 日 時現在			発信機関及び 発信担当者				
人的 被害	死者		人		災害 の 概 況					
	行方不明者		人							
	負傷者	重傷		人						
		軽傷		人						
		小計		人						
	計		人							
住 家 の 被 害	全壊・全焼 又は流出	棟		棟		救済 状 況				
		世帯		世帯						
		人員		人						
	半壊又は半焼	棟		棟		災 害 救 助 法 見 込 み				
		世帯		世帯						
		人員		人						
	一部破損	棟		棟		災 害 対 策 本 部	名称			
		世帯		世帯			設置	月 日 時 分		
		人員		人			廃止	月 日 時 分		
	床上浸水	棟		棟		ボ ラ ン テ ィ ア 活 動 の 状 況				
		世帯		世帯						
		人員		人						
床下浸水	棟		棟		そ の 他	消防職員出動延人員		人		
	世帯		世帯			消防団員出動延人員		人		
	人員		人							
非住家の被害(全・半壊)			棟							

- 注) 1 「人的被害」欄の「負傷者・重傷」とは、一月以上の治療を要する見込みのものとし、「軽傷」とは、一月未満で治療できる見込みのものとする。なお、その区分が不明な場合は『調査中』と記載し、負傷者の合計数を「小計」に記載すること。
- 2 「住家の被害」欄の「一部破損」とは、住家の損壊程度が半壊に達しない程度のものとする。
- 3 「住家の被害」欄の「床上浸水」とは、住家の床より上に浸水したもの及び全壊、半壊には該当しないが、土砂竹木のたい積により一時的に居住することができないものとする。
- 4 「住家の被害」欄の「床下浸水」とは、住家が床上浸水に達しない程度のものとする。
- 5 「住家の被害」欄の「棟」とは、一つの独立した建物をいう。なお、主屋に付着している風呂場、便所等は主屋に含めて1棟とするが、二つ以上の棟が渡り廊下で接続している場合には2棟とすること。
- 6 「住家の被害」欄の各被害欄中、棟、世帯、人員欄のいずれかに記載がある場合で、記載された欄以外が不明な場合は『調査中』と記載すること。
- 7 「災害対策本部」欄には、災害対策基本法(昭和36年法律第228号)第23条の規定により設置した災害対策本部について記載すること。
- 8 「ボランティア活動の状況」欄には、ボランティアセンター設置状況(設置の有無及び設置場所等)、ボランティアの活動状況(受入の有無、派遣の有無等)、その他関連事項を記載すること。

様式第2-1号 (避難準備情報・避難勧告・避難指示等 避難状況報告)  
 (表2の1)

災害の名称					災害発生日時		月	日	時
報告の時限		月 日 時現在			発信時刻		月	日	時
発 信 者									
避難準備情報・避難勧告・避難指示の状況					避難場所等の状況				
発令日時 及び準備、勧 告、指示の別	地 区 名	世 帯 数	人 員	避難場所名	設置地区 名	入所世帯 数	入所人員		
合計				合計					

3 様式第3号 (社会福祉施設被害)  
(表3の1)

社会福祉施設被害状況報告												中間 確定	
災害の名称							災害発生日時	年 月 日 時					
災害発生場所													
報告の時限	月 日 時現在						発受信時刻		日 時 分				
発信者	( )						受信者		( )				
施設の種類	施設名	被害											
		全壊		流失		半壊		一部破損		床上浸水		床下浸水	
		棟数	被害額 (千円)	棟数	被害額 (千円)	棟数	被害額 (千円)	棟数	被害額 (千円)	棟数	被害額 (千円)	棟数	被害額 (千円)
計													
被害額計												(千円)	

5 様式第5号 (農業関係被害)

(表5の1)

災害名	発生日時	月 日 時 分～ 日 時 分	発信日時	月 日 時 分
	発信機関 (発信者)		受信機関 (受信者)	

区分 項目	作物名	被害率 30%未満		被害率 30%以上		合 計			主な被害地区及び被害農作物の種類等
		面積	減収量	面積	減収量	面積	減収量	被害金額	
生産 物 被 害	水 稲								
	麦・雑穀・豆類								
	果 樹								
	野 菜								
	花 き								
	特 用 作 物								
	桑								
	そ の 他								
	小 計								
	樹 体 被 害	果 樹							
	その他 ( )								
	小 計								
	計								

区分 項目	施設名	園 芸 関 係			そ の 他			合 計		
		件 数	面積(m <sup>2</sup> )	被害金額	件 数	面積(m <sup>2</sup> )	被害金額	件 数	面積(m <sup>2</sup> )	被害金額
施設 関 係	建 物									
	温室(ガラス張)									
	プラスチックハウス									
	構 築 物									
	計									

区分 項目	種 類 名	被 害 量	被 害 金 額	主な被害地区名	主な被害品目名
そ の 他	家 畜				
	畜 産 物				
	水産物(寒天含む)				
	加工品貯蔵品等				
	蚕 繭				
	計				
	被害農業者(家)数		戸	特別被害農業者(家)数	戸

市町村別被害の状況	市町村名	被害面積	減収量	被害金額	市町村名	被害面積	減収量	被害金額	摘 要		
									合 計		
									市町村数		

(注) 記入単位は次のとおりとする。面積-ha、減収量・被害量-t・千本・千鉢・個・頭・羽・箱、金額-千円

(表5の3)

(被害情報収集用)

農 業 関 係 被 害 報 告 ( 中 間 ・ 確 定 )			
災 害 の 名 称		災 害 発 生 日 時	年 月 日 時
		報 告 日 時	月 日 時 現 在

区分		地域の別						計
農 作 物	水 稲	被 害 面 積(ha)						
		う ち 30%以 上(ha)						
		減 収 量 ( t )						
	そ の 他 の 農 作 物	被 害 面 積 (ha)						
		う ち 30%以 上(ha)						
		減 収 量 ( t )						
		(種類 : _____ )						
	樹 体 被 害	被 害 面 積 (ha)						
		被 害 額(千円)						
		(種類 : _____ )						
計	被 害 面 積 (ha)							
	被 害 額 (千円)							
施 設	建 物							
	温 室 ( ガ ラ ス 張 )							
	プ ラ ス チ ッ ク ハ ウ ス							
	構 築 物							
	計	件 数 (件 )						
被 害 額 (千円)								
畜 産 物 等	畜 産 物 ( _____ )							
	蚕 繭 ( _____ )							
	そ の 他 ( _____ )							
	計	被 害 額 (千円)						
農 地 ・ 農 業 用 施 設	農 地	被 害 か 所 数						
		被 害 面 積 (ha)						
	農 業 用 施 設	被 害 か 所 数						
	計	被 害 か 所 数						
		被 害 額 (千円)						
被 害 額 総 計 ( 計 )								
被 害 農 業 者 ( 家 ) 数 ( 戸 )								

(注) : この表は、県農業政策課から県危機管理防災課に報告する場合に用いる。  
地域の別とは、上段を地方事務所別、下段を市町村別にする等適宜区分する。



6 様式第6号 (林業関係被害)  
(表6の1)

阿智村

林業関係被害状況報告(速報 中間 確定)											
災害の名称						災害発生日時 月 日					
						報告日時 月 日 時現在					
内容 地区	治山(林地崩壊)			治山施設		林 道				その他	被害額計 千円
	箇所	面積 ha	被害額 千円	箇所	被害額 千円	路線	箇所	延長 m	被害額 千円	被害額 千円	
摘 要									前回 ( / ) までの計		
									今回報告による計		
									差 引		

(注) 本表は、森林政策課から危機管理防災課に報告する場合に用いる。  
地域の欄の左欄を地方事務所、右欄を市町村にする等適宜区分する。

(表6の2)

阿智村

速報第 報・概況・確定

平成 年 月 日 時 分 現在 葉中

1 概況 災害名 被災地の地況：保安林 箇所、急傾斜地 箇所、山地災害危険地 箇所、普通林地 箇所  
 発生月日 砂防指定地 箇所、地すべり指定地 箇所

市町村の対応：避難勧告 月 日 時 地区  
 避難指示 月 日 時 地区  
 災対本部設置 月 日 時

2 林地被害状況

治山施設被害状況

発生月日	崩壊種別	地区名	新生崩壊・地すべり被害状況				拡大崩壊・地すべり被害状況				計			公共計			左欄のうち災害関連計画箇所			県単			治山施設			備考 (被災状況)		
			箇所数	延長 km	面積 ha	山腹 ha	被害額 千円	箇所数	延長 km	面積 ha	山腹 ha	被害額 千円	箇所数	面積 ha	被害額 千円	箇所数	面積 ha	被害額 千円	字名	面積 ha	被害額 千円	復旧計画	箇所数	面積 ha	被害額 千円		字名	被害額 千円
																					復旧計画は谷止工 個、山腹工 ha 等と記入 施設災害は工種と公共、県単別、年度を記入						入家戸耕地 ha 国道 km 等	
		計																										

降水量調べ	市町村名	雨 量						観測所名	市町村名	雨 量						観測所名	市町村名										
		最大24h雨量 mm	最大1h雨量 mm	連続雨量 mm	最大24h雨量 mm	最大1h雨量 mm	連続雨量 mm			最大24h雨量 mm	最大1h雨量 mm	連続雨量 mm	最大24h雨量 mm	最大1h雨量 mm	連続雨量 mm												
被害発生 市町村毎 最低1箇所		最大24h雨量 mm	最大1h雨量 mm	連続雨量 mm	最大24h雨量 mm	最大1h雨量 mm	連続雨量 mm			最大24h雨量 mm	最大1h雨量 mm	連続雨量 mm	最大24h雨量 mm	最大1h雨量 mm	連続雨量 mm			最大24h雨量 mm	最大1h雨量 mm	連続雨量 mm	最大24h雨量 mm	最大1h雨量 mm	連続雨量 mm				
		最大24h雨量 mm	最大1h雨量 mm	連続雨量 mm	最大24h雨量 mm	最大1h雨量 mm	連続雨量 mm			最大24h雨量 mm	最大1h雨量 mm	連続雨量 mm	最大24h雨量 mm	最大1h雨量 mm	連続雨量 mm			最大24h雨量 mm	最大1h雨量 mm	連続雨量 mm	最大24h雨量 mm	最大1h雨量 mm	連続雨量 mm				
		最大24h雨量 mm	最大1h雨量 mm	連続雨量 mm	最大24h雨量 mm	最大1h雨量 mm	連続雨量 mm			最大24h雨量 mm	最大1h雨量 mm	連続雨量 mm	最大24h雨量 mm	最大1h雨量 mm	連続雨量 mm			最大24h雨量 mm	最大1h雨量 mm	連続雨量 mm	最大24h雨量 mm	最大1h雨量 mm	連続雨量 mm				
		最大24h雨量 mm	最大1h雨量 mm	連続雨量 mm	最大24h雨量 mm	最大1h雨量 mm	連続雨量 mm			最大24h雨量 mm	最大1h雨量 mm	連続雨量 mm	最大24h雨量 mm	最大1h雨量 mm	連続雨量 mm			最大24h雨量 mm	最大1h雨量 mm	連続雨量 mm	最大24h雨量 mm	最大1h雨量 mm	連続雨量 mm				
										受送信	月 日 時 分	月 日 時 分						送着氏名	受着氏名								

(表 6 の 3)

3 林道被害状況(速報、概況、確定)

災害の名称  
災害発生年月日

調査年月日  
阿 智 村

(単位：m, 千円)

速報 回次	地 区 名	公 共				小 災				計				備 考
		路線名	路線 数	箇所 番号	延 長	被害額	路線 数	箇所 番号	延 長	被害額	路線 数	箇所 番号	延 長	
	合 計													

(表 6 の 4)

4 林産物および林産施設被害状況(速報、概況、確定)

災害の名称  
災害発生年月日

調査年月日  
阿 智 村

災 害 の 種 類	
災 害 の 発 生 年 月 日	
被 害 調 査 年 月 日 被 害 発 生 地 域 ( 地 区 名 )	

(1) 林産物被害

区分			農 林 業 者										そ の 他								合 計	
			森 林 組 合 同 連 合 会		農 業 協 同 組 合 同 連 合 会		そ の 他 任 意 団 体		個 人		計		中 小 企 業 等 協 同 組 合		会 社 ・ 個 人		そ の 他		計			
			数 量	金 額	数 量	金 額	数 量	金 額	数 量	金 額	数 量	金 額	数 量	金 額	数 量	金 額	数 量	金 額	数 量	金 額		
木	立木 (m3)	天																				
		人																				
	素材 (m3)																					
	製材 (m3)																					
	その他																					
材	小 計																					
	薪炭原木 (m3)																					
炭	木炭 (kg)																					
	薪層積 (m3)																					
	その他																					
	小 計																					
特 殊 林 産 物	しいたけ (kg)																					
	わさび (kg)																					
	竹材 (束)																					
	小 計																					
合 計																						
被 災 者 数																						

- 注 1 木炭出荷調整対策事業による保管木炭が被害を受けた場合には木炭欄の内数として ( ) 書で示すこと。  
 2 立木は利用伐期令級以上のものを記入する。  
 3 被害者数等の欄は森林組合等の団体によってはその組合数、会社及び個人によっては会社数及び戸数の実数を記入する。

4 県有林（県行造林含む）の被害を、その他欄に内数として（ ）書で示すこと。

(2) 林産施設被害

区	分	そ の 他																								合計		
		中小企業等協同組合				会社・個人				その他				計														
		全壊		半壊		計		埋積土砂量(m3)		全壊		半壊		計		埋積土砂量(m3)		全壊		半壊		計		埋積土砂量(m3)		数量	金額	排土費
		数	金	数	金	数	金	数	排土費	数	金	数	金	数	金	数	排土費	数	金	数	金	数	金	数	排土費			
木	木材倉庫（棟）																											
	貯木場（坪）																											
	網場																											
	流送路（km）																											
材	木工建物（棟）																											
	材施機械（点）																											
	加設計																											
木	集運材施設																											
	木炭倉庫（棟）																											
	炭窯（基）																											
	木工建物（棟）																											
	炭施炭窯（基）																											
炭	加設計																											
	簡易搬送施設																											
特殊	特殊林産倉庫（棟）																											
	わさび育成施設（坪）																											
	しいたけ育成施設（坪）																											
	しいたけほだ木（本）																											
産物	特産工建物（棟）																											
	殊物施機械（点）																											
	林加設計																											
合	計																											
被	災者数等																											

注 1 堆積土砂量の欄は貯木場および流送路についてのみ記入する。

2 被災者数等の欄は、中小企業等協同組合にあってはその組合数、会社、個人にあっては会社数及び戸数の実数を記入する。

(3) 林産物間接被害

区	分	農 林 業 者										そ の 他								合 計		
		森林組合同連 合 会		農業協同組 合同連合会		その他任意 団 体		会社・個人		計		中小企業等 協 同 組 合		会社・個人		そ の 他		計				
		数量	金額	数量	金額	数量	金額	数量	金額	数量	金額	数量	金額	数量	金額	数量	金額	数量	金額	数量	金額	
木材	立木 (m3)																					
	素材 (m3)																					
	製材 (m3)																					
	その他																					
	小 計																					
薪炭	薪炭原木 (m3)																					
	本炭 (kg)																					
	薪層積 (m3)																					
	その他																					
	小 計																					
特殊林産物	しいたけ (kg)																					
	わさび (kg)																					
	竹材 (束)																					
	小 計																					
合 計																						
被災者数																						

注 1 道路の決壊、橋梁の破損、その他により運搬不能等となった滞貨及び金額を記入する。  
 2 被災者数等の欄は森林組合等の団体によってはその組合数、会社及び個人によっては会社数及び戸数の実数を記入する。

(表6の5)

災害の名称 \_\_\_\_\_  
 災害発生日月日 \_\_\_\_\_ 5 造林地等の被害状況(速報、概況、確定) \_\_\_\_\_  
 区分 \_\_\_\_\_ 調査年月日 \_\_\_\_\_  
 阿智村

森林所有者区分	森林計画区	地区名	被害								復旧						備考	
			人工林				天然林				改植			その他				経費計
			樹種別	齢級別	面積	被害額	面積	被害額	面積	被害額	面積	単価	経費	面積	単価	経費		
					ha	千円	ha	千円	ha	千円	ha	円	千円	ha	円	千円		千円
合計																		

- 注 1 区分は火災(被災全域)、病虫害獣(中害以上)、病虫害獣(中害未満)、その他被害(被害率30%以上)、その他被害(被害率30%未満)に区分し、別葉に作成する。
- 2 森林所有者区分は、県、市町村、公社、公団、その他及び合計に区分し、記入する。
- 3 「面積」は、区域面積とし、上段に( )内数で被害実面積を記入する。
- 4 市町村ごとに計欄に保安林分を( )書き内数で記入する。
- 5 「備考」欄には、復旧事業の種類(要復旧経費のその他の明細)、応急対策等を記入する。
- 6 「森林計画区」ごとの合計欄に、森林国営保険契約地の齢級別被害面積を( )書き内数で記入する。

(表6の6)

災害の名称

災害発生日

## 6 苗畑被害状況(速報、概況、確定)

調査年月日

阿智村

## (1) 苗木被害報告

地区名	施業量						経営者数	被害量						備考		
	樹種	ha面積	本数(千本)					ha面積	本数(千本)				被害率 %(B/A)		被害金額 千円	経営者数
			1年生	2年生	3年生	計(A)			1年生	2年生	3年生	計(B)				
	すぎ															
	ひのき															
	合計															

- 注 1 施業量のうち1年生にあつては得苗見込本数を、2・3年生にあつては作付本数を記入すること。  
 2 すぎさしきについては別欄とすること。  
 3 被害面積は区域面積(附属地を含む)とすること。  
 4 被害欄は上段に総被害量を記入し、下段に30%以上の被害量を( )に内数で記入すること。  
 5 被害金額については毎年知事が示す標準被害額に時期別修正係数を乗じて算定すること。

## (2) 苗畑施設被害報告

地区名	項目 被害の内容	箇所数	被害数量	被害金額	復旧の種類	数量	単価	金額	備考
		( )	( )	( )		( )	( )	( )	

- 注 1 被害の内容は「畑地埋没」「畑地流失」「灌水施設破損」「堆肥舎倒潰」等と具体的に明記すること。  
 2 一つの被害内容ごとに「土砂排除」「跡地整理」等復旧欄に明記すること。  
 3 埋没流失の数量欄は、面積と耕土の流失埋没量(立米)を記入すること。  
 4 数量金額は、上段に総数量金額を記入し、下段に30%以上の被害量を( )に内数で記入すること。

(表6の7)

災害の名称

災害発生日

## 7 共同利用施設等被害状況(速報、概況、確定)

調査年月日

阿智村

地区名	導入年度	事業主体	施設名	事業費	被害数量	単位	被害額	備考
				千円			千円	
	計							



7 様式第7号（土木関係被害）  
（表7の1）

災 害 総 括 表

（単位：千円）

区 分	前 回 ま で の 報 告 分								今 回 報 告 分		年 間 の 合 計		
	自 月 日 至 月 日	異 常 気 象 名	自 月 日 至 月 日	異 常 気 象 名	自 月 日 至 月 日	異 常 気 象 名	自 月 日 至 月 日	異 常 気 象 名	自 月 日 至 月 日	異 常 気 象 名			
	箇 所 数	金 額	箇 所 数	金 額	箇 所 数	金 額	箇 所 数	金 額	箇 所 数	金 額	箇 所 数	金 額	
県 工 事	河 川												
	砂 防												
	地すべり												
	急 傾 斜												
	道 路												
	橋 梁												
	計												
市 町 村 工 事	河 川												
	道 路												
	橋 梁												
	計												
合 計	河 川												
	砂 防												
	地すべり												
	急 傾 斜												
	道 路												
	橋 梁												
	計												

(表7の2)

## 国庫災害、被災報告各所別集計表(県工事)

(被害情報収集用)

月 日～ 月 日 ( )

(単位：千円)

工種別 所 別	河 川		砂 防 設 備		地すべり防止施設		急傾斜地崩壊防止施設		道 路		橋 梁		計	
計														

(表 7 の 3)

国庫災害、被災報告各所別集計表(市町村工事)

(被害情報収集用)

月 日 ~ 月 日 ( )

(単位：千円)

工種別 所 別	河	川	道	路	橋	梁	計	
計								

(表 7 の 4 - 1)

市町村別被害報告額調(県工事)  
事務所名 \_\_\_\_\_1 / 2  
(金額単位:千円)

市町村名	今回の報告書 ( / ~ / )													
	河川		砂防設備		地すべり防 止施設		急傾斜地崩 壊防止施設		道路		橋梁		計	
	箇所	金額	箇所	金額	箇所	金額	箇所	金額	箇所	金額	箇所	金額	箇所	金額
計														

(注) 本表は、次の場合に用いるものとする。

- 1 建設事務所から建設部各課に報告する場合。
- 2 建設部各課から河川課に報告する場合。
- 3 河川課から危機管理防災課に報告する場合。

(表 7 の 4 - 2)

市町村別被害報告額調(県工事)  
事務所名 \_\_\_\_\_2 / 2  
(金額単位:千円)

市町村名	報 告 累 計													
	河川		砂防設備		地すべり防 止施設		急傾斜地崩 壊防止施設		道路		橋梁		計	
	箇所	金額	箇所	金額	箇所	金額	箇所	金額	箇所	金額	箇所	金額	箇所	金額
計														

(注) 本表は、次の場合に用いるものとする。

- 1 建設事務所から建設部各課に報告する場合。
- 2 建設部各課から河川課に報告する場合。
- 3 河川課から危機管理防災課に報告する場合。

(表7の5)

## 市町村別被害報告額調(市町村工事)

事務所名 \_\_\_\_\_

(金額単位:千円)

市町村名	今回の報告書 ( / ~ / )								報 告 累 計							
	河 川		道 路		橋 梁		計		河 川		道 路		橋 梁		計	
	箇所	金額	箇所	金額	箇所	金額	箇所	金額	箇所	金額	箇所	金額	箇所	金額	箇所	金額
計																

(注) 本表は、次の場合に用いるものとする。

- 1 建設事務所から建設部各課に報告する場合。
- 2 建設部各課から河川課に報告する場合。
- 3 河川課から危機管理防災課に報告する場合。

(表7の6)

雪崩災害報告					
事務所名 ( )			第 報 ( 月 日 時現在)		
ふりがな 場 所	郡町 市村	大字	ふりがな 区		
発 生 日 時	月 日 時		雪崩危険箇所点検番号		
気 象 状 況	雪崩発生時の天候	晴・曇・雨・雪・みぞれ			
	雪崩発生時の積雪深	cm	観 測 所 名	観測所との距離	観測所との標高差
	雪崩発生時の気温	℃			
	雪崩発生時の降雪深	cm			
保 全 対 象	人 家 公共的建物 公共的施設		斜面の向き	北・北東・東・南東・南・南西・西・北西	
斜高の高さ			概況平面図		縦断図
植生の状況					
雪崩の状況	拡大等の見込み				
	雪崩の種別	表層・全層			
	高 さ				
	幅				
	雪崩雪量				
	発生区の傾斜度				
	走路の長さ				
見通し勾配					
被害の状況	死者・負傷者等	有・無	死者 名	行方不明者 名	負傷者 名
	住宅被言	有・無	全壊 戸	半壊 戸	一部破損 戸
	公共的建物被害	有・無			
	その他の建物被害	有・無			
	その他の概況				
応急対策及び 警戒避難状況	応 急 対 策				
	避 難 状 況				
	地域防災計画記載				
適用法令等の 施行状況	法 令 等	有 無	法 令 等	有 無	
	急傾斜地崩壊危険区域		急傾斜地崩壊危険実態調査箇所	箇所番号	
	建築基準法による災害危険区域		宅地造成工事規制区域		
	地すべり防止区域(農・林・土)		都市計画法に基づく開発許可制度の適用区域		
	砂防指定地		旧住宅地造成事業に関する法律の適用区域		
	保安林		宅地基準条例の適用区域		
	災害対策基本法防災計画区域		そ の 他		
備 考					
受 信 者		送 信 者 氏 名		受 信 者 氏 名	

8 様式第8号 (都市施設被害)

(表8の1)

阿 智 村

都市施設被害状況報告										中間 確定		
災害の名称			災害発生日時			月		日		時		
災害発生場所												
報告の時限			月			日		時		現在		
発 信 者			( )			受 信 者			( )			
種 別	区 分	か所数	被害面積又は延長等			被害金額(千円)		復旧金額(千円)		摘要		
都市施設災害	街 路											
	都 市 公 園											
	都 市 排 水 路											
	公 下 水 道 共 道	排 水 施 設										
		ポ ン プ 場 施 設										
		処 理 施 設										
	区 整 画 理	街 路										
		公 園 緑 地										
		水 路										
	防 空 壕 ・ そ の 他											
堆 積 土 砂												
合 計												
建 物 災 害 及 び 損 害 面 積	区 分	住 家 (戸)	非 住 家 (戸)	計 (戸)		区 分	面 積 (h a)		摘 要			
	全 壊					市 街 地 被 害 面 積						
	半 壊					そ の 他 被 害 面 積						
	流 失					計						
	床 上 浸 水					全 市 街 地 面 積						
	床 下 浸 水											
状 況	発 火	月 日 時 分			鎮 火	月 日 時 分			被 災 か 所			
	風 向	風 速		最 大	m/sec	平 均	m/sec	湿 度	%			
建 物 災 害 及 び 損 害 面 積	区 分	住 家 (戸)	非 住 家 (戸)	計 (戸)		区 分	面 積 (h a)		摘 要			
	全 壊					全 市 街 地						
	半 壊					被 災 面 積						
	計											
備 考	1 土地区画整理事業を施行する必要がある (ある・ない・不明)											
	2 都市計画との関連 ( )											

(表 8 の 2)

(被害情報収集用)

都市施設被害状況報告 (中間・確定)			
災 害 の 名 称		災害発生日時	月 日 時
		報 告 日 時	月 日 時 現在

区 分		地域の別					計
街 路	か 所						
	被害額(千円)						
都 市 公 園	か 所						
	被害額(千円)						
都 市 排 水 路	か 所						
	被害額(千円)						
公 共	か 所						
	排水施設 被害額(千円)						
下	か 所						
	ポンプ場施設 被害額(千円)						
水 道	か 所						
	処理施設 被害額(千円)						
区 画	か 所						
	街 路 被害額(千円)						
整 理	か 所						
	公園緑地 被害額(千円)						
	か 所						
	水路 被害額(千円)						
防 空 壕 其 他	か 所						
	被害額(千円)						
堆 積 土 砂	か 所						
	被害額(千円)						
合 計	か 所						
	被害額(千円)						



9 様式第9号 (水道施設被害)  
(表9の1)

水道施設被害状況報告 (中間確定)				
災害の名称		災害発生日時	月	日 時
災害発生場所				
報告の時限	月 日 時 現在	発受信時刻	日	時 分
発 信 者	( )	受 信 者	( )	
水道の名称		給水区域及び 現在給水人口	( 戸 )	人
被害給水区域 及び被害給水 人 口	( 戸 ) 人			
災害の状況		被害 金額	千円	
応急措置及び 給水現状				
給 水 応 援	消毒機械及び薬品応援	復旧資材労務応援	技 術 応 援	
緊急 応援 の 要 否	給水車 両/日 <sup>3</sup> m分	乾式注入能力 g/h 機		
	ろ水器 両/日 <sup>3</sup> m分	湿式 g/h 機		
	自衛隊給水班要請/ 日 <sup>3</sup> m 日間	簡易滅菌機 g/h 機		
	水道から応急給水/ 日 <sup>3</sup> m分	液体塩素 kg 入 本		
	日間	さらし粉高度 普通 500g 本		
	必要なし	必要なし		

(表 9 の 2)

(被害情報収集用)

		水道施設被害状況報告		(中間 確定)	
災害の名称		災害発生日時	月	日	時
		報告の时限	月	日	時現在

地域 の別	項目	被害水道数 (施設)	被害給水人口 (人)	被害額 (千円)	備考
	計				

10 様式 10号 (廃棄物処理施設被害)  
(表 10 の 1)

廃棄物処理施設 (ごみ・し尿・下水道終末処理) 被害状況報告 (中間確定)			
災害の名称		災害発生日時	月 日 時
災害発生場所			
報告の時限	月 日 時 現在	発受信時刻	日 時 分
発 信 者	( )	受 信 者	( )

被 害 施 設 名			
被害の区域および処理人			
被 害 の 状 況			
被 害 額	千円	千円	千円
応 急 措 置 の 現 況			
災 害 救 助 の 有 無			
そ の 他 必 要 な 事 項			

(表 10 の 2)

(被害情報収集用)

<p style="text-align: center;">廃棄物処理施設被害状況報告 <span style="border: 1px solid black; border-radius: 50%; padding: 2px;">中間 確定</span></p>			
災害の名称	災害発生日時		月     日     時
	報告の时限		月     日     時現在

地域別の別	区分	被災施設名	被害の状況	被害処理人口	被害額（千円）	応急措置の現況
計						
その他必要な事項						

様式第 11 号 (感染症関係)  
(表 11 の 1)

感染症関係報告				(中間 確定)			
災害の名称		災害発生日時	月	日	時		
災害発生場所							
報告の時限	月	日	時	現在	発受信時刻		
					日	時	分
発信者	( )		受信者	( )			

	項目	発生患者等数					備考
		患者	疑似	無症状 病原体 保有者	計	うち 死者	
感 染 症	病名						
備  考							

(表 11 の 2)

(被害情報収集用)

感 染 症 関 係		(中間 確定)			
災 害 の 名 称		災 害 発 生 日 時	月	日	時
		報 告 の 時 限	月	日	時現在

感 染 症										
項 目 地域の別	病名		病名		病名		病名		病名	
	発 生 患 者 等 数 (人)	う ち 死 者 (人)	発 生 患 者 等 数 (人)	う ち 死 者 (人)	発 生 患 者 等 数 (人)	う ち 死 者 (人)	発 生 患 者 等 数 (人)	う ち 死 者 (人)	発 生 患 者 等 数 (人)	う ち 死 者 (人)
計										

12 様式第 12 号 (医療施設被害)  
(表 12 の 1)

医療施設被害状況報告			(中間 確定)	阿 智 村		
災害の名称		災害発生日時		月	日	時
報告の時限	月	日	時 現在	発受信時刻	日	時 分
発信者	( )		受信者	( )		

区分	施設名	経営主体	所在地	被害の程度					被害額	復旧に要する経費
				全壊棟	流出棟	半壊棟	浸水棟	その他棟		
(病院)									千円	千円
(診療所)										
合 計										

- 注：1 本表は、保健所が管内の各施設の状況を県医療政策課に報告する場合に用いる。  
 2 各施設ごとの詳細な被害状況は別案にして添付すること。  
 3 被害施設がへき地出張診療所の場合は、経営主体欄にその旨を記載すること。

13 様式第13号（商工関係被害）  
（表13の1）

商工関係被害状況報告				中間 確定				
災害の名称				災害発生日時		年 月 日 時		
災害発生場所								
報告の时限		月 日 時 現在		発受信時刻		日 時 現在		
発 信 者		( )		受 信 者		( )		
被害区分			業種区分	鉱工業	商業	サービス業	その他	計
組合、 団体 以外の 事業所	建物の被害 (ア)	全	棟数(棟)					
		壊	損害額(千円)					
		半	棟数(棟)					
		壊	損害額(千円)					
		のそ	棟数(棟)					
		被の	損害額(千円)					
	害他							
	土地の被害 (イ)	損害額(千円)						
(ア)(イ)以外の有形固 定資産の被害	損害額(千円)							
製品・仕掛品・原材料 の損害	損害額(千円)							
事業協同組合・商工組合・ 協業組合の被害			件数(件)					
			損害額(千円)					
商工会議所・商工会の被害			件数(件)					
			損害額(千円)					
小 計			損害額(千円)					
除雪、排水等の災害対策に要した経費(千円)								
その他災害の発生により生じた損害額(千 円)								
損 害 額 総 計(千円)								
被 害 件 数 ( 事 業 ( 務 ) 所 数 )								

- 注：1 事業協同組合、商工組合、協業組合の被害とは、中小企業団体の組織に関する法律第3条第1項の規定による中小企業団体についての物的被害とする。
- 2 その他災害の発生により生じた損害額とは季節的商品の出荷遅延による価格の減少額等をいう。
- 3 住宅と営業に供している建物とが同一建物である場合は、営業用建物部分についての被害を記入するものとする。ただし、被害態様が住宅部分と営業用建物部分とに区分することが困難な場合は、かっこ外書きにする。
- 4 業種区分中の「その他」には指定公共機関及び指定地方公共機関に係る被害を除くものとする。
- 5 大企業に関する被害については、内訳（大企業分としてまとめ）を別紙に記載する。



(表 13 の 2)

(被害情報収集用)

商工関係被害状況報告 (中間確定)			
災害の名称	災害発生日時		月 日 時
	報告の期限		月 日 時現在

被害区分		地域の別							
組合 団体 以外 の 事業 所	建物の被害 (ア)	全 壊	棟 数	鉱工業					
				商業					
				サービス業					
				その他					
		損 害 額 (千円)	鉱工業						
			商業						
			サービス業						
			その他						
		半 壊	棟 数	鉱工業					
				商業					
				サービス業					
				その他					
	損 害 額 (千円)	鉱工業							
		商業							
		サービス業							
		その他							
	そ の 他 の 被 害	棟 数	鉱工業						
			商業						
			サービス業						
			その他						
	損 害 額 (千円)	鉱工業							
		商業							
		サービス業							
		その他							
土 地 の 被 害 (イ)	損 害 額 (千円)	鉱工業							
		商業							
		サービス業							
		その他							
(ア)(イ)以外の有形固 定資産の被害	損 害 額 (千円)	鉱工業							
		商業							
		サービス業							
		その他							
製品、仕掛品、原材料 の被害	損 害 額 (千円)	鉱工業							
		商業							
		サービス業							
		その他							
事業協同組合、商工組合 協業組合の被害	件 数	(件)							
	損 害 額	(千円)							
商工会議所商工会の被害	件 数	(件)							
	損 害 額	(千円)							
除雪排水等の災害対策に要した経費		(千円)							
その他災害の発生により生じた損害額		(千円)							
損 害 額 総 計		(千円)							
被 害 件 数 (事業(務)所数)									

様式第 14 号 (観光施設被害)  
(表 14 の 1)

観光施設被害状況報告										中間 確定	
災害の名称						災害の発生日時		年 月 日 時			
災害発生場所											
報告の時限		月 日 時 現在		発受信時刻		日 時 分					
発信者		( )				受信者		( )			
1 土木施設(遊歩道・つり橋等)											
区分		県工事		市町村工事		その他		計			
		か所	被害額	か所	被害額	か所	被害額	か所	被害額		
道路			千円		千円		千円		千円		
橋梁											
計											
2 一般観光地建物等											
区分		県有施設		市町村施設		国民宿舎・旅館等		その他施設		計	
		件数	被害額	件数	被害額	件数	被害額	件数	被害額	件数	被害額
建物 その他	全壊		千円		千円		千円		千円		千円
	半壊										
	その他										
	計										

(表 14 の 2)

(被害情報収集用)

観光施設被害状況報告 (中間確定)			
災害の名称		災害発生日時	月 日 時
		報告の期限	月 日 時現在

区分			地域の別					計
土木施設 (遊歩道・つり橋等)	道 路	か 所 数						
		被害額(千円)						
	橋 梁	か 所 数						
		被害額(千円)						
	計	か 所 数						
		被害額(千円)						
一般 観光 地 建 物 等	全 壊	か 所 数						
		被害額(千円)						
	半 壊	か 所 数						
		被害額(千円)						
	そ の 他	か 所 数						
		被害額(千円)						
	計	か 所 数						
		被害額(千円)						
被害総額(千円)								

15 様式第 15 号 (教育関係施設被害)

(表 15 の 1)

教育関係施設被害状況報告				(中間 確定)	報告者		
災害の名称		災害発生年月日	年 月 日	災害発生場所			
施設の種別		報告の时限	年 月 日 時現在	発 信 者		受 信 者	

発 受 信 日 時	災 害 発 生 日 時	市 町 村 名	施 設 の 名 称	建 物						工 作 物 被 害 金 額	土 地 被 害 金 額	設 備 被 害 金 額	被 害 額 合 計	被 害 状 況
				新 築				要 補 修 大 破 以 下 金 額	計 被 害 金 額					
				全 壊		半 壊								
				面 積	金 額	面 積	金 額	千 円	千 円					
日 :	日 :			㎡	千円	㎡	千円	千円	千円	千円	千円	千円		

- 注： 1 本表は、すべての教育施設の被害について使用するものであること。  
 2 公立小中学校施設の被害の場合で、本年を含む前6年以内に合併があった市町村は、施設の名称欄を二段書とし、学校名の下へ学校所在地の旧市町村名を（ ）書で記入すること。  
 3 文化財は、国、県の指定分についてのみ記入すること。  
 4 本表は、市町村、施設の管理者及び設置者が関係機関に報告する場合に用いる。

(表 15 の 2)

(被害情報収集用)

教育関係施設被害状況報告				(中間 確定)	
災害の名称				災害発生日時	月 日 時
				報告の期限	月 日 時現在

(単位 m<sup>2</sup>・千円)

施設の種別	被害施設数	被害状況									
		建築物						工作物 被害金額	土地 被害金額	設備 被害金額	被害額 合計
		新築		要補修		計					
		全壊	半壊	大破以下	被害金額		被害金額	被害金額	被害金額		
面積	金額	面積	金額	金額	金額	金額	金額	金額	金額		
幼稚園											
小学校											
中学校											
高等学校											
盲学校											
ろう学校											
養護学校											
大学・高専											
共同利用施設											
教員住宅											
社会教育施設											
文化財											
合計											

17 様式第 17 号 (市町村有財産被害)  
(表 17)

市町村有財産被害状況報告				(中間 確定)	阿 智 村			
災害の名称				災害発生日時	年	月	日	時
報告の時限	月	日	時 現在	発受信時刻	日	時	分	
発 信 者	( )			受 信 者	( )			

この報告内容には、他の報告系統によるものはすべて含まれない。

建 物 被 害	施設の別	発生数(計)	全壊(流失)	半 壊	一部破損	床上浸水	床下浸水	被害額	備 考
		棟	棟	棟	棟	棟	棟	千円	
	小計								
公 共 土 木 施 設 被 害  (市町村単災のみ)	種別	発生数	被害状況				被害額	備考	
	河川	か所					千円		
	道路								
	橋梁								
	小計								
そ の 他	種別	発生数	被害状況				被害額	備考	
		か所					千円		
	計	—	—						

注：本表は、市町村から地方事務所に、及び地方事務所から県危機管理防災課に報告する場合に用いる。

18 様式第 18 号 (公益事業関係被害)  
(表 18)

公益事業関係被害状況報告			(中間 確定)	機関名
災害の名称		災害発生日時	年	月 日 時
災害発生場所				
報告の時限	月 日 時 現在	発受信時刻	日	時 分
発 信 者	( )	受 信 者	( )	

区 分		被 害 発 生 数 ・ 被 害 程 度 数	被 害 額 千円
被 害 状 況	建物等		
	被害箇所		
	不通箇所		
応急措置・その他			

注：この表は、鉄道・通信・電力・ガス関係の被害について、各関係機関から県危機管理・消防防災課に報告する場合に用いる。

19 様式第 19 号  
第 1 号様式  
(火災)

第 報

報告日時	年 月 日 時 分
都道府県	
市町村	
報告者名	

火災種別	1. 建物 2. 林野 3. 車両 4. 船舶 5. 航空機 6. その他					
出火場所						
出火日時 ( 覚 知 日 時 )	( 月 日 時 分 )	( 鎮 圧 日 時 ) ( 鎮 火 日 時 )	( 月 日 時 分 )			
火元の業態・用途			事業所名(代表者氏名)			
出火箇所			出火原因			
死 傷 者	死者(性別・年齢)		人	死 者 の 生 じ た 理 由		
	負傷者	重 症 中 等 症 軽 傷	人 人 人			
建物の概要	構造 階層		建築面積 延べ面積			
焼 損 程 度	焼損棟数	全焼 半焼 部分 ぼや	棟 棟 棟	計 棟	焼損面積	建物焼損床面積 m <sup>2</sup> 建物焼損表面積 m <sup>2</sup> 林野焼損面積 a
り 災 世 帯 数			気 象 状 況			
消 防 活 動 状 況	消防本部(署)		台	人		
	消防団		台	人		
	その他			人		
救急・救助活動状況						
災害対策本部等の設置状況						
その他参考事項						



様式第 19 号の 2

第 2 号様式 (特定の事故)

- 事故名
- 1. 石油コンビナート等特別防災区域内の事故
  - 2. 危険物に係る事故
  - 3. 原子力施設等に係る事故
  - 4. その他特定の事故

第 報

報告日時	年 月 日 時 分
都道府県	
市町村	
報告者名	

事故種別	1. 火災 2. 爆発 3. 漏えい 4. その他 ( )				
発生場所					
事業所名	特別防災区域	〔レイアウト第一種、第一種、 第二種、その他〕			
発生日時	月 日 時 分	発見日時	月 日 時 分		
(覚知日時)	(月 日 時 分)	鎮火(処理完了)日時	月 日 時 分		
消防覚知方法		気象状況			
物質の区分	1. 危険物 2. 指定可燃物 3. 高压ガス 4. 可燃性ガス 5. 毒劇物 6. R I 等 7. その他 ( ) 物質名				
施設の区分	1. 危険物施設 2. 高危混在施設 3. 高压ガス施設 4. その他 ( )				
施設の概要		危険物施設の区分			
事故の概要					
死傷者	死者(性別・年齢)	負傷者数	人		
		重症	人		
		中等症	人		
	計 人	軽症	人		
消防防災活動状況 及び 救急・救助活動状況	警戒区域の設定 月 日 時 分 使用停止命令 月 日 時 分	出場機関	出場人員	出場資機材	
		事業所	自衛防災組織	人	
			共同防災組織	人	
			その他	人	
		消防本部(署)	台		
		消防団	台		
		海上保安庁	人		
		自衛隊	人		
その他	人				
災害対策本部等の設置状況					
その他参考事項					

21様式第21号 (被害状況総合)

(表21の1) 被害状況総括

被害状況総括 (中間確定 月 日 時現在)

阿智村

災害の名称:	
発生日時:	
発生地域:	
被害総括	
人的被害	死者, 行方不明者, 計= 人 重傷者, 軽傷者, 計= 人
被害総額	うち国直轄・公共機関分 千円 ( , 千円) (10億) (百万) (※印の計)

災害対策本部 の設置状況	.....
災害救助法の 適用市町村	.....
自衛隊出動 状況	.....
(概要)	.....
	.....
	.....
	.....

被害者の別		発生数	被害額(千円)	
住家等の被害	棟数	計 (棟)		
		全壊 (棟)		
		半壊 (棟)		
		一部破損 (棟)		
		床上浸水 (棟)		
		床下浸水 (棟)		
	非住家の全・半壊 (棟)			
	世帯及び人員	計	世帯 人	
		全壊	世帯 人	
		半壊	世帯 人	
一部破損		世帯 人		
床上浸水		世帯 人		
床下浸水		世帯 人		
農業関係被害	計			
	農作物	水陸稲 (ha)		
		(ha)		
	施設 (件)		▽	
	畜産物等 ( )			
	農地 (ha)			
農業用施設 (カ所)				
林業関係被害	計 (カ所)			
	治山 (カ所)			
	林道 (カ所)			
	その他			
	※国直轄分 (治・林・他)	※		
公共土木施設関係被害	計 (カ所)			
	河川 (カ所)			
	砂防 (カ所)			
	道路 (カ所)			
	橋りょう (カ所)			
	※国直轄分 (河・道・橋)	※		
その他の被害	右欄の計 (千円)			
	うち建物 (▽印の計)			

被害者の別		発生数	被害額(千円)	
都市施設被害	計 (カ所)			
水道施設被害	計 (施設)			
	被害給水人口 (人)			
清掃施設被害	計 (施設)			
医療施設被害	計 (施設)			
	うち建物被害 (棟)		▽	
商工関係被害	計 (件)			
	うち建物被害	鉱工業 (棟)	▽	
		商業 (棟)	▽	
		その他 (棟)	▽	
うち製品・原材料等				
うち間接被害				
観光施設被害	計 (カ所)			
	うち建物被害 (棟)		▽	
教育関係被害	計 ( )			
	うち建物被害 (棟)		▽	
県有財産被害	計 ( )			
	うち建物被害 (棟)		▽	
市町村有財産被害	計 ( )			
	うち建物被害 (棟)		▽	
	うち土木小災害 (カ所)			
社会福祉施設被害	計 (施設)			
	うち建物被害 (棟)		▽	
国保診療施設被害	計 (施設)			
	うち建物被害 (棟)		▽	
公益事業関係被害	計		※	
	鉄道	不通カ所		
		被害件数		
	通信	不通回線		
		電力	被害カ所 (停電地区)	
	ガス		被害カ所	
		その他		

(表 21 の 2) 災害概況即報  
 (消防庁第 4 号様式(その 1))

消防庁受信者氏名 _____		報告日時	平成	年	月	日	時	分
災害名 _____ (第 _____ 報)		都道府県						
		市町村 (消防本部名)						
		報告者名						

  

災害の概況	発生場所				発生日時	月	日	時	分	
被害の状況	死傷者	死者	人	不明	人	住家	全壊	棟	一部破損	棟
		負傷者	人	計	人		半壊	棟	床上浸水	棟
応急対策の状況	災害対策本部等の設置状況		(都道府県)		(市町村)					

(注) 第一報については、原則として、覚知後 30 分以内で可能な限り早く、分かる範囲で記載して報告すること。(確認がとれていない事項については、確認がとれていない旨(「未確認」等)を記載して報告すれば足りること。)

(表 21 の 3) 被害状況即報  
(消防庁第 4 号様式(その 2))

都道府県		長野県		区分被害		区分被害							
災害名 報告番号	災害名 第 報 ( 月 日 時現在)			田	流失・埋没	ha	公共文教施設	千円	災害対策本部等の設置状況	都道府県			
					冠水	ha	農林水産業施設	千円					
				畑	流失・埋没	ha	公共土木施設	千円					
					冠水	ha	その他の公共施設	千円					
報告者名				文教施設	箇所	小計	千円	災害救助法適用市町村名	市町村				
区分被害				病院	箇所	公共施設被害 市町村数	団体						
人的被害	死者	人	その 他の	道路	箇所	そ の 他	農産被害						千円
	行方不明者	人		橋りょう	箇所		林産被害						千円
	負傷者	重傷		人	河川		箇所	畜産被害	千円				
		軽傷		人	港湾		箇所	水産被害	千円				
住家被害	全壊		棟	の 他	砂防	箇所	の 他	商工被害	千円	計	団体		
			世帯		清掃施設	箇所							
			人		崖くずれ	箇所							
	半壊		棟		鉄道不通	箇所							
			世帯		被害船舶	隻							
			人		水道	戸	その他	千円	消防職員出動延人数	人			
	一部破損		棟		電話	回線	被害総額	千円	消防団員出動延人数	人			
			世帯		電気	戸	備 考	災害発生場所 災害発生年月日 災害の種類概況 応急対策の状況 ・消防、水防、救急・救助等消防機関の活動状況 ・避難の勧告・指示の状況 ・避難所の設置状況 ・他の地方公共団体への応援要請、応援活動の状況 ・自衛隊の派遣要請、出動状況					
			人		ガス	戸							
	床上浸水		棟		ブロック塀等	箇所							
			世帯										
			人										
床下浸水		棟	り災世帯数	世帯									
		世帯	り災者数	人									
		人	建物	件									
非住家	公共建物	棟	火災発生	危険物	件								
	その他	棟		その他	件								

※被害額は省略することができるものとする。

## 22 補記（被害状況総括）

被害状況の総括については、前号 21 によるほか、便宜的に次の諸表も総括表として用いることがある。

- (1) 被害状況集計表
- (2) 地震による被害集計表
- (3) 月 日 時 分発生地震による被害一覧
- (4) 被害状況総括表に準じた表（小規模の災害あるいは内訳等に重点をおいて集計する場合に用いる。また、そのつど適宜作成する。）

様式 (県及び近隣市町村への応援要請)

<p>応 援 要 請 書</p> <p>殿</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p style="text-align: center;">災害対策本部長</p>	
要 請 理 由	
応援を必要とする部・係	
応援を必要とする人員	
従事事務内容	
従 事 期 間	年 月 日 時 分より 年 月 日 時 分まで

様式 (指定行政機関に対する派遣要請)

派 遣 要 請 書  殿  年 月 日  災害対策本部長	
派遣を必要とする理由	
派遣を必要とする 職員の職種別	
派遣を必要とする職員数	
派遣を必要とする期間	年 月 日 時 分より 年 月 日 時 分まで
派遣される職員の 給与及び勤務条件	
その他の必要事項	

様式 (指定行政機関に対する派遣要請)

陸 上 自 衛 隊 派 遣 要 請 書			
長野県知事		殿	
		年 月 日	
		災害対策本部長	
災害の状況及び 派遣を必要とする理由			
派遣を必要とする期間	自 年 月 日 ( 日間) 至 年 月 日		
派遣を希望する区域 作業箇所及び作業内容	区 域	作業箇所	作業の内容
派遣を希望する人員 車両、航空機、資材等	人 員	車両・航空機等	資材等
	人	台 台 台	
連絡場所、連絡責任者 宿泊施設の状況	連絡場所	連絡責任者	宿泊施設の状況
その他の必要事項			



様式 (長野県消防防災航空隊出動要請)

長野県消防防災航空隊出動要請書

緊急直通電話 0263-85-5511・5512

航空隊受信時間	時 分現在	FAX 02653-85-5513
1 要請機関名	TEL 発信者	
2 災害種別	(1)救急 (2)救助 (3)火災 (4)災害応急 (5)その他	
3 要請内容	救急 救助 空中消化 偵察 物資輸送 傷病者搬送 他( )	
4 発生場所 (発生時期) (事故概要) (目標) (離着陸場所)	番地 ----- 年 月 日 午前・午後 時 分頃 -----	
5 気象条件 (現場)	視程 m 天候 雲量 (高 m) 風向 風速 m/s 気温 °C ( 警報・注意報)	
6 現場指揮者	所属・職名・氏名	
7 通信手段 (現場)	無線種別 (全国波・県波・市町村波) 現場指揮本部 (車) 呼出名(コールサイン)	
8 傷病者等	氏 名	年齢   歳   性別   男・女
9 傷病名・症状		
10 傷病者搬送 (着陸場所等)	出勤先 所在地 及び 目標 (病院名)	搬送先 所在地 及び 目標 (病院名)
11 要請日時	年 月 日 午前・午後 時 分頃	
12 他の航空機の 活動要請	(有・無) 機関名 機数 機	

※以下の項目については、航空隊で出動可否を決定後連絡します。

1 航空隊指揮者 コールサイン	指揮者名 無線機別 (全国波・県内波) コールサイン
2 到着予定時間	年 月 日 ( 曜日) 時 分
3 活動予定時間	時間 分
4 必要資機材	
※ その他の特記事項	

航空隊担当者	
--------	--

(様式第 1 号)

災 害 地震防災応急対策用 原子力災害 国民保護措置用  緊急通行車両等事前届出書  年 月 日 長野県公安委員会 殿  申請者住所 (電話)  氏名 ⑩		第 号 災 害 地震防災応急対策用 原子力災害 国民保護措置用  緊急通行車両等事前届出済証  左記のとおり事前届出を受けたことを証する  年 月 日  長野県公安委員会 印
番号標に表示されている番号		(注) 1 警戒宣言発令時又は災害発生時にはこの届出済証を最寄りの警察本部、警察署、交通検問所等に提出して所要の手續を受けてください。 2 届出内容に変更が生じ、又は本届出済証を亡失し、滅失し、汚損し若しくは破損した場合には、公安委員会(交通規制課経由)に届け出て再交付を受けてください。 3 次に該当するときは、本届出証を返還してください。 (1) 緊急通行車両等に該当しなくなったとき。 (2) 緊急通行車両等が廃車となったとき。 (3) その他、緊急通行車両等としての必要性がなくなったとき。
車両の用途(緊急輸送を行う車両にあっては、輸送人員又は品名)		
使用者	住所	
	氏名	
出 発 地		
(注) この事前届書は2部作成して、当該車両を使用して行う業務の内容を疎明する書類を添付の上、長野県警察本部に提出してください。		

年 月 日

緊急通行車両確認申出書

長野県公安委員会 様

阿智村長

印

番号標に表示されている番号			
車両の用途（緊急輸送を行う車両にあつては、輸送人員又は品名）			
使用者	住所	TEL ( )	
	氏名		
通行日時			
通行経路	出発地	目的地	
備考			

# 被災証明申請書

阿智村長様

申請者住所

申請者氏名

⑩

## 被災内容

被災年月日	平成 年 月 日 ( ) ~ 日 ( ) 午前 午前 午後 時 ~ 午後 時にかけて
災害の種別	台風 号 雨 浸水 の場合 床上 c m 床下 c m 風 ( ) 地震 ( ) 火災 ( ) その他 ( )
被災箇所	家屋 (居間・台所・風呂場・その他) 合計 m <sup>2</sup> 店舗 m <sup>2</sup> 事務所 m <sup>2</sup> 工場 m <sup>2</sup> その他 m <sup>2</sup>
備考	

平成 年 月 日

上記のとおり被害を蒙ったことを証明願います。

# 被災証明書

申請者住所

申請者氏名

被災内容

被災年月日	平成 年 月 日 ( ) ~ 日 ( ) 午前 午前 午後 時 ~ 午後 時にかけて
災害の種別	台風 号 床上 c m 雨 浸水 の場合 床下 c m 風 ( ) 地震 ( ) 火災 ( ) その他 ( )
被災箇所	家屋 (居間・台所・風呂場・その他) 合計 m <sup>2</sup> 店舗 m <sup>2</sup> 事務所 m <sup>2</sup> 工場 m <sup>2</sup> その他 m <sup>2</sup>
備考	

上記のとおり被害を蒙ったことを証明いたします。

平成 年 月 日

阿智村長



### 資料 03 被害状況報告等の様式

#### 1 様式第1号（概況速報） （表1）

	概 況 速 報		
災 害 の 名 称		災 害 発 生 日 時	
報 告 の 時 限		発 受 信 時 刻	
発 信 者	( )	受 信 者	( )

被 害 の 種 別	被 害 状 況	
	被 害 地 域 ま た は 場 所	災 害 の 状 況
人 的 ・ 住 家 関 係		
農 業 関 係		
林 業 関 係		
公 共 土 木 施 設 関 係		
鉄道 } 通信 } 施 設 関 係 電力 } 水道 }		
そ の 他		
応 急 対 策 等 の 活 動 状 況 消 防 職 員 ・ 消 防 団 員 の 出 動 状 況 等		

2 様式第2号 (人的及び住家の被害)  
(表2)

地方事務所  
市 町 村

人的及び住家の被害状況報告(発生・中間・確定)														
災害の名称			災害発生の日時			月 日 時								
災害発生の場所														
災害報告の時限			月 日 時現在			発信機関及び 発信担当者								
人的被害	死者		人		災害の概況									
	行方不明者		人											
	負傷者	重傷		人										
		軽傷		人										
		小計		人										
	計		人		災害原因 発生因									
全壊・全焼 又は流出	棟		棟							救済措置 状況				
	世帯		世帯											
	人員		人											
半壊又は半焼	棟		棟		災害適用の 見込み									
	世帯		世帯											
	人員		人											
住家の被害	一部破損	棟		棟		災害対策本部	名称							
		世帯		世帯			設置	月 日 時 分						
		人員		人			廃止	月 日 時 分						
床上浸水	棟		棟		ボランティア活動の 状況									
	世帯		世帯											
	人員		人											
床下浸水	棟		棟		その他	消防職員出動延人員		人						
	世帯		世帯			消防団員出動延人員		人						
	人員		人											
非住家の被害(全・半壊)			棟											

- 注) 1 「人的被害」欄の「負傷者・重傷」とは、一月以上の治療を要する見込みのものとし、「軽傷」とは、一月未満で治療できる見込みのものとする。なお、その区分が不明な場合は『調査中』と記載し、負傷者の合計数を「小計」に記載すること。
- 2 「住家の被害」欄の「一部破損」とは、住家の損壊程度が半壊に達しない程度のものとする。
- 3 「住家の被害」欄の「床上浸水」とは、住家の床より上に浸水したもの及び全壊、半壊には該当しないが、土砂竹木のたい積により一時的に居住することができないものとする。
- 4 「住家の被害」欄の「床下浸水」とは、住家が床上浸水に達しない程度のものとする。
- 5 「住家の被害」欄の「棟」とは、一つの独立した建物をいう。なお、主屋に付着している風呂場、便所等は主屋に含めて1棟とするが、二つ以上の棟が渡り廊下で接続している場合には2棟とすること。
- 6 「住家の被害」欄の各被害欄中、棟、世帯、人員欄のいずれかに記載がある場合で、記載された欄以外が不明な場合は『調査中』と記載すること。
- 7 「災害対策本部」欄には、災害対策基本法(昭和36年法律第228号)第23条の規定により設置した災害対策本部について記載すること。
- 8 「ボランティア活動の状況」欄には、ボランティアセンター設置状況(設置の有無及び設置場所等)、ボランティアの活動状況(受入の有無、派遣の有無等)、その他関連事項を記載すること。

様式第2-1号 (避難準備情報・避難勧告・避難指示等 避難状況報告)  
 (表2の1)

災害の名称					災害発生日時		月	日	時
報告の時限		月 日 時現在			発信時刻		月	日	時
発 信 者									
避難準備情報・避難勧告・避難指示の状況					避難場所等の状況				
発令日時 及び準備、勧告、指示の別	地区名	世帯数	人 員	避難場所名	設置地区名	入所世帯数	入所人員		
合計				合計					



3 様式第3号 (社会福祉施設被害)  
(表3の1)

社会福祉施設被害状況報告												中間 確定	
災害の名称							災害発生日時	年 月 日 時					
災害発生場所													
報告の時限	月 日 時現在						発受信時刻		日 時 分				
発 信 者	( )						受 信 者		( )				
施設の種類	施設名	被 害											
		全 壊		流 失		半 壊		一部破損		床上浸水		床下浸水	
		棟数	被害額 (千円)	棟数	被害額 (千円)	棟数	被害額 (千円)	棟数	被害額 (千円)	棟数	被害額 (千円)	棟数	被害額 (千円)
計													
被害額計												(千円)	

(表3の2)

社会福祉施設被害状況報告 (中間確定)				厚生課	
災害の名称	災害発生日時		月 日 時		
	報告の時限		月 日 時現在		

区分 地域 の 別	被災 施設 数	被害内訳										被害額計 (千円)		
		全壊		流失		半壊		一部破損		床上浸水			床下浸水	
		棟数	被害額 (千円)	棟数	被害額 (千円)	棟数	被害額 (千円)	棟数	被害額 (千円)	棟数	被害額 (千円)		棟数	被害額 (千円)
計														

(注)：被害程度は全壊・流失・半壊・一部破損・床上浸水・床下浸水・埋没等に区分して記載すること。

5 様式第5号 (農業関係被害)

(表5の1)

災害名	発生日時	月 日 時 分～ 日 時 分	発信日時	月 日 時 分
	発信機関 (発信者)		受信機関 (受信者)	

区分 項目	作物名	被害率 30%未満		被害率 30%以上		合 計			主な被害地区及び被害 農作物の種類等	
		面積	減収量	面積	減収量	面積	減収量	被害金額		
生産 物 被 害	水 稲									
	麦・雑穀・豆類									
	果 樹									
	野 菜									
	花 き									
	特 用 作 物									
	桑									
	そ の 他									
	小 計									
	樹 体 被 害	果 樹								
		その他 ( )								
小 計										
	計									

区分 項目	施設名	園 芸 関 係			そ の 他			合 計		
		件 数	面積(m <sup>2</sup> )	被害金額	件 数	面積(m <sup>2</sup> )	被害金額	件 数	面積(m <sup>2</sup> )	被害金額
施設 関 係	建 物									
	温室(ガラス張)									
	プラスチックハウス									
	構 築 物									
	計									

区分 項目	種類名	被害量	被害金額	主な被害地区名	主な被害品目名
そ の 他	家 畜				
	畜 産 物				
	水産物(寒天含む)				
	加工品貯蔵品等				
	蚕 繭				
	計				
	被害農業者(家)数	戸	特別被害農業者(家)数	戸	

市 町 村 別 被 害 の 状 況	市町村名	被害面積	減収量	被害金額	市町村名	被害面積	減収量	被害金額	摘 要			
										合 計		
									市町村数			

(注) 記入単位は次のとおりとする。面積-ha、減収量・被害量-t・千本・千鉢・個・頭・羽・箱、金額-千円



(表5の3)

農業関係被害報告（中間・確定）農政課							
災害の名称		災害発生日時		年 月 日 時			
		報告日時		月 日 時 現在			
区分	地域の別						計
	農作物	水 稲	被害面積(ha)				
うち30%以上(ha)							
減収量(t)							
その他の農作物		被害面積(ha)					
		うち30%以上(ha)					
		減収量(t)					
		(種類: )					
樹体被害		被害面積(ha)					
		被害額(千円)					
		(種類: )					
計		被害面積(ha)					
		被害額(千円)					
施設	建 物						
	温 室 ( ガ ラ ス 張 )						
	プ ラ ス チ ッ ク ハ ウ ス						
	構 築 物						
	計	件 数 ( 件 )					
被 害 額 ( 千 円 )							
畜産物等	畜 産 物 ( )						
	蚕 繭 ( )						
	そ の 他 ( )						
	計	被 害 額 ( 千 円 )					
農地・農業用施設	農 地	被 害 か 所 数					
		被 害 面 積 ( ha )					
	農業用施設	被 害 か 所 数					
	計	被 害 か 所 数					
		被 害 額 ( 千 円 )					
被 害 額 総 計 ( 計 )							
被 害 農 業 者 ( 家 ) 数 ( 戸 )							

(注)：この表は、県農業政策課から県危機管理防災課に報告する場合に用いる。  
地域の別とは、上段を地方事務所別、下段を市町村別にする等適宜区分する。

6 様式第6号 (林業関係被害)  
(表6の1)

森林政策課

林業関係被害状況報告(速報 中間 確定)												
災害の名称						災害発生日時		月	日			
						報告日時		月	日	時現在		
内容 地域	治山(林地崩壊)			治山施設		林道				その他	被害額計 千円	
	箇所	面積 ha	被害額 千円	箇所	被害額 千円	路線	箇所	延長 m	被害額 千円	被害額 千円		
摘要									前回( / )までの計			
									今回報告による計			
									差引			

(注) 本表は、森林政策課から危機管理防災課に報告する場合に用いる。  
地域の欄の左欄を地方事務所、右欄を市町村にする等適宜区分する。

(表6の2)

葉中

地方事務所

速報第

報・概況・確定

平成

年

月

日

時

分

現在

1 概況 災害名  
発生月日

被災地の地況：保安林  
砂防指定地

箇所、急傾斜地  
箇所、地すべり指定地

箇所、山地災害危険地  
箇所、普通林地

箇所  
箇所

市町村の対応：避難勧告 月 日 時 地区  
避難指示 月 日 時 地区  
災对本部設置 月 日 時

2 林地被害状況

治山施設被害状況

発生 月日	崩 壊 種 別	市町村名	新生崩壊・地すべり被害状況				拡大崩壊・地すべり被害状況				計			公共計			左欄のうち災害関連計画箇所			県単			治山施設			備考 (被災状況)										
			箇所 数	延長 km	面積 ha	山腹 ha	被害額 千円	箇所 数	延長 km	面積 ha	山腹 ha	被害額 千円	箇所 数	面積 ha	被害額 千円	箇所 数	面積 ha	被害額 千円	字名	面積 ha	被害額 千円	復旧計画 箇所 数	面積 ha	被害額 千円	字名		被害額 千円	復旧計画 (公共 県単別)								
																																				入家戸耕地 ha 国道 km 等
		計																																		

降水量調べ	市町村名	雨						観測所名	市町村名	雨						観測所名	市町村名
		最大24h雨量 mm	最大1h雨量 mm	連続雨量 mm	最大24h雨量 mm	最大1h雨量 mm	連続雨量 mm			最大24h雨量 mm	最大1h雨量 mm	連続雨量 mm	最大24h雨量 mm	最大1h雨量 mm	連続雨量 mm		
被害発生 市町村毎 最低1箇所		mm / : ~ / :	mm / : ~ / :	mm / : ~ / :	mm / : ~ / :	mm / : ~ / :			mm / : ~ / :	mm / : ~ / :	mm / : ~ / :	mm / : ~ / :	mm / : ~ / :				
		mm / : ~ / :	mm / : ~ / :	mm / : ~ / :	mm / : ~ / :	mm / : ~ / :			mm / : ~ / :	mm / : ~ / :	mm / : ~ / :	mm / : ~ / :	mm / : ~ / :				
		mm / : ~ / :	mm / : ~ / :	mm / : ~ / :	mm / : ~ / :	mm / : ~ / :			mm / : ~ / :	mm / : ~ / :	mm / : ~ / :	mm / : ~ / :	mm / : ~ / :				
		mm / : ~ / :	mm / : ~ / :	mm / : ~ / :	mm / : ~ / :	mm / : ~ / :			mm / : ~ / :	mm / : ~ / :	mm / : ~ / :	mm / : ~ / :	mm / : ~ / :				
									受送信	月 日 時 分 ----- 月 日 時 分					送審氏名 ----- 受審氏名		

(表 6 の 3)

3 林道被害状況(速報、概況、確定)

災害の名称  
災害発生年月日

調査年月日  
地方事務所名

(単位：m, 千円)

速報 回次	市町村名	公 共				小 災				計				備考
		路線名	路線 数	箇所 番号	延長	被害額	路線 数	箇所 番号	延長	被害額	路線 数	箇所 番号	延長	
	合 計													

(表 6 の 4)

4 林産物および林産施設被害状況(速報、概況、確定)

災害の名称  
災害発生年月日

調査年月日  
地方事務所名

災 害 の 種 類	
災 害 の 発 生 年 月 日	
被 害 調 査 年 月 日 被 害 発 生 地 域 ( 市 町 村 名 )	



(1) 林産物被害

区分			農 林 業 者										そ の 他								合 計	
			森 林 組 合 同 連 合 会		農 業 協 同 組 合 同 連 合 会		そ の 他 任 意 団 体		個 人		計		中 小 企 業 等 協 同 組 合		会 社 ・ 個 人		そ の 他		計			
			数 量	金 額	数 量	金 額	数 量	金 額	数 量	金 額	数 量	金 額	数 量	金 額	数 量	金 額	数 量	金 額	数 量	金 額	数 量	金 額
木	立木 (m3)	天																				
		人																				
	素材 (m3)																					
	製材 (m3)																					
	その他																					
材	小 計																					
	薪炭原木 (m3)																					
炭	木炭 (kg)																					
	薪層積 (m3)																					
	その他																					
	小 計																					
特 殊 林 産 物	しいたけ (kg)																					
	わさび (kg)																					
	竹材 (束)																					
	小 計																					
合 計																						
被 災 者 数																						

- 注 1 木炭出荷調整対策事業による保管木炭が被害を受けた場合には木炭欄の内数として ( ) 書で示すこと。  
 2 立木は利用伐期令級以上のものを記入する。  
 3 被害者数等の欄は森林組合等の団体によってはその組合数、会社及び個人によっては会社数及び戸数の実数を記入する。

4 県有林（県行造林含む）の被害を、その他欄に内数として（ ）書で示すこと。

(2) 林産施設被害

区	分	そ の 他																								合計		
		中小企業等協同組合				会社・個人				その他				計														
		全壊		半壊		計		埋積土砂量(m3)		全壊		半壊		計		埋積土砂量(m3)		全壊		半壊		計		埋積土砂量(m3)		数量	金額	排土費
		数	金	数	金	数	金	数	排土費	数	金	数	金	数	金	数	排土費	数	金	数	金	数	金	数	排土費			
木	木材倉庫（棟）																											
	貯木場（坪）																											
	網場																											
	流送路（km）																											
材	木工建物（棟）																											
	材施機械（点）																											
	加設計																											
木	集運材施設																											
	木炭倉庫（棟）																											
	炭窯（基）																											
	木工建物（棟）																											
	炭施炭窯（基）																											
炭	加設計																											
	簡易搬送施設																											
特殊	特殊林産倉庫（棟）																											
	わさび育成施設（坪）																											
	しいたけ育成施設（坪）																											
	しいたけほだ木（本）																											
産物	特産工建物（棟）																											
	殊物施機械（点）																											
	林加設計																											
合	計																											
被	災者数等																											

注 1 堆積土砂量の欄は貯木場および流送路についてのみ記入する。

2 被災者数等の欄は、中小企業等協同組合にあってはその組合数、会社、個人にあっては会社数及び戸数の実数を記入する。

(3) 林産物間接被害

区	分	農 林 業 者										そ の 他								合 計	
		森林組合同連 合 会		農業協同組 合同連合会		その他任意 団 体		会社・個人		計		中小企業等 協 同 組 合		会社・個人		そ の 他		計			
		数量	金額	数量	金額	数量	金額	数量	金額	数量	金額	数量	金額	数量	金額	数量	金額	数量	金額	数量	金額
木材	立木 (m3)																				
	素材 (m3)																				
	製材 (m3)																				
	その他																				
	小 計																				
薪炭	薪炭原木 (m3)																				
	本炭 (kg)																				
	薪層積 (m3)																				
	その他																				
	小 計																				
特殊林産物	しいたけ (kg)																				
	わさび (kg)																				
	竹材 (束)																				
	小 計																				
合 計																					
被災者数																					

- 注 1 道路の決壊、橋梁の破損、その他により運搬不能等となった滞貨及び金額を記入する。  
 2 被災者数等の欄は森林組合等の団体にとってはその組合数、会社及び個人にとっては会社数及び戸数の実数を記入する。

(表 6 の 5)

災害の名称 \_\_\_\_\_  
 災害発生年月日 \_\_\_\_\_  
 区 分 \_\_\_\_\_

5 造林地等の被害状況(速報、概況、確定)

調査年月日 \_\_\_\_\_  
 地方事務所 \_\_\_\_\_

森林所有者区分	森林計画区	市町村名	被 害								要 復 旧						備 考	
			人 工 林				天 然 林				改 植			そ の 他				経 費 計
			樹種別	齢級別	面積	被害額	面積	被害額	面積	被害額	面積	単価	経費	面積	単価	経費		
		ha	千円	ha	千円	ha	千円	ha	円	千円	ha	円	千円	千円				
合 計																		

- 注 1 区分は火災（被災全域）、病虫害獣（中害以上）、病虫害獣（中害未満）、その他被害（被害率30%以上）、その他被害（被害率30%未満）に区分し、別葉に作成する。  
 2 森林所有者区分は、県、市町村、公社、公団、その他及び合計に区分し、記入する。  
 3 「面積」は、区域面積とし、上段に（ ）内数で被害実面積を記入する。  
 4 市町村ごとに計欄に保安林分を（ ）書き内数で記入する。  
 5 「備考」欄には、復旧事業の種類（要復旧経費のその他の明細）、応急対策等を記入する。  
 6 「森林計画区」ごとの合計欄に、森林国営保険契約地の齢級別被害面積を（ ）書き内数で記入する。

(表6の6)

災害の名称

災害発生日

## 6 苗畑被害状況(速報、概況、確定)

調査年月日

地方事務所名

## (1) 苗木被害報告

市町村	施業量						被害量						備考			
	樹種	ha 面積	本数(千本)				経営 者数	ha 面積	本数(千本)					被害率 % (B/A)	被害 金額 千円	経営 者数
			1年生	2年生	3年生	計(A)			1年生	2年生	3年生	計(B)				
	すぎ															
	ひのき															
	合計															

注 1 施業量のうち1年生にあつては得苗見込本数を、2・3年生にあつては作付本数を記入すること。

2 すぎさしきについては別欄とすること。

3 被害面積は区域面積(附属地を含む)とすること。

4 被害欄は上段に総被害量を記入し、下段に30%以上の被害量を( )に内数で記入すること。

5 被害金額については毎年知事が示す標準被害額に時期別修正係数を乗じて算定すること。

## (2) 苗畑施設被害報告

市町村	項目 被害の内容	箇所数	被害数量	被害金額	復旧の種類	数量	単価	金額	備考
		( )	( )	( )		( )	( )	( )	

注 1 被害の内容は「畑地埋没」「畑地流失」「灌水施設破損」「堆肥舎倒潰」等と具体的に明記すること。

2 一つの被害内容ごとに「土砂排除」「跡地整理」等復旧欄に明記すること。

3 埋没流失の数量欄は、面積と耕土の流失埋没量(立米)を記入すること。

4 数量金額は、上段に総数量金額を記入し、下段に30%以上の被害量を( )に内数で記入すること。

(表6の7)

災害の名称

災害発生日

## 7 共同利用施設等被害状況(速報、概況、確定)

調査年月日

地方事務所名

市町村名	導入年度	事業主体	施設名	事業費	被害数量	単位	被害額	備考
				千円			千円	
	計							









(表7の4-1)

市町村別被害報告額調(県工事)  
事務所名 \_\_\_\_\_1 / 2  
(金額単位:千円)

市町村名	今回の報告書 ( / ~ / )													
	河川		砂防設備		地すべり防 止施設		急傾斜地崩 壊防止施設		道路		橋梁		計	
	箇所	金額	箇所	金額	箇所	金額	箇所	金額	箇所	金額	箇所	金額	箇所	金額
計														

(注) 本表は、次の場合に用いるものとする。

- 1 建設事務所から建設部各課に報告する場合。
- 2 建設部各課から河川課に報告する場合。
- 3 河川課から危機管理防災課に報告する場合。

(表7の4-2)

市町村別被害報告額調(県工事)  
事務所名 \_\_\_\_\_2 / 2  
(金額単位:千円)

市町村名	報 告 累 計													
	河川		砂防設備		地すべり防 止施設		急傾斜地崩 壊防止施設		道路		橋梁		計	
	箇所	金額	箇所	金額	箇所	金額	箇所	金額	箇所	金額	箇所	金額	箇所	金額
計														

(注) 本表は、次の場合に用いるものとする。

- 1 建設事務所から建設部各課に報告する場合。
- 2 建設部各課から河川課に報告する場合。
- 3 河川課から危機管理防災課に報告する場合。

(表 7 の 5)

市町村別被害報告額調(市町村工事)  
事務所名 \_\_\_\_\_

(金額単位:千円)

市町村名	今回の報告書 ( / ~ / )								報 告 累 計							
	河 川		道 路		橋 梁		計		河 川		道 路		橋 梁		計	
	箇所	金額	箇所	金額	箇所	金額	箇所	金額	箇所	金額	箇所	金額	箇所	金額	箇所	金額
計																

(注) 本表は、次の場合に用いるものとする。  
 1 建設事務所から建設部各課に報告する場合。  
 2 建設部各課から河川課に報告する場合。  
 3 河川課から危機管理防災課に報告する場合。

(表7の6)

雪崩災害報告					
事務所名 ( )			第 報 ( 月 日 時現在)		
ふりがな 場 所	郡町 市村	大字	ふりがな 区		
発生日時	月	日	時	雪崩危険箇所点検番号	
気象状況	雪崩発生時の天候	晴・曇・雨・雪・みぞれ			
	雪崩発生時の積雪深	cm	観測所名	観測所との距離	観測所との標高差
	雪崩発生時の気温	℃			
	雪崩発生時の降雪深	cm			
保全対象	人 家 公共的建物 公共的施設	戸	斜面の向き	北・北東・東・南東・南・南西・西・北西	
斜高の高さ			概況平面図	縦断図	
植生の状況					
雪崩の状況	拡大等の見込み				
	雪崩の種別	表層・全層			
	高さ				
	幅				
	雪崩雪量				
	発生区の傾斜度				
	走路の長さ				
見通し勾配					
被害の状況	死者・負傷者等	有・無	死者 名	行方不明者 名	負傷者 名
	住宅被言	有・無	全壊 戸	半壊 戸	一部破損 戸
	公共的建物被害	有・無			
	その他の建物被害	有・無			
	その他の概況				
応急対策及び 警戒避難状況	応急対策				
	避難状況				
	地域防災計画記載				
適用法令等の 施行状況	法 令 等	有無	法 令 等	有無	
	急傾斜地崩壊危険区域		急傾斜地崩壊危険実態調査箇所	箇所番号	
	建築基準法による災害危険区域		宅地造成工事規制区域		
	地すべり防止区域(農・林・土)		都市計画法に基づく開発許可制度の適用区域		
	砂防指定地		旧住宅地造成事業に関する法律の適用区域		
	保安林		宅地基準条例の適用区域		
	災害対策基本法防災計画区域		そ の 他		
備 考					
受 信 者		送 信 者 氏 名		受 信 者 氏 名	

8 様式第8号 (都市施設被害)

(表8の1)

都市施設被害状況報告 (中間確定)																						
災害の名称					災害発生日時		月		日		時											
災害発生場所																						
報告の時限		月			日		時		現在		発受信時刻	日		時		分						
発 信 者		( )			受 信 者		( )															
種 別	区 分	か所数	被害面積又は延長等			被害金額(千円)		復旧金額(千円)		摘要												
都市施設災害	街 路																					
	都 市 公 園																					
	都 市 排 水 路																					
	公 下 水 共 道	排 水 施 設																				
		ポ ン プ 場 施 設																				
		処 理 施 設																				
	区 整 画 理	街 路																				
		公 園 緑 地																				
		水 路																				
	防 空 壕 ・ そ の 他																					
堆 積 土 砂																						
合 計																						
建 物 災 害 及 び 損 害 面 積	区 分		住家(戸)	非住家(戸)	計(戸)		区 分		面 積 ( h a )		摘 要											
	全 壊						市街地被害面積															
	半 壊						その他被害面積															
	流 失						計															
	床 上 浸 水						全市街地面積															
	床 下 浸 水																					
状 況	発火	月			日		時		分		鎮火	月			日		時		分		被災か所	
	風向				風速	最大	m/sec		平均	m/sec		湿度				%						
建 焼 物 災 害 及 び 損 害 面 積	区 分		住家(戸)	非住家(戸)	計(戸)		区 分		面 積 ( h a )		摘 要											
	全 壊						全市街地															
	半 壊						被災面積															
計																						
備 考	1 土地区画整理事業を施行する必要がある(ある・ない・不明) 2 都市計画との関連( )																					

(表 8 の 2)

都市施設被害状況報告 (中間・確定)			
災 害 の 名 称		災害発生日時	月 日 時
		報 告 日 時	月 日 時 現在

区 分		地域の別					計
街 路	か 所						
	被害額(千円)						
都 市 公 園	か 所						
	被害額(千円)						
都 市 排 水 路	か 所						
	被害額(千円)						
公 共	か 所						
	排水施設 被害額(千円)						
下	か 所						
	ポンプ場施設 被害額(千円)						
水 道	か 所						
	処理施設 被害額(千円)						
区 画	か 所						
	街 路 被害額(千円)						
整 理	か 所						
	公園緑地 被害額(千円)						
水 路	か 所						
	被害額(千円)						
防 空 壕 其 他	か 所						
	被害額(千円)						
堆 積 土 砂	か 所						
	被害額(千円)						
合 計	か 所						
	被害額(千円)						

注：本表は、県都市計画課及び生活排水対策室から県危機管理・消防防災課に報告する場合に用いる。  
地域の別は、上欄を建設事務所別、下欄を市町村別にする等適宜区分する。

9 様式第9号 (水道施設被害)  
(表9の1)

水道施設被害状況報告 (中間確定)				
災害の名称		災害発生日時	月	日 時
災害発生場所				
報告の時限	月 日 時 現在	発受信時刻	日	時 分
発 信 者	( )	受 信 者	( )	
水道の名称		給水区域及び 現在給水人口	( 戸 )	人
被害給水区域 及び被害給水 人 口	( 戸 ) 人			
災害の状況		被害 金額	千円	
応急措置及び 給水現状				
給 水 応 援	消毒機械及び薬品応援	復旧資材労務応援	技 術 応 援	
緊急 応援 の 要 否	給水車 両/日 <sup>3</sup> m分	乾式注入能力 g/h 機		
	ろ水器 両/日 <sup>3</sup> m分	湿式 g/h 機		
	自衛隊給水班要請/ 日 <sup>3</sup> m 日間	簡易滅菌機 g/h 機		
	水道から応急給水/ 日 <sup>3</sup> m分	液体塩素 kg 入 本		
	日間	さらし粉高度 普通 500g 本		
	必要なし	必要なし		

(表 9 の 2)

		水道施設被害状況報告		(中間 確定)	水大気環境課
災害の名称			災害発生日時	月	日 時
			報告の期限	月	日 時現在

地域 の別	項目	被害水道数 (施設)	被害給水人口 (人)	被害額 (千円)	備考
計					

注：本表は、県水環境課から県危機管理・消防防災課に報告する場合に用いる。  
 地域の別は、左欄を保健所別、右欄を市町村別にする等適宜区分する。

10 様式 10号 (廃棄物処理施設被害)

(表 10 の 1)

廃棄物処理施設 (ごみ・し尿・下水道終末処理) 被害状況報告 (中間確定)			
災害の名称		災害発生日時	月 日 時
災害発生場所			
報告の時限	月 日 時 現在	発受信時刻	日 時 分
発 信 者	( )	受 信 者	( )

被 害 施 設 名			
被害の区域および処理人			
被 害 の 状 況			
被 害 額	千円	千円	千円
応 急 措 置 の 現 況			
災 害 救 助 の 有 無			
そ の 他 必 要 な 事 項			



(表 10 の 2)

廃棄物処理施設被害状況報告 <span style="border: 1px solid black; border-radius: 50%; padding: 2px;">中間 確定</span>				廃棄物対策課	
災害の名称		災害発生日時	月	日	時
		報告の期限	月	日	時現在

	区分 地域別の別	被災施設名	被害の状況	被害処理人口	被害額（千円）	応急措置の現況
計						
その他必要な事項						

注：本表は、県廃棄物対策課から県危機管理防災課に報告する場合に用いる。  
 地域の別は、左欄を地方事務所別、右欄を市町村別にする等適宜区分する。

様式第 11 号 (感染症関係)  
(表 11 の 1)

感染症関係報告 (中間確定)			
災害の名称		災害発生日時	月 日 時
災害発生場所			
報告の時限	月 日 時 現在	発受信時刻	日 時 分
発信者	( )	受信者	( )

	項目 病名	発生患者等数					備考
		患者	疑似	無症状 病原体 保有者	計	うち 死者	
感 染 症							
備 考							

(表 11 の 2)

感 染 症 関 係		〔中間 確定〕		健康づくり支援課	
災 害 の 名 称		災 害 発 生 日 時	月	日	時
		報 告 の 時 限	月	日	時現在

感 染 症										
項 目 地域別の別	病名		病名		病名		病名		病名	
	発 生 患 者 等 数 (人)	う ち 死 者 (人)	発 生 患 者 等 数 (人)	う ち 死 者 (人)	発 生 患 者 等 数 (人)	う ち 死 者 (人)	発 生 患 者 等 数 (人)	う ち 死 者 (人)	発 生 患 者 等 数 (人)	う ち 死 者 (人)
計										

注：本表は、県健康づくり支援課から県危機管理防災課に報告する場合に用いる。  
 地域の別は、左欄を保健所別、右欄を市町村別にする等適宜区分する。

12 様式第 12 号 (医療施設被害)  
(表 12 の 1)

医療施設被害状況報告			(中間 確定)	保健所名	
災害の名称		災害発生日時	月	日	時
報告の時限	月	日	時	現在	発受信時刻
発信者	( )	受信者	( )		

区分	施設名	経営主体	所在地	被害の程度					被害額	復旧に要する経費
				全壊棟	流出棟	半壊棟	浸水棟	その他棟		
(病院)									千円	千円
(診療所)										
合 計										

- 注：1 本表は、保健所が管内の各施設の状況を県医療政策課に報告する場合に用いる。  
 2 各施設ごとの詳細な被害状況は別案にして添付すること。  
 3 被害施設がへき地出張診療所の場合は、経営主体欄にその旨を記載すること。

(表 12 の 2)

医療施設被害状況報告		(中間 確定)	医療政策課
災害の名称	災害発生日時	月	日 時
	報告の时限	月	日 時現在

区分 地域の別	被災病院 (診療所)数	建 物 被 害						その他の 被害	被害額 (千円)
		計	全壊 全焼 (棟)	流失 (棟)	半壊 半焼 (棟)	浸水 (棟)	その他 (棟)		
計									

注：本表は、県医務課から県危機管理防災課に報告する場合に用いる。  
地域の別は、右欄を保健所別、左欄を市町村別にする等適宜区分する。

13 様式第13号（商工関係被害）  
（表13の1）

商工関係被害状況報告				中間 確定				
災害の名称				災害発生日時		年 月 日 時		
災害発生場所								
報告の時限		月 日 時 現在		発受信時刻		日 時 現在		
発 信 者		( )		受 信 者		( )		
被害区分			業種区分	鉱工業	商業	サービス業	その他	計
組合、 団体 以外の 事業所	建物の被害 (ア)	全	棟数(棟)					
		壊	損害額(千円)					
		半	棟数(棟)					
		壊	損害額(千円)					
		のそ	棟数(棟)					
		被の	損害額(千円)					
	害他							
	土地の被害 (イ)	損害額(千円)						
(ア)(イ)以外の有形固 定資産の被害	損害額(千円)							
製品・仕掛品・原材料 の損害	損害額(千円)							
事業協同組合・商工組合・ 協業組合の被害			件数(件)					
			損害額(千円)					
商工会議所・商工会の被害			件数(件)					
			損害額(千円)					
小 計			損害額(千円)					
除雪、排水等の災害対策に要した経費(千円)								
その他災害の発生により生じた損害額(千 円)								
損 害 額 総 計(千円)								
被 害 件 数 ( 事 業 ( 務 ) 所 数 )								

- 注：1 事業協同組合、商工組合、協業組合の被害とは、中小企業団体の組織に関する法律第3条第1項の規定による中小企業団体についての物的被害とする。
- 2 その他災害の発生により生じた損害額とは季節的商品の出荷遅延による価格の減少額等をいう。
- 3 住宅と営業に供している建物とが同一建物である場合は、営業用建物部分についての被害を記入するものとする。ただし、被害態様が住宅部分と営業用建物部分とに区分することが困難な場合は、かっこ外書きにする。
- 4 業種区分中の「その他」には指定公共機関及び指定地方公共機関に係る被害を除くものとする。
- 5 大企業に関する被害については、内訳（大企業分としてまとめ）を別紙に記載する。

(表 13 の 2)

商工関係被害状況報告		(中間 確定)	産業政策課		
災害の名称	災害発生日時		月	日	時
	報告の期限		月	日	時現在

被害区分		地域の別				市町村				
		全	半	壊	壊					
組合 団体 以外 の 事業 所	建物の被害 (ア)	棟数	鉱工業							
			商業							
			サービス業							
			その他							
		損害額 (千円)	鉱工業							
			商業							
			サービス業							
			その他							
		棟数	鉱工業							
			商業							
			サービス業							
			その他							
	損害額 (千円)	鉱工業								
		商業								
		サービス業								
		その他								
	その他の被害	棟数	鉱工業							
			商業							
			サービス業							
			その他							
損害額 (千円)	鉱工業									
	商業									
	サービス業									
	その他									
土地の被害 (イ)	損害額 (千円)	鉱工業								
		商業								
		サービス業								
		その他								
(ア) (イ) 以外の有形固定資産の被害	損害額 (千円)	鉱工業								
		商業								
		サービス業								
		その他								
製品、仕掛品、原材料の被害	損害額 (千円)	鉱工業								
		商業								
		サービス業								
		その他								
事業協同組合、商工組合 協業組合の被害	件数	(件)								
	損害額	(千円)								
商工会議所商工会の被害	件数	(件)								
	損害額	(千円)								
除雪排水等の災害対策に要した経費		(千円)								
その他災害の発生により生じた損害額		(千円)								
損害額 総計		(千円)								
被害件数 (事業(務)所数)										

注：本表は、県産業政策課から県危機管理防災課に報告する場合に用いる。  
地域の別は、上欄を地方事務所別、下欄を市町村別にする等適宜区分する。





(表 14 の 2)

		観光施設被害状況報告		〔中間 確定〕		観光企画課	
災害の名称		災害発生日時		月	日	時	
		報告の時限		月	日	時現在	

区分			地域の別					計
土木施設 (遊歩道・つり橋等)	道	か 所 数						
		被害額(千円)						
	橋	か 所 数						
		被害額(千円)						
	計	か 所 数						
		被害額(千円)						
一般 観光 地 建 物 等	全	か 所 数						
		被害額(千円)						
	半	か 所 数						
		被害額(千円)						
	そ の 他	か 所 数						
		被害額(千円)						
計	か 所 数							
	被害額(千円)							
被害総額(千円)								

注：本表は、県観光企画課から県危機管理防災課に報告する場合に用いる。

地域の別は、上欄を地方事務所別、下欄を市町村別にする等適宜区分する。

15 様式第 15 号 (教育関係施設被害)

(表 15 の 1)

教育関係施設被害状況報告				(中間 確定)	報告者		
災害の名称		災害発生年月日	年 月 日	災害発生場所			
施設の種別		報告の时限	年 月 日 時現在	発 信 者		受 信 者	

発 受 信 日 時	災 害 発 生 日 時	市 町 村 名	施 設 の 名 称	建 物						工 作 物 被 害 金 額	土 地 被 害 金 額	設 備 被 害 金 額	被 害 額 合 計	被 害 状 況
				新 築				要 補 修 大 破 以 下 金 額	計 被 害 金 額					
				全 壊		半 壊								
				面 積	金 額	面 積	金 額							
日	日			㎡	千 円	㎡	千 円	千 円	千 円	千 円	千 円			
：	：													

- 注： 1 本表は、すべての教育施設の被害について使用するものであること。  
 2 公立小中学校施設の被害の場合で、本年を含む前6年以内に合併があった市町村は、施設の名称欄を二段書とし、学校名の下へ学校所在地の旧市町村名を（ ）書で記入すること。  
 3 文化財は、国、県の指定分についてのみ記入すること。  
 4 本表は、市町村、施設の管理者及び設置者が関係機関に報告する場合に用いる。

(表 15 の 2)

教育関係施設被害状況報告		(中間 確定)	課
災害の名称	災害発生日時	月	日 時
	報告の期限	月	日 時現在

(単位 m<sup>2</sup>・千円)

施設の種別	被害施設数	被害状況									
		建築物						工作物 被害金額	土地 被害金額	設備 被害金額	被害額 合計
		新築		要補修		計					
		全壊	半壊	大破以下	被害金額		被害金額	被害金額	被害金額		
面積	金額	面積	金額	金額	金額	金額	金額	金額	金額		
幼稚園											
小学校											
中学校											
高等学校											
盲学校											
ろう学校											
養護学校											
大学・高専											
共同利用施設											
教員住宅											
社会教育施設											
文化財											
合計											

注：本表は、県関係課から県危機管理防災課ほか関係課に報告する場合に用いる

16 様式第 16 号 ( 県有財産被害 )  
( 表 16 )

県有財産被害状況報告				( 中間 確定 )	課
災害の名称		災害発生日時	年	月	日 時
災害発生場所					
報告の時限	月	日	時	現在	発受信時刻
					日 時 分
発 信 者	( )		受 信 者	( )	

区 分 数 量 被害額(千円)			区 分 数 量 被害額(千円)		
庁 舎	全 壊 ( 棟 )		そ の 他 の 建 物	全 壊 ( 棟 )	
	流 失 ( 棟 )			流 失 ( 棟 )	
	半 壊 ( 棟 )			半 壊 ( 棟 )	
	床上浸水(棟)			床上浸水(棟)	
	床下浸水(棟)			床下浸水(棟)	
	一部破損(棟)			一部破損(棟)	
	小 計			小 計	
公 舎 ( 宿 舎 ) ・ 公 営 住 宅	全 壊 ( 棟 )		敷 地	流 失 ( m <sup>2</sup> )	
	流 失 ( 棟 )			そ の 他	
	半 壊 ( 棟 )		そ の 他	財 産 ( 件 )	
	床上浸水(棟)			物 品 ( 件 )	
	床下浸水(棟)			そ の 他 ( 件 )	
	一部破損(棟)			台 計	
	小 計				

注：本表は、県有財産管理者から県関係課に、および県関係課から管財課に、また管財課から県危機管理・消防防災課に報告する場合に用いる。

17 様式第 17 号 (市町村有財産被害)  
(表 17)

市町村有財産被害状況報告			(中間 確定)	市町村名				
災害の名称		災害発生日時	年	月	日	時		
報告の時限	月	日	時	現在	発受信時刻	日	時	分
発信者	( )		受信者	( )				

この報告内容には、他の報告系統によるものはすべて含まれない。

建 物 被 害	施設の別	発生数(計)	全壊(流失)	半壊	一部破損	床上浸水	床下浸水	被害額	備考	
		棟	棟	棟	棟	棟	棟	千円		
	小計									
公 共 土 木 施 設 被 害  (市町村単災のみ)	種別	発生数	被害状況				被害額	備考		
	河川	か所					千円			
	道路									
	橋梁									
	小計									
そ の 他	種別	発生数	被害状況				被害額	備考		
		か所					千円			
	計	—	—							

注：本表は、市町村から地方事務所に、及び地方事務所から県危機管理防災課に報告する場合に用いる。

18 様式第 18 号 (公益事業関係被害)  
(表 18)

公益事業関係被害状況報告			(中間 確定)	機関名
災害の名称		災害発生日時	年	月 日 時
災害発生場所				
報告の時限	月 日 時 現在	発受信時刻	日	時 分
発 信 者	( )	受 信 者	( )	

区 分		被 害 発 生 数 ・ 被 害 程 度 数	被 害 額
被 害 状 況	建物等		千円
	被害箇所		
	不通箇所		
応 急 措 置 ・ そ の 他			

注：この表は、鉄道・通信・電力・ガス関係の被害について、各関係機関から県危機管理・消防防災課に報告する場合に用いる。

19 様式第 19 号  
 第 1 号様式  
 (火災)

第 報

報告日時	年 月 日 時 分
都道府県	
市町村	
報告者名	

火災種別	1. 建物 2. 林野 3. 車両 4. 船舶 5. 航空機 6. その他					
出火場所						
出火日時 ( 覚知日時 )	( 月 日 時 分 ) ( 月 日 時 分 )	( 鎮圧日時 ) ( 鎮火日時 )	( 月 日 時 分 ) ( 月 日 時 分 )			
火元の業態・用途			事業所名(代表者氏名)			
出火箇所			出火原因			
死傷者	死者(性別・年齢) 人 負傷者 重症 人 中等症 人 軽傷 人		死者の生じた理由			
建物の概要	構造階層		建築面積 延べ面積			
焼損程度	焼損棟数	全焼 半焼 部分 ぼや	棟 棟 棟	計 棟	焼損面積	建物焼損床面積 m <sup>2</sup> 建物焼損表面積 m <sup>2</sup> 林野焼損面積 a
り災世帯数			気象状況			
消防活動状況	消防本部(署) 台 人 消防団 台 人 その他 人					
救急・救助活動状況						
災害対策本部等の設置状況						
その他参考事項						

様式第 19 号の 2

第 2 号様式 (特定の事故)

- 事故名
- 1. 石油コンビナート等特別防災区域内の事故
  - 2. 危険物に係る事故
  - 3. 原子力施設等に係る事故
  - 4. その他特定の事故

第 報

報告日時	年 月 日 時 分
都道府県	
市町村	
報告者名	

事故種別	1. 火災 2. 爆発 3. 漏えい 4. その他 ( )				
発生場所					
事業所名	特別防災区域	〔レイアウト第一種、第一種、 第二種、その他〕			
発生日時	月 日 時 分	発見日時	月 日 時 分		
(覚知日時)	(月 日 時 分)	鎮火(処理完了)日時	月 日 時 分		
消防覚知方法		気象状況			
物質の区分	1. 危険物 2. 指定可燃物 3. 高压ガス 4. 可燃性ガス 5. 毒劇物 6. R I 等 7. その他 ( ) 物質名				
施設の区分	1. 危険物施設 2. 高危混在施設 3. 高压ガス施設 4. その他 ( )				
施設の概要	危険物施設の区分				
事故の概要					
死傷者	死者(性別・年齢)  計 人	負傷者数 重症 中等症 軽症	人 人 人 人		
消防防災活動状況 及び 救急・救助活動状況	警戒区域の設定 月 日 時 分 使用停止命令 月 日 時 分	出場機関	出場人員	出場資機材	
		事業所	自衛防災組織	人	
			共同防災組織	人	
			その他	人	
		消防本部(署)	台 人		
		消防団	台 人		
		海上保安庁	人		
		自衛隊	人		
その他	人				
災害対策本部等の設置状況					
その他参考事項					





21 様式第 21 号 (被害状況総合)

(表 21 の 1) 被害状況総括

被害状況総括 (中間確定 月 日 時現在)

県災害対策本部  
県危機管理・消防防災課

災害の名称:	
発生日時:	
発生地域:	
被害総括	
人的被害	死者, 行方不明者, 計= 人 重傷者, 軽傷者, 計= 人
被害総額	うち国直轄・公共機関分 千円 ( , 千円) (10 億) (百万) (※印の計)

災害対策本部 の設置状況	.....
災害救助法の 適用市町村	.....
自衛隊出動 状況	.....
(概要)	.....
	.....
	.....
	.....

被害者の別		発生数	被害額(千円)	
住家等の被害	棟数	計 (棟)		
		全壊 (棟)		
		半壊 (棟)		
		一部破損 (棟)		
		床上浸水 (棟)		
		床下浸水 (棟)		
	非住家の全・半壊 (棟)			
	世帯及び人員	計	世帯 人	
		全壊	世帯 人	
		半壊	世帯 人	
		一部破損	世帯 人	
		床上浸水	世帯 人	
		床下浸水	世帯 人	
		計		
農業関係被害	農作物	水陸稲 (ha) (ha)		
	施設 (件)	▽		
	畜産物等 ( )			
	農地 (ha)			
	農業用施設 (カ所)			
林業関係被害	計 (カ所)			
	治山 (カ所)			
	林道 (カ所)			
	その他			
※国直轄分 (治・林・他)	※			
公共土木施設関係被害	計 (カ所)			
	河川 (カ所)			
	砂防 (カ所)			
	道路 (カ所)			
	橋りょう (カ所)			
	※国直轄分 (河・道・橋)	※		
その他の被害	右欄の計 (千円)			
	うち建物 (▽印の計)			

被害者の別		発生数	被害額(千円)
都市施設被害	計 (カ所)		
水道施設被害	計 (施設)		
	被害給水人口 (人)		
清掃施設被害	計 (施設)		
医療施設被害	計 (施設)		
	うち建物被害 (棟)	▽	
商工関係被害	計 (件)		
	うち建 鉱工業 (棟)	▽	
	商業 (棟)	▽	
	その他 (棟)	▽	
うち製品・原材料等			
うち間接被害			
観光施設被害	計 (カ所)		
	うち建物被害 (棟)	▽	
教育関係被害	計 ( )		
	うち建物被害 (棟)	▽	
県有財産被害	計 ( )		
	うち建物被害 (棟)	▽	
市町村有財産被害	計 ( )		
	うち建物被害 (棟)	▽	
	うち土木小災害 (カ所)		
社会福祉施設被害	計 (施設)		
	うち建物被害 (棟)	▽	
国保診療施設被害	計 (施設)		
	うち建物被害 (棟)	▽	
公益事業関係被害	計	※	
	鉄 道	不通カ所	
		被害件数	
	通 信	不通回線	
		被害カ所 (停電地区)	
	電 力	被害カ所	
		(停電地区)	
	ガ ス	被害カ所	
	そ の 他		

(表 21 の 2) 災害概況即報  
 (消防庁第 4 号様式(その 1))

報告日時	平成 年 月 日 時 分
都道府県	
市町村 (消防本部名)	
報告者名	

消防庁受信者氏名 \_\_\_\_\_

災害名 \_\_\_\_\_ (第 \_\_\_\_\_ 報)

発生場所	発生日時		月 日 時 分						
	災害の概況								
死傷者	死者	人	不明	人	住家	全壊	棟	一部破損	棟
	負傷者	人	計	人		半壊	棟	床上浸水	棟
被害の状況									
災害対策本部等の設置状況		(都道府県)	(市町村)						
応急対策の状況									

(注) 第一報については、原則として、覚知後 30 分以内で可能な限り早く、分かる範囲で記載して報告すること。(確認がとれていない事項については、確認がとれていない旨(「未確認」等)を記載して報告すれば足りること。)

(表 21 の 3) 被害状況即報  
(消防庁第 4 号様式(その 2))

都道府県		長野県		区分		被害		区分		被害		都道府県	市町村			
災害名 報告番号	災害名 第 報 ( 月 日 時現在)	田	流失・埋没	ha	公共文教施設	千円	農林水産業施設	千円	公共土木施設	千円	その他の公共施設			千円		
			冠水	ha		千円										
			畑	流失・埋没		ha		千円								
			冠水	ha		千円										
報告者名		文教施設		箇所	小計		千円	病院		箇所	公共施設被害 市町村数		団体			
区分被害		道路		箇所	農産被害		千円	橋りょう		箇所	林産被害		千円			
人的被害	死者	人	河川	箇所	港湾	箇所	畜産被害	千円	負傷者	重傷	人	水産被害	千円			
	行方不明	人		軽傷		人		商工被害		千円						
住家被害	全壊	棟	砂防	箇所	その他	その他	千円		消防職員出動延 人数	人	消防団員出動延 人数	人	災害救助法適用市町村名	計	団体	
		世帯		清掃施設				箇所								
		人						崖くずれ								箇所
	半壊	棟	鉄道不通		箇所											
		世帯		被害船舶	隻											
		人			水道	戸										
	一部破損	棟	電話			回線	被害総額	千円	災害発生場所	災害発生年月日	災害の種類概況	応急対策の状況	・消防、水防、救急・救助等消防機関の活動状況	・避難の勧告・指示の状況	・避難所の設置状況	・他の地方公共団体への応援要請、応援活動の状況
		世帯		電気		戸										
		人			ガス	戸										
	床上浸水	棟	ブロック塀 等			箇所	備考									
世帯		り災世帯数		世帯												
人				り災者数	人											
非住家	公共建物		棟		火災発生	建物	件									
		その他	棟				危険物	件								
			棟	その他				件								

※被害額は省略することができるものとする。

## 22 補記（被害状況総括）

被害状況の総括については、前号 21 によるほか、便宜的に次の諸表も総括表として用いることがある。

- (1) 被害状況集計表
- (2) 地震による被害集計表
- (3) 月 日 時 分発生地震による被害一覧
- (4) 被害状況総括表に準じた表（小規模の災害あるいは内訳等に重点をおいて集計する場合に用いる。また、そのつど適宜作成する。）